

際に現はれ、到底補助銀貨を内國に留保する能はず、其流出の爲めに生じたる貨幣流通上の缺陷を補ふ爲め、白銅貨を鑄造して、一時を彌縫し、更に種々畫策する所ありたれども、佛蘭西との關係上自國の獨力を以てしては、如何ともす可からざるものあり。結局佛國式の貨幣制度を採用する諸國と協同して、應急策を施すの必要を認め、先づ佛蘭西の賛成を得て、伊太利、瑞西兩國の政府を勧誘し、千八百六十五年十月四國政府の委員巴里に集會し、刻下の政策を協議したり。是れ即ち羅旬貨幣同盟なるもの、發端にして、會議の席上、白耳義政府の委員は四國間に金貨本位制を実施するの意見を主張したれども、當時佛蘭西の大藏省並に佛蘭西銀行は複本位制維持説を固執して、金貨本位制に反對したるを以て遂に衆議の容るゝ所と爲らず、結局同年十二月四國協同して、複本位制の同盟を組織することを約定したり。同盟規約は十五箇條より成り、其要點左の如し。

一、瑞西、白耳義、佛蘭西、伊太利の四國は金銀貨の量目、品位、直徑並に其流通に關して、同盟を組織す。

二、此條約の下に於て、各國の鑄造す可き金銀貨の量目品位は左表に據る。

額面	量目	公差	品位	純量公差	直徑
一〇〇 ^ミ	三二・二五八 ^{グラム}	一千分の一	九〇〇	一千分の二	三五 ^{ミリ}
五〇	一六・一二九	同	同	同	二八
二〇	六・四五一	一千分の二	同	同	二一
一〇	三・二二五	同	同	同	一九
五	一・六一二	一千分の三	同	同	一七
本位銀貨	二五・〇〇〇	同	同	同	三七
二	一・〇〇〇	一千分の五	八三五	一千分の三	二七
補助銀貨	五・〇〇〇	同	同	同	二三
一	二・五〇〇	一千分の七	同	同	一八
五〇	一・〇〇〇	一千分の十	同	同	一六
二〇	同	同	同	同	同

三同盟國の國庫は以上の條項に據て鑄造せられたる金銀幣並に五法銀幣を自由に收受す可し。但し其量目にして磨滅の爲め、公差の外に一分を減じたるもの並に模様認識し難きに至れるものは、此限りに非ず。

四、補助銀貨は一口の支拂五十法を限り、之を鑄造したる國の個人間に於て、法貨たるの效力を有し、之を鑄造したる國は無制限に國庫に收受す可く、又同盟國の國庫は他國の鑄造したる補助銀幣を收受す可し。

五、補助銀貨にして、磨滅の爲め公差の外に五分を減じ、又は模様を認識し難きに至れるときは、之を鑄造したる國に於て、改鑄す可し。

六、補助銀貨を發行したる國は他の同盟國の國民又は國庫に對し、自國の發行したる銀貨を收受し、又は之を金貨に引換ふるの義務を負ふ。但し此義務は同盟解散後二箇年間繼續す可し。

七、補助銀貨の鑄造最高額は各同盟國の人口一人に對し、六法の割合を以て、之を定め、白耳義は二千二百萬法、佛蘭西は二億三千九百萬法、伊太利は一億四千萬法、瑞西は千七百萬法を以て、其限度とす。

八、條約の實施期限は千八百八十年一月一日までとし、同日より一箇年前に解散の決議を爲さざるときは、更に十五箇年間效力を存し、其後も同一の状態の下に於て繼續す。

九、此同盟に加入するの特權は本條約の義務に服従し、且つ同盟の貨幣制度を採用する國に與へらるゝものとす。

本來羅甸貨幣同盟の趣意たる白耳義政府の提議したるが如く、金銀市價の變動に對して、小取引の用に供せらるゝ銀貨を國內に留保するの一事にして、此目的を達する手段として、補助銀貨の品位を低下し、金貨に對する比率を一と一五、半より一と一四、三八に改めたるものなるが、之と同時に同盟國間に同一の比價を以て、金銀貨の自由鑄造を認むるに至りたるは千八百三年の佛蘭西貨幣法の趣意に基き同盟の勢力に依て、複本位制を施行し、以て貨幣價値の確實を期すると共に、佛蘭西を中心とする貨幣同盟を組織し、佛國の經濟的勢力を大ならしめんとしたるものにして、ナポレオン三世の計畫奏效したる所なり。

今、同盟條約の成立に關して、最も解決に困難なりし問題の一二を擧げ、以て本節を結ばんに、固より複本位制を實行するの一事に就ては、佛蘭西政府に於て、熱心に之を主張したるを以て、能く衆議を壓倒して、之に一決したるが、此以外に一問題と爲りて、議論の喧しかりしは、補助銀貨の品位に關する點是れなり。即ち同盟の一

國たる瑞西の例に従ひ、之を八百位とす可きか、又は伊太利の例に依り、八百三十五位とす可きか。瑞西政府の委員は八百位を採用するを以て、利益ありとし、之を擧げて、第一補助銀貨の品位を低下するときは、金銀市價に多少の變動を生ずるも、補助銀貨を流通外に驅逐するの危険なきを得べく、第二、八百位と云ふが如き、正確なる品位に據るときは、貨幣偽造の弊を抑制するを得るの二點を示したるに對し、伊太利政府の代表者は八百三十五貨を辯護し、第一、八百三十五位は貨幣鑄造上の技術より、適當の品位とす可く、第二、品位を高度ならしむるは、補助銀貨の偽造を防止するの道なることを主張したるが、前年既に佛蘭西の貨幣問題調査委員會に於ても、八百三十五位を以て、可なりとしたるの關係より、遂に此説の勝利に歸し、唯瑞西既得の利益を保護する爲め、條約の第七條に於て、從來瑞西が八百位を以て鑄造し、現に流通しつゝある銀貨は千八百七十八年一月一日まで、之を回收するに及ばず、又各國の國庫は品位の相違如何に拘はらず、瑞西の補助銀貨を收受することゝして、以て局を結ぶを得たり。

次に最も解決に困難を覺へたる問題は補助銀貨の鑄造高に關する制限なりき。

蓋し同盟國は同盟條約に依て、貨幣の品位量目を確定したりと雖も、若しも同盟の國が補助貨幣の鑄造を妄にし、以て其供給を過剰ならしむるときは、補助銀貨が同盟國間に共同流通するの結果、自然同盟國全體の貨幣制度に不良の影響を及ぼすに至らざるを得ず。此危険なからしむる爲めに、補助貨幣の鑄造高に或る制限を付するの必要は各國の代表者が期せずして、一致したる點なりしが、其制度を設くるに當り、各國互に利害關係の異なるものあるを免かれず。瑞西の如き現に補助貨幣の供給豊富なるものある一方に、伊太利の如き、之に不足せるものありて、一概に各國を通じて、一定の標準を定むること能はず。左ればとて各國の國情を酌量して、一々異なりたる標準を設くるも亦困難なるを以て、偶々各國の銀行業者が四國に於ける補助銀貨の必要額を推算し、其人口一人に付き最高十二法より、最低三法の間在る可しとの意見を報告したるを以て、之に基き其中位を取りて、人口一人に付き六法を標準とし、千八百七十九年十二月三十一日條約滿期の際に於ける各國の人口を算出し、之に六法を乗じて、補助貨幣の制限額を定むるに至れる次第なり。

第三節 獨逸の貨幣制度改革並に其影響

羅匈貨幣同盟組織の由來は既に前節に論述したるが如くなるを以て、一度其組織の成立するや、ナポレオンは更に一步を進め、此同盟を基礎として、國際間に貨幣制度の統一を企劃せんとし、千八百六十七年第一回の列國貨幣會議を開催したるが、其後國際共通貨幣の計畫は毫も其歩を進めざる間に、早くも自國單獨の計畫の下に貨幣制度改革に着手するの事例を見たり。之を獨逸帝國に於ける金貨本位制の實施なりとす。

獨逸帝國統一前聯邦諸州に行はれたる貨幣制度を概觀するに、幾多の本位制度を存し、其錯雜混亂名狀す可からざるものありき。即ち第一、北獨逸並に中央獨逸の諸聯邦州には、ターレル銀貨本位制あり、第二、南獨逸並に中央獨逸の一部には、グムデン本位制あり、第三、新領土たるアルサス、ローレンには、佛蘭西の制度を襲用したる法本位制^{フランス}即ち複本位制の行はるゝあり、第四、漢堡並にリーベックには、リーベック本位制の行はるゝ外に、第五、漢堡に於ては、多額の取引を決済するの用に供せ

られたる銀行貨幣本位制即ち銀行の振替勘定あり、第六、プロシヤには、金貨本位制行はれ、是等の金銀貨は各聯邦州の間に流通したりと雖も、比價の一定せざるは勿論、造幣規則も亦異なりて、流通上に不便を見ること少なからざりき。隨て聯邦州の間に貨幣制度を統一するの議は屢々聯邦議會の討議に付せられ、千八百五十年以後金の供給豊富なるに及んでは、金貨本位制に依て、聯邦諸州の制度を統一するの說行はれ、又南部の諸州間には、北獨逸に對抗するの關係上、羅匈貨幣同盟に加入す可しとの議ありたれども、共に實行せられず、改革の機運容易に熟するに至らざりき。

斯の如くして、普佛戰爭に至るまで、貨幣制度改革に就て、何等の成案を得る能はず、混亂したる状態を以て推移したるが、此戰爭は幸にも在來の制度に大改革を加ふるの導火線と爲れり。即ち戰後帝國統一の業成るや、從來錯雜したる貨幣制度を整理し、帝國全體に統一したる制度を施行し、以て帝國經濟上の聯絡を密接ならしむるの必要緊切なるに至れる一方には、佛蘭西より、五十億法の償金を得て、金貨の吸收敢て困難ならざるの機運に到達したるを以て、遂に帝國政府をして、金貨本

位制の下に、帝國の貨幣制度を統一するの方針を決定せしめたり。然らば當時聯邦州に於ける貨幣流通の狀況如何と云ふにゼートベール氏の調査に據れば、左の如し。

内國金貨	九一 <small>百万馬克</small>	四〇 <small>百分中</small>
銀貨	一、五〇〇	六五・七
補助貨幣	八五	三七
外國貨幣	四〇	一・八
漢堡銀行	三六	一・六
計	一、七五二	七六・八
政府紙幣	一七一	七・五
正貨準備外	三五九	一五・七
銀行紙幣	二、二八二	一〇〇・〇

前表に據るに、金貨の流通高は百分中の四に過ぎざるに、銀貨は百分中の六十五を占む。斯る状態の下に於て、純然たる金貨本位制を施行し、且つ急速に其效を舉

げんとするには、一舉に此多額の銀貨を國庫に回収し、之に代ふるに金貨又は之を代表する紙幣を流通に付せざる可からずと雖も、斯の如きは莫大の費用を要する點に於て、直に其實行を望む能はず。茲に於てか、政府は新に金貨を鑄造すると同時に、在來の本位銀貨にも無制限法貨たる資格を付與し、金貨に對して一定の割合を定めて、市場に流通せしめ、一方に其自由鑄造を停止し、供給の制限に依て、地金以上の價值を維持せしむるの方策を取り、一時跛行本位制を施行しながら、漸次序を逐うて、金貨本位制に移るの方針に出で、先づ千八百七十一年十二月の法律に於て、貨幣制度改革の準備として、新制度に關する根本の點を制定したり。其要點を抄出するに、左の如し。

- 一、純金一封度に付き百三十九箇半の割合を以て、帝國金貨を鑄造す。
- 二、右金貨の十分の一を馬克と稱し、馬克を百分して、プフェニツヒと稱す。
- 三、十馬克の帝國金貨の外に、純金一封度に付き六十九箇四分の三の割合を以て、二十馬克金貨を鑄造す。
- 四、帝國金貨の品位は九百位とし、純金九百、參和銅一百より成る。

五、金貨の量目公差は千分の二半純量公差は一千分の二とす。

六、従来流通せるタール銀貨は一タールに付き新金貨三馬克の割合を以て總ての支拂に充てらる可し。

即ち千八百七十一年の法律は本位貨幣たる新金貨の量目、品位並に價値の單位等貨幣法の根本規定を公にしたるものにして此内従来流通せる銀貨に對しては、同法の發布と共に其自由鑄造を停止したるに拘はらず、一定の割合を以て、無制限法貨として流通するを得せしめたるは、最も注目を値する所なり。而して前記の如く一タールに付き三馬克の割合を以てするときは $1 \text{ タール} = 3 \text{ マク}$ である。然るに $1 \text{ タール} = 1.5 \text{ マク}$ の算則に據り、金銀貨の法定比價は一と一五半に相當す可く、其當時の金銀市價に接近せるは、即ち過渡的期間に於て物價に及ぼす影響を寡少ならしむるの趣意に基くものと認む可し。

右の法律發布後帝國政府は造幣局の設備、金貨鑄造の材料等に就て諸般の準備を整へ、各方面の事業着々歩を進めたるを以て、千八百七十三年七月更に法律を制定し、新制度の施行に就て、詳細の要件を定めたり。其要點左の如し。

一、千八百七十一年の法律に規定したる金貨の外に純金一封度に付き二百七十九箇の割合を以て、五馬克金貨を鑄造す。

二、金貨の外に補助貨幣として、額面五馬克、二馬克、一馬克、五十並に二十プフェニツヒ銀貨、額面十並に五プフェニツヒ白銅貨、額面二並に一プフェニツヒの青銅貨を鑄造す。

三、補助銀貨の發行高は帝國の人口一人に付き十馬克を超過す可からず。又白銅貨銅貨の發行高は人口一人に付き二馬克半を超過す可からず。

四、補助銀貨は二十馬克まで、白銅貨並に銅貨は一馬克まで、法貨として流通するを得。

五、補助銀貨二百馬克以上、白銅貨又は銅貨五十馬克以上を國庫に提供して、金貨と引換を請求する者あるときは、速時に之に應ず可し。但し故意に量目の削減せられたる貨幣、偽造貨幣等は此限りに非ず。又銀貨、銅貨、白銅貨等にして、流通上自然の磨滅に依て、著しく量目を減損し、又は模様の認識し難きに至れるものは、國庫に於て、表面價格を以て、之を收受し、帝國政府の費用を以て改鑄

す。

六、人民は一定の量目を有する金地金を造幣局に提供するときは、二十馬克金貨の鑄造を請求するを得。

獨逸が貨幣制度を統一する場合には、或は佛國の制度に則らざるや、世人の想像したる所にして、又現に南部獨逸に於て、此種の所説ありたるに拘はらず、斯く獨力を以て金貨本位制を専行するに決したるは、如何なる事情に基くものなるか。其原因を考ふるに、第一、戦争の結果多額の償金を領收したるを以て、其一部を改革の用に供するときは、平時に於けるよりも、容易に金貨本位制實行の目的を達し得べきの便宜を備へ、第二、戦後帝國統一の業成れりと雖も、其多くは外部形式上の事項に屬し、進んで實體上より統一の効果を收め、各聯邦州をして敵對反抗の念慮を去らしむるには、新に貨幣制度を改革し、以て聯邦州の經濟的關係を密接ならしむるの必要を存し、第三、戦捷の結果、國民は自負の念を帯び、金貨を流通するを以て經濟上優等國なりとし、獨逸自ら速に此列に入らんとするの希望を懷き、第四、佛蘭西に對する反抗嫌忌の念慮甚だ熾烈にして、自然銀貨を排斥するの感情を生じたる

の諸點にして、要するに主として政治上の關係より、急速に改革を斷行するの必要に接したるものなるを以て、經濟上より其實行に、困難の事情を存するは論を俟たず。殊に其困難の最大なるものは、ターレル銀貨の處分是なり。即ち千八百七十一年の貨幣法に於て、ターレル銀貨に無制限法貨の資格を與へ、其流通を許したるは、一時の便宜に基きたる手段に外ならず。千八百七十三年の貨幣法に於て、本位貨幣を獨り金貨に限りたる趣意より云ふときは、速に之を回收して純然たる金貨本位制を實行せざる可からず。現に政府は此趣意に基き、千八百七十三年以來國庫が收入として銀貨を回收するに隨ひ、再び之を世上に發行せず、以て此回收に勉め、其一部即ち三億八千萬馬克は之を補助銀貨鑄造の資料に充て、其他は總て之を鑄潰し、地金として市場に賣却するの方針を定めたり。而して帝國政府の外に、千八百七十三年の上半季には、漢堡銀行が五十萬封度の銀塊を、普魯西銀行が四十三萬封度の銀塊を賣却し、市場に於ける銀地金の供給相次いで増加したる爲め、政府が貨幣制度の改革に着手すると相前後して、金銀市價は著しく動搖し、金に對する銀價の變動甚だしく、政府にして強ひて銀地金の賣却を續行せんか、賣價に於て、非

常の損失を免かれざるを以て、遂に政府は事の半途に於て本位銀貨の回收賣却を中止するの已むを得ざるに至れり。今千八百七十三年以來の銀地金賣却高賣價を表示すれば、左の如し。

年	賣却銀地金	賣價	一オンスの平均賣價
一八七三年	一〇五、九二三、三七二	九、二九六、六八二、七七七	五九 ^片 / _六
一八七四年	七〇三、六八五、一七五	六一、一三五、六七〇、二九	五八 ^三 / _四
一八七五年	二〇四、八九八、五九四	一八、二〇八、四四九、〇七	五七 ^一 / _四
一八七六年	一、二一一、七五九、二〇四	九三、九三六、四八二、三三七	五二 ^三 / _八
一八七七年	二、八六八、〇九五、五三三	二三〇、四二四、二三八、五一	五四 ^五 / _六
一八七八年	一、六二二、六九六、四八〇	一二六、二〇三、八五二、〇八	五二
一八七九年	三三七、七四四、七一二	二七、九三四、四一七、八九九	五〇
合計	七、一〇四、八九五、九九三	五六七、一三九、九九二、九九九	—

即ち千八百七十九年五月まで獨逸政府は徐々ターレル銀貨を回收したれども、地金として之を市場に賣却するや、其賣價低落の爲めに國庫の損失を加ふること

大なるに至れるを以て、同月限り其回收を中止し、殘存するターレル銀貨は總て無制限法貨として、市場に流通せしむることとし、斯くて財政上の利害より、貨幣制度の改革を完了する能はず、跛行本位制に安んぜざる可からざるに至れり。今ターレル銀貨處分に關する收支の計算を掲ぐれば、左の如し。

回收濟銀貨	一〇八〇、四八六、一三八
補助貨幣鑄造の爲め造幣局に交付せられたる高	三八〇、〇〇〇、〇〇〇
殘額を鑄潰し地金としたる高	七、四七四、六四四
市場に賣却したる高	七、一〇四、八九六
同上賣價收入	五六五、六八一、九九〇
同上原價	六六二、一六三、一〇九
差引國庫損失	九六、四八一、一一九
改鑄に要したる費用	二九、三一六、四三八
以上二口合計	一二五、七九七、五五四
補助貨鑄造利益	八一、七二八、一三四

差引國庫純損

四四、〇六九、四二〇

獨逸帝國の貨幣制度改革は斯の如くにして中途に頓挫し結局永く跛行本位制の過渡的狀態に居らざる可からざるに至りたるが、此改革が他の諸國の貨幣制度に及ぼしたる形響に至ては、輕々に看過する能はざるものあり。而して就中其顯著なるものを以て、羅甸同盟諸國の政策に在りとす。蓋し獨逸が貨幣制度改革するや、同國と貿易上金融上密接なる關係を有する近隣の諸國は獨逸と異なる本位制度を取り、金銀市價の變動するに隨て貿易上金融上の關係を疎隔せらるゝときは、經濟上の損失を免かれざるを以て、自ら進んで獨逸と同一の制度を施行するの必要を認め、瑞典丁抹は千八百七十二年十二月貨幣同盟を組織し、量目六グレイン九一四、品位九百のクロネ金貨を本位として、銀貨の自由鑄造を停止し、諾威も亦翌年六月此同盟に加入して、スカンデナヴィア貨幣同盟を完成し、和蘭政府は同年十二月特に貨幣制度調査委員を任命して、自國の政策を審議せしめたるに、委員會は到底同國に於て、銀貨本位制を維持す可からざる旨を報告し、從來和蘭銀行が一キログラムに付き一〇四フロリン六五の割合を以て、無制限に銀地金を收受

したる慣行を廢止し、翌七十三年五月の法律を以て、銀貨の自由鑄造を停止し、千八百七十五年六月の法律を以て、量目九十三グレイン三二、品位九百の十グレン金貨を本位に充てたり。是等の事實は獨逸の貨幣制度改革に伴つて生じたる金に對する需要増加、銀の供給増加と相重なりて、金銀市價を動搖せしむるの原因と爲り、從來永く一と一五、半の法定比價と略ぼ相一致したる市價は一と一六に接近するに至れり。羅甸同盟成立の由來より云ふときは、斯く銀價の低落したる以上は、市價變動の爲めに、補助銀貨が海外に驅逐せらるゝの恐なく、同盟成立の際最も憂慮したる危険を一掃するを得たるの道理なると共に、其成立の効果より見るときは、大に矯制作用の效力を發揮して、市價の變動を抑制す可きを至當とするに、其然るものあるを得ざりき。即ち金銀市價の趨勢右の如くなるを以て、一と一五、半を法定比價として、複本位制を實施する羅甸同盟諸國には多額の銀貨浴々として輸入し來り、現に佛蘭西の如き、千八百七十二年には銀貨の鑄造高二千六百萬法に過ぎざりしに、千八百七十三年には、一億五千六百萬法に増加したり。蓋し千八百七十三年の平均金銀市價は一と一五、七五の割合なりしを以て、銀地金を造幣局に輸

納し之に對して得たる銀貨を更に金貨に引換へ、外國に輸出せんか、輸出の度毎に一分半の利益を收むるを得るを以て、斯く銀地金の輸納、銀貨の鑄造高の共に増加するは、必然の勢にして、白耳義に於ても千八百七十二年には輸納の銀地金三千三百萬法なりしに千八百七十三年には一億二千百萬法に増加したり。金銀市貨變動の複本位國の金銀流出入に及ぼしたる影響斯の如くなるを以て、往年他國に率先して、銀貨流出防遏の計畫を講じたる白耳義政府は再び銀地金流入防遏の必要を感じ、先づ中央銀行の意見を徴したるに、金貨本位制を施行するの外に良策なしとの答申に接し、續いて調査委員を任命して、調査を託したるに、當時經濟學者として、同國第一流の地位を占めたるド、ラザエ、レ、氏が貨幣價值騰貴の爲めに、貸借の關係を攪亂するの點より、金貨本位制に反對し、又他に銀貨の下落は一時的にして、速に舊狀に恢復す可しとの意見を述べ、る者ありたるの外、委員の多數は金貨本位制採用を可とするの説に傾き、商業社會の輿論も亦金貨本位制に賛成したるを以て、政府も遂に之に動かされ、結局五法銀貨の鑄造を停止するか、又は其鑄造額に制限を加へて、以て銀地金輸入の増加する勢を抑制するの必要ありとし、之を同盟國

に提議したり。

當時佛蘭西に於ける貨幣流通状態を見るに、其以前より既に銀地金流入の甚だしきに苦しみ、千八百七十三年九月には鑄造高を一箇月二十五萬法に限り、十一月に至りて、更に之を十五萬法に減縮し、佛蘭西銀行は九月十二日以來銀地金を擔保として、資金を融通することを停止し、且つ白耳義伊太利の五法銀貨を預金に收受せざることをし、又造幣局は從來銀地金の輸納を受くるや、其日より起算して九日の後に貨幣を交付するの慣例なりしに、其時期を漸次延長して千八百七十四年には、之を九箇月の長さに及ぼさしめ、以て輸納者の蒙る負擔を加重し、百万銀地金の流入を防遏するに腐心して已まざりし際なるを以て、直に白耳義の提議に賛成し、千八百七十四年より、同七十六年に至る間、三回の會議を巴里に開催したり。思ふに此際同盟國の取る可き方策は、(一)全く銀貨をして本位貨幣たるの資格を喪失せしむるか、(二)銀貨の鑄造を停止するか、(三)銀貨の法貨たる金額に制限を加ふるか、(四)一定の期限を付して、銀貨の鑄造高を制限するか、四種の一にして、白耳義、瑞西兩國の委員は純然たる金貨本位制を施行するの意見を開陳したれども、佛蘭西は之に

賛成を表せず、普佛戦争の後を承けて、戦敗の爲めに、經濟社會の疲弊甚だしきに當り、金貨本位制を施行して、更に財政上に負擔を蒙らんか、益々苦痛の大なる可きを想像し、成る可く一時を彌縫するの方策を取らんとして、第四策の可なることを認め、之を主張したるを以て、結局各國の間に五法銀貨鑄造の年額を左表の如く制限して、以て一時の急に應ずるの策に出づることに決定したり。

白耳義	一八七四年	一八七五年	一八七六年
佛蘭西	六〇	七五	五四
伊太利	六〇	五〇	三六
瑞 西	八	一〇	七
希臘			一二

希臘は千八百七十六年を以て同盟に加入したるものなり。

即ち羅匈同盟諸國は右の方策を以て、五法銀貨の自由鑄造停止に一步を近づけたるものなるが、當時の佛蘭西大藏卿レオン、セー氏は其鑄造停止を斷行するの意

見を持ち、遂に同盟國を動かして、千八百七十五年の會議に於て、全く五法銀貨の鑄造を停止するの議を決し、翌年の會議に於て、今後新に條約を以て、鑄造を約定せざる限り、永久に之を中止することを議決したり。思ふに當時佛蘭西の國論が一致して銀貨の自由鑄造停止の已むを得ざるを認めたるは、政治家並に學者の間に於て、複本位制の作用をして、有效のものたらしむると否とは、一に程度の問題に屬し、既に獨逸貨幣制度改革の爲めに、複本位制の維持に堪へ難き打撃を蒙れる以上は、永く之に反抗して、複本位制を固守せんか、結局自國に損失を招くに過ぎずとの説行はれたると、且つ當時普佛戦争の後を承けて、多額の償金を支拂ひ、國內に資金缺乏し、産業を發達せしむるの餘力豊ならざる際、殊更に複本位制を維持し、其極銀貨流通を主とする交代本位制に一變して、他の有力なる商業國と本位制度を異ならしむるは、不利益なりとの所説盛なりしが爲めに外ならず。

要するに羅匈同盟諸國は右の時期より複本位制の作用を停止するに至れるものにして、其後今日に至るまで同條約は依然各國の間に成立し居ると雖も、唯千八百六十五年の規約に據り、補助銀貨の鑄造を行ふに過ぎず。從來複本位制の矯制

作用に依て、金銀市價の變動を抑制したる羅匈同盟が、遂に銀貨に對して、造幣局を閉鎖したるの一事は既に銀價の下落を促すに足るものある一方に、千八百六十年以前に於ては、一年の産出額一千萬オンスを上りたることなき銀は千八百七十五年頃より、遂に産出額を増加して、三千萬オンス内外に達し、且つ價値の低落と共に、工藝上に於ける需要にも亦減退を來したるを以て、相重なりて、益々銀價を低落せしめ、千八百七十一年より千八百七十八年に至る間に於て、銀價に左の如き變動を現はしたり。

倫敦銀塊相場
一オンスに付き

金銀市價

一八七一	六〇五〇	一五、五八
一八七二	六〇二五	一五、六五
一八七三	五九二五	一五、九九
一八七四	五八三一	一六、一七
一八七五	五六七五	一六、六一
一八七六	五三〇六	一七、七七

一八七七
一八七八

五四七六
五二六二

一七二〇
一七、九二

其後羅匈貨幣同盟は千八百八十四年の會議に於て、今後同盟解散の場合に適用す可き條項其他を議決し、(一)五法銀貨の鑄造は依然之を中止し、今後同盟國全體が一致するに非ざれば、再び之を行はず、(二)同盟を脱退したる國は直に他國に流通する自國五法銀貨を回收し、表面價値を以て、之を引換ふることとし、更に千九百八年十一月の條約改正に據り、補助銀貨の鑄造制限を人口一人に付き十六法に引上げ、尙ほ本條約施行の際に標準とする各國の人口を算定して、白耳義七百三十萬人、希臘二百六十五萬人、瑞西三百六十萬人、佛蘭西三千九百三十一萬人、伊太利三千三百八十萬人としたり。

第四節 合衆國の貨幣制度

歐洲諸國が獨逸帝國の金貨本位制採用を端緒として、陸續銀貨排斥の政策を取れる爲め、金銀市貨の上に、異常の變動を生じたること前節に説明したる所なるが、

各國の制度變革は何れも千八百七十一年より數年の間に行はれ、爾後池に著しき改革を企劃するものを見ざるに至れり。其理由を案ずるに二あり。第一、歐洲文明國にして正貨を基礎として、貨幣制度を維持したる國は多く前記數年間に於て改革の業を計畫し、金貨本位制を採用するか、又は少なくとも金貨を貨幣の本位とするに至り、此以外の國にして、改革の餘地を存するものは、例へば露西亞、奧地利、西班牙、南米諸國の如き、財政上の關係より、金貨本位制を維持する能はず、暫く紙幣流通の状態に居らざる可からざるの國か、又は東洋諸國の如き、經濟社會發達の程度尙ほ幼稚にして、金貨本位制の實行に適せざるの國ありしのみ。隨て是等の國は自然貨幣制度の改革に躊躇したると、第二、千八百七十五年來世界に於ける金の産出額は遽に減少の傾を呈し、例へば千八百五十年並に千八百六十年代には、一年の平均産出額六百數十萬オンス内外なりしに、千八百七十五年以後は四百八十萬オンス内外と爲り、自然金貨の吸收に困難を來したると二箇の事情より、一時貨幣制度改革の進行を停止するに至らしめたるものなり。而して當に然るのみならず、此時に臨んで、歐洲諸國の銀貨排斥の政策に反抗して、一國の獨力を以て、銀價恢復

の計畫を企てたるものあり。之を合衆國政府の貨幣政策なりとす。

米國が亞米利加殖民地として、尙ほ英國の管轄に服したる際には、本國と同一の貨幣制度を布き、又磅志、片等英國に行はるゝ稱呼を取引に用ゆるの規定なりしが、實際一般に流通したる貨幣は、西班牙のピアストル銀貨にして、佛蘭西、葡萄牙の金貨を始め、外國貨幣は總て西班牙貨幣を標準として、其價值を定め、以て市場に流通し、獨立宣言の後に於ても、依然として斯る状態を持續したり。然れども品位量目の異なる數多の外國貨幣を流通に付するときは、其間に生ずる不便少なからざるを以て、自國に造幣局を設立し、一定の形式に據て、貨幣の鑄造を行はざる可からざるの議論は、建國以來次第に世間に勢力を占めたり。當時最も熱心に此點に着眼して實際の計畫を案出するに勉めたるは、建國草創時代の財政事務を擔任したるロバート・モリスにして、銀貨を本位とし、十進一位の方式に據て、新制度を設くることを主張したるが、結局千七百九十二年四月時の大藏卿アレキサンダー・ハミルトンの計畫に従ひ、一と一五の法定比價を以て複本位制を實施するに至れり。貨幣法の要點左の如し。

- 一、弗を以て貨幣價値の單位とし、銀の純量三百七十一グレイン二五を以て、之に充つ。
- 二、右の銀貨に對し、一と一五の法定比價を以て、金貨を鑄造す。即ち金貨一弗の純量は之を二十四グレイン七五とす。
- 三、貨幣の算則は十進一位の方式に據る。
- 四、金貨の品位は九百十六位三分の二、銀貨の品位は八百九十二位四分の三とす。各種貨幣の量目、純量、名稱左の如し。

	量目	純量
イーグル(十弗)	二七〇 ^{グレイン}	二四七 ^{グレイン} 五
金貨 半イーグル(五弗)	一三五	一二三、七五
四分の一イーグル(二弗半)	六七、五	六一、八七五
弗	四一、六	三七、一二五
半弗	二〇、八	一八、五六二五
銀貨 四分の一弗	一〇、四	九、二八一二五

ダイヤモンド	四一、六	三七、一二五
半ダイヤモンド	二〇、八	一八、五六二五
銅貨 一仙	二六、四	二六、四
半仙	一三、二	一三、二

五、貨幣の鑄造に對しては、鑄造料を賦課せず。但し地金の輸納者が即時に貨幣の交付を請求するときは、鑄造額の二百分の一を徴收して、之に應ず。

何故に合衆國は此際複本位制を施行するに當り、一と一五の法定比價を採用したるか、其理由を案ずるに、從來各州に流通せる純量二十四グレイン五の金貨に對して、純量三百七十四グレインと三百六十八グレインと兩種の西班牙銀貨流通し、一と一五、一一並に一四、八七の二種の比價存在したるを以て、其中位を取りて、一と一五の比價を定めたるものにして、必ずしも金銀市價の實狀に據り、之に照應して、以て算出したるに非ず。斯くて千七百九十四年に銀貨を、翌年金貨を鑄造して、新制度の實施に着手し、幸に實施の當初に於ては、金銀市價は一と一五、三七内外に居り、法定比價に對して著しき相違を現はすに至らざりしと雖も、其後銀貨は金に對

して、次第に低落し、千八百十年前後には一と一六の割合に接近したるを以て、矯制作用に依て、金貨は次第に影を市場に没し、銀貨のみ獨り流通し、千八百十八年には、殆ど金貨の流通するものなきに至り、大統領ジェファソン氏は千八百十六年を以て、一時銀貨の鑄造を停止す可きことを造幣局に命令したり。茲に於てか、完全に複本位制を維持する爲めに、法定比價を改定せざる可からざるの説を生じ、千八百三十四年六月の法律を以て、金貨の品位量目を改め、一弗に付き量目二十五グレイン八、純量二十三グレイン二、即ち品位を約九百位とし、金銀貨の法定比價を一と一六、〇〇二としたり。元來金銀貨の法定比價を改定するには、上記の場合を例として云へば、第一銀弗貨の純量を増加し、金弗貨の價値に對して、銀價下落の爲めに喪失したる價値を補充するものと、第二金弗貨の純量を削減して、銀弗貨の價値下落に對せしむるものと二種の方法あり。思ふに當時金銀市價の變動したるは、墨西哥其他地方に於て、銀鑛發見せられ、銀の産出額増加したるの一事を以て原因とす可きが故に、銀は常に金に對してのみならず、一般貨物に對しても價値低落したるの道理なり。隨て本位貨幣の價値を一定不動に維持するの點より云ふときは、金

貨の純量は之を据置き、銀貨の純量を増加するを以て、適當の處置としたるに政府は人民が多年銀貨の使用に慣熟し、諸般の契約は總て之を標準として定められたるを以て、遽に其純量を変更す可からざるを理由とし、却て金貨の純量を動かしたるものなり。然も此場合に銀の價値が貨物に對して下落せる以上は、此下落したる銀貨を標準として、金貨の純量に六分の減率を加へたるは法律を以て、貨幣本位を攪亂したるものとす可し。

當時佛蘭西は一と一五半の法定比價を以て、複本位制を實行したるが故に、若しも合衆國にして之と同一の比價を取らんか、大に複本位制の矯制作用の行はるゝ範圍を擴張したるは勿論にして、大藏卿ギラチンの如き、現に此意見を主張したり。然るに特に一と一六、〇〇二の法定比價の選定せられたるは、之に依て金貨に高價を付し、以て當時北カロライナに於ける沈澱地より採取せらるゝ金を國內に留保し、且つ外國より金貨を吸收するの意に出でたるものなり。其後政府は千八百三十九年を以て、金銀比價に再度の改正を企て、金銀貨の品位は共に之を九百位とし、一弗銀貨の純量は依然三百七十一グレイン二五なるも、量目を四百十二グレイ

イン五とし半弗以下の銀貨も亦之に準じ一方に金貨の純量を改め一弗に付き量目二十五グレイン八純量二十三グレイン二とし、此時より法定比價を一と一五九八八としたり。世人の合衆國法定比價を一と一六と云ふは、此計算を概稱したるものなり。

複本位制實施の當初より、合衆國が金銀市價の變動に依て、其維持に苦しむたること前述の如くなるが、一と一六の法定比價を採用したる後に於ても、市價は一と一五七の割合に居りて、双方の間に多少の相違を存したる爲め、千八百三十四年の冬頃より、金貨の輸入増加すると同時に、銀貨は續々海外に流出して已むことなく、殊に千八百五十年濠洲並に加利福尼に於ける金鑛の發見以來、更に此趨勢を助長したるが、茲に注意を要するは從來合衆國に於ては補助銀貨を鑄造するに當り、之に定位貨幣の性質を有せしめざりしが爲め、斯く銀貨の流出するに當り、補助銀貨の流通状態を攪亂するに至れること是れなり。即ち本位銀貨と補助銀貨との純量には何等の區別を存せず、兩者共に一弗に付き三七一グレイン二五の純量を有せしめたるを以て、斯く金銀の市價と法定比價との間に相違を生ずるや、補助銀貨

も亦本位金貨と共に、海外に流出せざるを得ず。本位銀貨の流出は或る程度まで金貨並に紙幣の流通に依て之を補足するを得るを以て、格別の支障を訴へずと雖も、補助銀貨の流出に至ては、他に何等之を補充す可きものなく、且つ市價と法定比價との間に相違の存する限り、如何に政府に於て補助銀貨を鑄造し、其供給を謀るも、到底市場に之を留保すること困難なるを以て、全く小取引に必要な貨幣の供給を杜絶すると同じく、其不便は一般人民の堪へ得る所に非ず。結局英國貨幣法の實例に倣ひ、千八百五十三年二月の法律を以て、補助銀貨即ち額面半弗以下の銀貨の純量を一弗に付き三百七十一グレイン二五より、三百四十五グレインに低減し、其自由鑄造を廢止すると同時に、法貨たる資格を五弗に制限したり。(後に千八百七十九年六月の法律を以て此制限を十弗に改む)。即ち舊法に於ては、金貨と補助銀貨との法定比價は一と一五九八八なりしが新法に於ては、一と一四八八二に改められ、補助銀貨は純然たる定位貨幣と爲り、其所有者は補助銀貨を地金として賣却するよりも、貨幣として流通するを以て、利益とするが故に、補助銀貨の流出は自然停止せらるゝの道理と爲れり。

或は此際議會に於て、當時の金銀市價變動は主として金産額の増加に基くものなれば、金貨の純量を増加し、法定比價をして市價と相一致せしめ、以て複本位制を維持す可しとの説ありたれども、實際に行はれず、單に補助銀貨量目の改正のみに止まりたるを以て、合衆國の複本位制は愈々實際に遠ざかり、却て金單本位制の實を呈し、世間に於ては複本位制を以て、到底完全に實行す可からざるものと認むるに至れり。而して政府の爲す所も亦斯る所論に従ひ、千八百七十三年二月の條例を以て、在來の額面一弗以上の銀貨は今後鑄造を停止し、翌年六月の條例を以て、更に一弗以上の銀貨が法貨として流通する高を五弗に制限し、之と同時に金貨の鑄造料を五百分の一に低減し、續いて千八百七十五年一月の法律を以て、鑄造料を全廢し、又私人にして銀地金を造幣局に輸納するときは、東洋貿易の用に供する爲め、量目四百二十グレン、品位九百位の銀貨の鑄造を請求するを得ることとしたり。故に千八百七十三年の法律は全く銀貨より本位貨幣たるの資格を奪ひ、合衆國の貨幣制度を金貨本位制に一變したるものと云ふ可し。唯當時合衆國には南北戦争の際に發行せられたる不換紙幣尙ほ盛に市場に流通し、正貨は跡を絶ちたる

の有様なりしを以て、右の條例改正は金銀の市價若しくは合衆國貨幣流通の状態又は其物價に何等の影響を及ぼさず、隨て格別世人の注意を惹起さずして已みたり。然るに其後不換紙幣の整理漸く其緒に就き、千八百七十九年一月を以て、正貨兌換を開始するに決定するや、合衆國は若しも以上の法律改正にして行はれざりしならば、金銀市價の關係上複本位制の下に、主として銀貨を流通す可かりしに、如上法律の結果として、金貨本位國たらしむること歴然たるに至り、茲に再び銀貨をして無制限法貨たる地位に復せしむるの所説を生じたり。今、其論據とする所を窺ふに、合衆國に於て從來不換紙幣整理の目的を以て、急劇に紙幣を國庫に回收したる結果、物價の低落を促して、不景氣を誘致したり。此不景氣を恢復するには、複本位制を實行して、通貨を膨脹せしめざる可からずと云ふの一事にして、之に合衆國各地方殊に南部並に西部に於ける銀鑛所有者が各自の利害關係より、賛成を表し、民主黨は通貨膨脹の一項を其政綱に掲げて、大に政府の處置を非難したり。而して一方に民間に於ける物論擾々たりしを以て、政府も亦之を重大なる問題と認め、其前即ち千八百七十六年上下兩院議員並に専門家に囑託して、委員會を組織

し、(一)金銀市價變動の原因並に其内外經濟上の關係に及ぼす影響(二)複本位制を採用するの得失並に採用する場合に於ける比價の選定(三)政府紙幣の發行を繼續するの得失(四)正貨兌換を簡易に開始する方法等に就て調査せしめたるに、委員會は千八百七十七年を以て報告を發表し、其多數委員は(一)千八百七十年以後に於ける銀價の下落は獨逸、合衆國、瑞典、丁抹諸國の銀貨排斥策に起因し、(二)千八百七十三年の商工業不景氣は右の政策に由來するものなれば、金貨のみが本位貨幣として、使用せらるゝ以上は、到底不景氣の永續は之を免がれざる可く、(三)銀貨をして本位貨幣たるの地位に復舊せしめざる以上は、合衆國は正貨兌換の維持に困難を感ず可く、(四)合衆國にして銀貨をして本位貨幣たるの地位に恢復せしめんか、佛蘭西をして銀貨排斥の政策を斷念せしむるを得べしと雖も、獨逸其他の諸國が金貨本位制を採用して、金貨を吸收する場合に、合衆國が同一の本貨制を取らんか、益々金貨の吸收に困難を來し、貨幣制度の維持に苦しむに至るを以て、是等の國に於て、制度を改革したる事實は合衆國をして金貨本位制を斷念せしむるの理由たるものなりとの諸點を報告し、少數委員は之に對して、近年に於ける金銀市價の變動は主と

して銀價の下落に基き、此事實は銀が貨幣の本位として、不適當なることを證明するものにして、貨幣制度に於ける銀の地位は補助貨幣とするを適當とする諸點を報告したり。斯の如く委員會の報告は二派に分岐したりと雖も、多數委員の所説以上の如くなりしを以て、大に銀價恢復、復本位制復興の主張に勢力を與へ、議會に於ても亦之に賛成する者少なからざるに至れり。然も政府は依然千八百七十三年の條例に於て制定したる金貨本位制を貫徹せんとするの希望を懷抱し、議會に於て之に反對の政策を議決するも、大統領の否認する所と爲る可きの勢歴然たるを以て、結局兩派に於て交譲妥協の態度を取り、千八百七十八年二月ブランド、アリソン兩氏の提案を折衷して、左の如き條例を制定したり。所謂ブランド條例として、世上に知らるゝものは是れなり。

一、額面一弗以上の銀貨を無制限法貨たるの地位に復す。

二、政府は毎月市價を以て、二百萬弗以上四百萬弗以下の銀塊を購入し、造幣局をして純量三七一グレイン二五の一弗銀貨を鑄造せしむ。

三、大統領は本條例通過の後、直に羅甸同盟諸國並に他の歐洲諸國政府を勧誘し

列國複本位制の成立に盡力す可し。

四、本條例に據り、鑄造せられたる銀貨十弗以上を大藏省に預託する者には、同額の銀貨證券を交付し、大藏省は右銀貨を保管して、證券の引換準備に充て、又右銀貨證券は之を公納に使用するを得せしむ。

當時金銀の市價は既に一と一八内外に居れるを以て、此際合衆國が一と一六を法定比價として、複本位制を實行するが如きは、求めて複本位制の弱點を暴露するものにして、事情の許し難きものあり。故に銀貨論者と雖も、此點に就ては、在來の鑄造停止を認容し、單に無制限貨法たるの資格を復舊することを以て、満足したると同時に、一方には國庫の銀塊買収に依て、徐に銀價の騰貴を期圖するの手段に出でたるものゝ加し。是れ即ち合衆國が歐洲諸國の銀貨排斥の政策に反抗し、自國の獨力を以て、滔々たる銀價低落の大勢を支へ、又之を恢復せんとするに至れる端緒にして、其合衆國貨幣制度を紛更する原因と爲りしこと他日に至て明白と爲れり。否之を他日に期するを待たず、其影響の早く發露したるものあり。即ち千八百七十三年の條例發布の後、内外人共に米國が純然たる金貨本位制を採用する

ことを豫期したるに、今一種折衷の條例を發布したるを以て、此條例に規定したる銀價恢復の方策にして失敗するときは、一旦紛更したる貨幣制度は遂に銀貨本位制に一變するやも測り知る可からざるの疑惑を生じ、當時多額の資金を合衆國に放下したる英國人の如きは、將來の危険損失を慮り、續々資金を本國に回收し、内國資本家亦同一の疑懼の念を挟み、爲めに内外の信用を毀傷すること少なからず。茲に於てか銀貨論者は單にブランド條例の制定のみを以て、満足する能はず、其一條項として規定せられたる列國複本位制の成立を促進するの必要ありとし、遂に列國の間に斡旋し、其同意を得て、千八百八十八年八月貨幣會議を巴里に開催するに至れり。

第五節 列國貨幣會議

列國貨幣會議の開會は千八百六十七年を以て、其嚆矢とすれども、第一回會議に於て議題に上れるは、列國間に流通する貨幣の種類を統一するの一事に外ならざりき。然るに其以後獨逸、伊太利等は政治上の關係より、統一の業を大成して、貨幣

制度も亦曩日の如く亂雜ならず、此點より從來生じたる不便の幾分を減じたる一方には、千八百七十一年以來各國の豫想せざりし程度に於て、金銀市價の變動發生し、貿易其他國際間の取引を攪亂すること甚だしく、又内國の經濟社會に於ても、金の供給は従前の如く豊富なる能はず、歐洲の紙幣發行銀行は屢々金貨の取付に接して、正貨準備の維持に困難を感ずるの有様にして、金銀市價の動搖は自ら各國に其弊害を波及したるを以て、今回即ち第二回の會議は前回と其性質を異にし、列國の間に貨幣の種類を統一するよりも、寧ろ貨幣の價值を確實ならしむることを以て、其主題とするに至れり。而して會議の主動者たる合衆國政府の委員は其方法として、列國同盟の下に、銀貨の自由鑄造を行ひ、之に無制限法貨の資格を附與するの必要ありとし、左の議案を提出したり。

一、歐洲並に合衆國に於て、銀貨に對して自由鑄造を停止するは、有利なる處置に非ず。本會議の意見を以てすれば、寧ろ銀貨の鑄造を自由にし、之に無制限法貨たるの資格を與へ、以て舊來の地位に復歸せしむるの必要を認む。

二、無制限法貨として、安全に金銀貨を流通せしむるには、國際間の條約を以て、兩

者の關係を一定し、且つ兩者の間に何等の區別をも設けずして、貨幣の用に供するを必要とす。

右の原案を議題として、千八百七十八年八月十日以後會議を開き、列國委員の意見を求めたるに、佛蘭西の委員レオン、セー氏は第一に反對意見を述べ、佛蘭西が今日羅甸同盟諸國の中樞に居りて、内國に十五億法、佛蘭西銀行に九億法の銀貨を所有し、一方に獨逸が尙ほ多額の銀貨を擁し、何時之を賣却して、今後の銀塊相場に如何なる變動を呈するや、殆ど測り知る可からざる際には、單に大勢を傍觀するの外に道なく、隨て佛蘭西は銀貨の自由鑄造に賛成する能はざる所以を論じ、羅甸同盟諸國は何れも佛蘭西に對する關係上之と態度所見を一にし、英國の委員ゴッシェン氏に至ては、金貨本位制の主義に牴觸する計畫には絶對に賛成するを得ざる旨を斷言したり。而して露西亞、奧地利、伊太利の諸國は尙ほ不換紙幣を流通するの狀態に居り、ジュエヴオンス氏の所謂當分金貨たると銀貨たるとを問はず、本位として鑄貨を使用する意思を有せざる國に屬するを以て、其向背は敢て當面の問題を解決するに重大なる關係を有せず。獨逸に至ては、貨幣制度を改革してより、日尙

は淺く、再度の改正を施すの理由なしとし、當初既に委員を派遣せず、又銀貨處分の計畫に就て、委員會の照會を受けたるに之に對して意見を回報するを峻拒したる次第なれば、到底事を共にするの望なく、結局歐洲諸國の委員より一片の答辯書を合衆國委員に送致し、再度の集會を約して、八月二十九日本會議を閉會したり。答辯書左の如し。

一、世界に於て金銀貨が貨幣としての用途を維持するの必要は之を認むと雖も、其孰れを以て、一國の本位貨幣に充つ可きや、又は兩者を以て之に充つ可きやの問題は各國特殊の事情に依て、決定するを得策とす。

二、銀貨鑄造制限の問題も亦各國特殊の事情に依て、解決す可きものとす。

三、複本位制を維持する國が互に其採用する法定比價の如何に就て、一致する能はざるの事實は國際間に共通する法定比價を決定するの困難なるを示すの資料とするに足る可し。

然るに右會議の閉會後、金銀市價の動搖は次第に其甚だしきを加へ、英國並に大陸諸國に於ては、連年農産物收穫の不良なる結果、南北米國より高價なる穀物の供

給を受け、其代金として金貨を米國に吸收せらるゝ爲めに、英蘭銀行の正貨準備の如き、常に不足を來し、割引歩合は大概四分内外の高歩を上下する一方には、銀貨國に對する爲替相場の變動は頗る急劇にして、銀行の内には其影響を蒙りて、破綻の不幸を見るものあり。又チャータード銀行、香港上海銀行の如き東洋銀貨國に營業範圍の及べるもの、株式相場は著しく下落したり。而して當時の金銀市價變動たる金の價值が銀に對し、又一般貨物に對して騰貴したるに出づるを以て、其影響は内國の經濟社會に現はれ、マンチエスター、リヴァプールの如き製造業地方に於ては、時局救濟策として、盛に複本位制の必要を唱ふる者あるに至れり。而して獨逸に於ても、千八百七十九年ターレル銀貨の回收、回收濟銀貨の賣却を停止するや、世人は貨幣制度改革の完成せざるを見て甚だ不満足の念に堪へざるのみならず、銀價下落の結果として、銀塊賣却の代金は豫定の金額に達する能はず、爲めに歲計に不足を生じ、千八百七十八年には不足額七千萬馬克に上り、獨逸帝國銀行亦正貨準備の維持に困難を訴へ、千八百七十八年中割引歩合を五分に引上げ、又損失を顧みずして、銀貨を賣却し、以て金貨準備の充實を期したるの事實に接したるを

以て、世間漸く金貨本位制に對する非難の聲を揚げ、有力なる學者にして、複本位制に賛成を表する者あるに至り、佛蘭西も亦金銀貨の輸出入一定せず、完全なる状態に於て、本位銀貨を流通に付するに非常の困難を感じたり。

列國の形勢斯の如くなるに至れるを以て、列國複本位制の成立に關する運動は再び其勢焰を高め來り、前回の列國會議を閉じて、未だ三年を経過せざるに、千八百八十一年四月米佛兩國の提議に依り、第三回の會議を巴里に開き、國際間の協約に基き、金銀貨の間に價值を一定し、以て複本位制を維持する方法を議決せんとしたり。此會議に於ては、米佛兩國を始め、伊太利、埃地利、和蘭、印度等何れも複本位制の成立に就て、略ぼ意見の一致したる跡あるを以て、最初は其成立の方法に關して協議したり。而して米佛兩國主として複本位制の成立を主張したるに、英國は頑として一步をも譲らず、常に反對の態度に出でたるを以て、議熟さず、已むを得ずして、一週間休會し、更に會議を繼續したり。休會後の會議に於ては、米佛兩國は必ずしも國際複本位制の成立を企圖せず、又他の諸國に對して、敢て銀貨自由鑄造の開始を請求せず、唯一部の國が複本位制を實行するに當り、是等諸國は如何なる程

度まで、之に助力を興ふるやの點に就て、意見を求めたるに、丁抹の委員レヅキ氏は銀に對する需要を増加する方法として、各國に於て額面二十法又は之に相當する金額以下の紙幣並に金貨を回收し、之に代ふるに銀貨を流通し、以て内國小取引の用に供せしむるの説を唱へ、又上記の紙幣は各國を通じて二十二億六千九百萬法、金貨は十五億五千萬法に上るの調査を示したり。而して英國の委員は複本位制の成立に助力する一法として、他の諸國が複本位制を實施し、金銀市價の前途確實と爲る可き見込定まらんには、英蘭銀行をして正貨準備の五分の一に相當する銀塊を所有せしむるを辭せざることを提議したれども、列國の委員中、斯る助力は複本位制の成立並に維持に、大なる効果を及ぼさずとするの意見を懷く者多く、又獨逸の如き銀塊賣却を再び開始せざる消極的助力の外は、到底何等の援助を致す能はざる旨を聲明したるを以て、今回の會議も亦何等の效果を見ることなく、千八百八十二年四月を以て、空しく解散するの悲運に陥れり。

第六節 金銀市價變動の影響

列國協同の行動に依て、銀價を恢復せんとする計畫が既に二回まで失敗したること前記の如くなるが、一方に合衆國が同一の目的を以て一國單獨に實施したるブランド條例は如何なる結果を齎したるか、千八百七十八年三月以來造幣局は同條例の命ずる所に従ひ、所定最低額の銀塊を買收して、漸次銀貨の鑄造に着手し、國庫は銀貨を收受するに隨ひ、之に對して銀貨證券を發行し一般に其流通を謀れりと雖も、元來銀貨證券は十弗を以て其額面とし、聊か高きに失したる爲め、小取引の用に適せず、之に對する需要亦少なく、政府が發行するに隨つて、早く國庫に歸來するの趣なりしを以て、國庫は造幣局より銀貨を收受すれども、銀貨證券として、之を活用する能はず。一時は全鑄造額三千六百萬弗の内、國庫に死藏せらるゝ高、二千八百萬弗の多きに上れり。當時合衆國の財政は甚だ豊富にして、連年歳入超過額大なりしを以て、斯く收入の一部が國庫に死藏せらるゝも、爲めに格別の不都合を感ぜざるを得たり。然も銀貨を國庫に死藏するは歳入の一部を無用の道に固定せしむる非經濟的行爲なるを以て、政府に於ても其利用の方法に苦心し、種々の方策を工風したるに拘はらず、何等效果を奏せざる間に、千八百八十五年の頃より、不

景氣の襲來する所と爲り、歳入殊に海關稅の收入著しく減少し、千八百八十年には七千七百萬弗、千八百八十一年には九千七百萬弗の輸出超過を見たるに、千八百八十四年には却て千八百二十萬弗の輸入超過を來し、歐洲に於ける農産物豐作の結果、輸出は減少し、金貨の國庫現在高も亦一億弗に近づきたる一方に、銀貨は毫も市場に流通の道を得る能はずして、國庫に堆積する爲め、斯る狀勢を以てしては、今後政府は債權者に對して、金貨の支拂を繼續するに困難なる可しとの風説起り、財政上の信用を毀傷すること尠少なからざるを以て、政府も亦之に處する爲め、一箇年餘公債の償還を停止して、金貨拂の債務を減却し、額面五弗以下の政府紙幣の發行を禁止して、銀貨の流通區域を擴張し、紐育同盟銀行に補助銀貨を交付して、金貨を引換へしむる等の策を施して、一時を彌縫せんとしたり。

元來合衆國政府は南北戰爭の際、多額の不換紙幣を發行し、千八百七十八年五月の條例を以て、當時の流通高三億四千六百六十八萬千六百六十八弗を制限として、發行高を限定し、兌換制度開始の後に於ても依然之を流通に付し、法律上正貨と兌換せらる可きことを認められども、兌換準備に就ては、當初何等の規定をも設けず、單に國

庫に現存する金貨を以て、之に應ずることとし、而して政府は一億弗を以て、準備金の最少安全點なりと推定し、常に同額以上の正貨を保有することを期したり。然るにブランド條例の實施後、造幣局に於て鑄造する銀貨は固より一弗の金貨價值を保つものに非ず、隨て之に對して發行せらるゝ銀貨證券を兌換するに銀貨を以てするときは、直に流通上に故障を生ずるを以て、金貨を兌換に供せざる可からざるは勿論、市場に流通の道を得ずして、國庫に歸來する銀貨を強ひて發行するときは、忽にして供給の過剰を來し、金貨との同貨流通を維持する能はざるに至るを以て、是非とも其大部分を國庫に保有し、金貨を國庫に於ける諸般の支拂に充てざる可からず。即ちブランド條例實施の爲めに、國庫所在の金貨を以て兌換を行ふ可き通貨は特に増加したるに加ふるに、準備金たる金貨を減却するの事情をも生じたるものなれば、財政困難の場合に際して、政府が金貨準備の維持に苦しむこと少なからず。而してブランド條例實施の後に於ても、銀貨は舊の如く下落の趣を改めざるを以て、獨力に依て、銀價の恢復に當らんとする合衆國政府の計畫の弊害多くして、利益の少なきは、從來の實驗上既に明白の數なりしに、合衆國の銀貨論者は

益々政治上に勢力を張り、千八百八十六年の上半季より、經濟社會に多少の好景氣を告げて、通貨の需要を増加し、銀貨證券の額面も亦同年の法律を以て一弗に低下せられ、自ら小取引決済の用に適合して、流通に格別の故障を招かざるに至るや、銀貨論者は此際に乗じて、一層有力なる銀價恢復策を實行せんとし、千八百九十年七月ブランド條例に代ふるに、シャーマン條例を制定し、左の諸項を規定して、同年八月より之を實施したり。

(一) 大藏卿は毎月市價を以て、四百五十萬オンスの銀塊を買入れ、之と引換に額面一弗乃至十弗の大藏省紙幣を發行す。(二) 右の大藏省紙幣は公私の債務を辨濟するに當り、法貨として流通す。又大藏卿は大藏省紙幣所持者の要求に應じ、金貨又は銀貨を以て任意に兌換す。

即ち大藏省紙幣はブランド條例の銀貨證券と異なり、法貨たる資格を有し、且つ金貨と兌換の保證を有する以上は必ず流通上の信用を博す可きこと世人の一般に豫期する所なりしが、千八百九十年より同九十一年に至る間、經濟社會に不景氣を來し、通貨に對する需要の減少するや、世人は成る可く銀貨を所有することを避

け、其手に入るに隨て、直接に國庫に就て金貨と兌換を求め、以て政府の所有する金貨を取付け、國庫に多額の銀貨を堆積せしめたり。然るに當時歳出入は略ぼ相平均して、歳計に餘裕を存せず、政府は勢購入したる銀地金を盡く利用する爲め、大藏省紙幣を發行するの必要に迫らるゝと雖も、前記の情勢に於て、其發行を繼續するときは、金貨の流出を促し、通貨の流通上に困難を免かるゝ能はず。茲に於てか政府は金貨準備に窮するの結果、何時金貨兌換の制度を中止し、條例に所謂正貨とあるを理由として、銀貨を以て大藏省紙幣、銀貨證券の兌換に應ずるやも測り知る可からざるを以て、此一事は嘗に内國人民を脅したるのみならず、外國資本家の如きも亦合衆國が金貨兌換を維持する間に、一日も早く債權を回收するの安全なるを認め、盛に有價證券を賣却し、其代金を本國に取寄する爲め、愈々正貨流出の勢を助長したり。現に千八百九十年外國貿易は輸出超過の状態に居りたるに拘はらず、却て正貨の流出高が五千四百萬弗に達したるが如き、要するに合衆國が曩に外國に賣却したる有價證券の本國に回送せられたるの結果に外ならず。而して斯く正貨の流出する爲め、千八百九十三年には國庫の正貨準備は一億弗以下に減少し、

其最少安全點を破れる關係より、世人に恐怖心を懷かしめ、結局同年の恐慌を惹起するに至れり。

合衆國が斯く貨幣問題の處理に就て苦境に陥れるは、歐洲の排銀政策に反抗して、一國独自の政策を取りたるが爲めなれば、排銀政策の主動者たる歐洲諸國は自ら之と地位の異なる可きものあるの道理なれども、尙ほ金銀市價の變動久しきに及んでは、到底不利益の影響を免かる可きに非ず。現に英國の如き多年金貨本位制を實施し、千八百七十八年の列國貨幣會議に於ては、之を固守す可き旨を明言したるに拘はらず、金銀市價の變動と共に銀貨國に對する爲替相場動搖して、取引の澁滯を來し、銀貨國は銀價下落に乗じて、盛に商品を購入し來るに反し、英國の商品は動もすれば銀貨國の市場に於て排斥せられ、又從來英國が主として資金を放下したる米國濠洲等の新開國は銀價變動に伴ふ貨幣制度攪亂の爲めに、恐慌を生じて、資本家は放資の途を失ひ、内國の經濟社會に於ては、物價下落の爲めに、事業振はず、内外相重なりて、不景氣の原因を爲したり。茲に於てか、千八百七十九年一月サロバート、ギツフエンは統計學協會に臨んで、物價下落問題を論じ、物價の下落は

主として近年に於ける金の需要増加と金使用國に於ける通常の需要に對する金供給の不足とに因るとを明にし、續いて前年の列國貨幣會議に於て金貨本幣制維持の意見を固執したるゴッペン氏の如きも千八百八十三年四月倫敦銀行業者大會に於て演説し、伊太利に於ける正貨兌換開始の準備、獨逸の貨幣制度改革、合衆國に於ける貿易上の關係等より是等の諸國に吸收せられたる金は二億磅の多きに上り、恰も十年間の金産出額に相當する旨を論じ、金の供給不足せる事實を指摘して、以て銀行業者を警戒し、政府も亦千八百八十五年不景氣調査委員會を組織し、同委員會の提議に従ひ、更に翌年朝野の専門家を網羅して、金銀問題調査委員會を組織し、(一)金銀市價の變動は金價の騰貴に基くか、又は銀價の低落に因るか、(二)金銀市價の變動は英國並に印度に如何なる影響を及ぼせるか、(三)金銀市價の變動より生ずる弊害を防遏するには、其間に何等の不正を生ぜしめず、又同一程度の他の弊害を醸成せざるを得るか、(四)防遏するを得るとすれば、如何なる方策を以てす可きかの諸問題の調査に當らしめたり。

金銀問題調査委員會は千八百八十六年を以て、報告を發表したるが同報告は三

部に分たれ、第一は現在の貨幣問題の要領を叙述し、之に對しては、委員の全部署名したり。其要點左の如し。

千八百七十三年まで金銀の産出額常に變動したるに拘はらず、其市價に著しき動搖を來さざりし事實を顧みるときは、或る勢力が能く銀價を確實にし、以て金に對して一定の割合を保たしめたることを認めざる可からず。故に従前の如く銀價を確實に維持するに足るの勢力存在するは、實に希望す可き所なり。而して如何なる時期に於て、從來確實なりし金銀市價が不確實と爲れりやと云ふに、羅甸同盟が其作用を停止したる時なり。然らば羅甸同盟は多數の人口、多額の商業を有する國に行はれたる結果、金銀市價を確實ならしむるの勢力たりしこと論を俟たず。此同盟の存在中は、金銀の生産並に其用途に變動ありたるに拘はらず、金銀市價は常に一と一五、半に接近せる比率を保ちたり。故に一と一五、半を法定比價とする羅甸同盟は能く銀價をして、此市價に近づかしめたること明白なり。

以上の事實に就ては、十二名の委員の所説盡く一致したりと雖も、此以上の點即

ち英國の貨幣政策に關しては、委員の所説は二派に分岐し、其單本位論を主張する者ハ・シユル、フリーマン、トル、ラボック、ブアイラー、バーチ、コートネー(但しコートネー氏は後に所説を一變す)の諸氏は今日複本位制を制定するには市價に近接したる法定比價を以てせざる可からず。然も英國は國際間の協定に依て、複本位制を再興せしむる爲めに、價値の標準に變更を加ふるを不可能なりとし、將來の方針として、左の説を述べたり。

吾人の意見に據れば、有力なる商業國が銀の使用區域を擴張する方案を採用し、今後銀價が引續き下落せんとする勢を防止し、金銀の關係を確實ならしむるの必要ありと認む。複本位制を實行するに就ては、到底賛成を表する能はずと雖も、吾人は價値の標準不完全にして、其變動より生ずる弊害の大なるを認め、今後國際間の協定に依て、此變動を抑制するに至らんことを望む。商業國が同一の本位制度を實行するは同一の度量衡を採用すると同じく、非常の利益あれども、成否の疑はしき方案を實行するときは、却て此目的を達するの妨害と爲るの恐あり。斯る事情の下に於ては、吾人は從來英國の商業が今日の發達を呈するま

で採用したる貨幣制度に根本的改革を加へざるを以て、得策なりと信ず。

單本位を主張する委員は貨幣本位の根本思想に於て、誤解を懷きたり。彼等は理想的完全を得たる通貨の制度に於ては、貨物に對する本位の關係の變動の如何なる原因より來るを問はず、本位は自ら此變動に適應して、以て物價を一定不變のものたらしめざる可からずと云ふ所説に對し、嚴格に云ふときは、債務の不變は同額の貨物を交付するよりも、寧ろ同一の勞力を致すことに依て之を見る可く、斯くて債務の支拂に要する犠牲は債務創設當時の犠牲と相異ならざるを得べく、(Final Part II, § 21.) 隨て本位の要旨は其確實にして、貨物に對する關係を支配する原因に依て、影響を蒙らざるに在りしたり。(ibid.) 即ち彼等の意見を以てすれば、本位貨幣と貨物との關係は物價が一般に騰落するに隨て、變動す可しと雖も、此變動にして主として貨物に關する原因に基くものなるときは、變動するは貨物にして、本位は依然不變なりとするものゝ如し。然れども此場合に於て、本位の不變なりと云ふは貨物以外の或るもの例へば勞力に對するものにして、其物に對する交換價値は當然變動せざるを得ざるの道理なり。

之に反してマレット、バルフォア、チャプリン、バーボア、ホルズワース、モンテギュー等複本位論者は左の説を述べたり。

金銀の内一方のみを本位貨幣とするときは、其供給は需要に應ずるに足らずして、物價に變動を來し、財政上並に商業上の關係を攪亂するを免かれず。然れども有力なる商業國の協定にして成立せんか、斯る變動を未然に防止し、國際間に大改革を完成するを得べし。金銀の間に連鎖を設くるの計畫が失敗に歸する以上は、列國は續々金貨本位制の採用に着手す可く、而して此方嚮に歩を進むるに隨ひて、現時の弊害は益々其甚だしきを致し、世界の進歩に妨害を來す可し。今後銀價にして下落すれば、印度の經濟狀態に非常の患害を及ぼす可く、一方に金價にして騰貴すれば、内國の經濟社會を攪亂するに至る可し。吾人の意見を以てすれば、今日の困難を除却するには、一に國際間の協定に據らざる可からず。今其協定の要目を擧げんか、(一)金銀貨双方の自由鑄造を認めて、之を法貨とし、(二)双方の貨幣が債務者の任意に依て、債務の支拂に供せらるゝを得る比率を一定するの二點に在り。故に吾人は米獨並に羅甸同盟諸國が印度並に他の殖民地

を代表する英國と協定し、以上の二條件を基礎として、協定する所あらんことを望む。

斯く委員會の所説は二派に分岐したりと雖も、從來金貨本位制を固執したる英國に於て、敢然複本位制を主張する者を見るに至れるの一事は世間に大なる反響を及ぼし、複本位論に有力なる援助を與へたり。而して金貨を本位とする大陸諸國も亦英國と同じく經濟上の困難に接したるのみならず、獨逸並に羅甸同盟の諸國は銀貨を無制限法貨として存置するの點より、更に特別の困難を招致したり。即ち獨逸が貨幣制度の改革を完成せず、タール銀貨に三馬克の價値を公定して之を無制限法貨たらしめたるは、前述の如くなるが、銀價の下落と共に、タール銀貨の實價は表面價値の半額に下落し、政府は纔に供給の制限に依て、金貨との同價流通を維持するの手段を取れりと雖も、一旦戰爭恐慌等非常の場合に臨まんか、世人は價値の半減したる貨幣を所有するを嫌忌し、金貨に引換へらるゝことを望むに至るは明白なり。然るに斯る際には、政府に於ても、又帝國銀行に於ても共に金貨を要すること切實なるを以て、或は引換を實行するを難しとすることある可し。

金貨本位制の採用に當り、之に賛成する論者の内には、平生金貨本位制の下に於て、多額の金貨を國內に留保し、以て戦時の準備金たらしむる考案を有したる者ありしに、金銀市價の變動より、却て貨幣制度の基礎を撼搖するの掛念を生じ、銀貨の處分は朝野人士をして焦慮せしむるの問題と爲れり。銀貨の一部を處分したる獨逸にして、既に斯の如し。同一の處分を施さざる佛蘭西其他羅匈同盟諸國に於て、銀貨流通の爲めに、更に大なる困難を蒙るは明白の事實にして例へば佛蘭西に就て云はんか、同國は羅匈同盟條約に依て鑄造せられたる五法銀貨の總額六十一億一千七百萬法の内三十一億法を有すと雖も、固よりタール銀貨と同じく、實價の減少したる貨幣にして、圓滑に流通するの道理なく、勢中央銀行に於て十二億法以上の巨額を保有して、供給を制限し、一部を流通に付するに止めざるを得ず。然も市場の狀況に依り、銀貨が中央銀行に歸來する場合あり。中央銀行は是等の銀貨を正貨準備に加ふると雖も、銀價の變動に依て、價值の高低極まりなきに、加ふるに兌換の用に供し難きを以て、銀貨の外に常に銀貨の二倍以上に相當する金貨を所有し、以て兌換制度の基礎を鞏固ならしむる次第なれば、銀價下落の爲め、中央銀行

の營業に困難を來すこと少なしと云ふ可からず。各國の形勢斯の如くなるを以て列國の協力に依て、銀價を恢復するの計畫は再び列國間の問題に上り、千八百九十二年十一月合衆國政府の斡旋に依り、第四回の貨幣會議を白耳義國ブラッセル市に開催することゝ爲れり。

第七節 印度の貨幣問題

是より前、合衆國の大統領ハッソン氏は複本位制の成立に關して、列國の意嚮を確むる爲め、特に當時の大藏卿フォスター氏を歐洲に派遣し、先づ英國政府の所見を質したるに、大藏大臣ゴッセン氏は當時銀價下落の爲め、印度の財政に打撃を蒙りて、不如意の事情を生じ、其救済策に就て、當局者より建議を受けたる折柄なれば、フォスター氏に向つて銀價恢復策に賛成の口氣を漏したり。茲に於てか氏は之を以て前途の曙光を認め得たりと爲し、其趣意を本國政府に復命し、遂に合衆國をして熱心に列國貨幣會議の召集に斡旋するに至らしめたる次第なり。

然らば英國政府をして斯く意を動かすに至らしめたる印度の貨幣問題は當時

如何なる地位に在りたるや。蓋し印度は十九世紀の初年までは、金銀貨を共に流通に付したれども、各貨幣互に品位量目を異にして、貨幣制度の錯雜甚だしく、改革の必要に接したる際、千八百六年リヴァプール卿の貨幣論印度に到着し、續いて英國に於て金貨本位制を實施するや、當時の印度總督は印度の現狀に適應して、銀貨本位制を制定するを可なりとし、千八百三十五年量目一八〇グレイン、品位千分の九百十六を以て、金銀のルービー貨幣を鑄造し、二ルービーを分ちて十六アンナとす。銀貨を本位とし、金貨は其市價に準じて流通せしめたり。即ち印度は此際を以て、全國を通じて、銀貨本位制を施行したるものなるが、其後濠洲並に加利福尼亞に於て、金鑛發見せられて、金の供給増加し、和蘭政府に於て、金貨本位制を廢止するや、印度に於ても、千八百五十二年布告を發し、翌年一月以後政府は金貨を國庫に收受せざることをしたるを以て、爾後金貨の流通するもの頗る減少し、銀貨のみ市場を專にしたり。其後内地の商業發達して、取引の金額増加するに隨ひ、再び金貨を流通して、大取引の用に供せしむるの説ありたれども、實行せられずして、已みたる間に、千八百七十一年獨逸の貨幣制度改革に次いで、羅甸同盟諸國が銀貨の自由鑄造

を停止するや、ルービー銀貨の價値も亦金に對して下落の傾を生じたり。然るに印度政府はルービー銀貨を以て、租稅其他の收入を徵收するに拘はらず、一方に金貨公債の利子、英國人官吏に對する年金若しくは歐洲諸國より購入する官用品の代價は金貨を以て之を支拂はざる可からず。而して其支拂の方法如何に云ふに印度政府は銀貨を以て徵收したる收入を印度大藏省に預託し、印度事務局(在倫敦)をして、之を資金とする爲替手形を振出さしめ、倫敦に於て印度商品を輸入したる者に之を賣却し、其賣却に依て得たる金貨を以て、金貨拂の債務に充つる次第なれば、銀價が金に對して下落するときは、手形の賣價も亦下落し、發賣高を増加せざれば、金貨拂の債務に應ずるに必要な正貨を收むる能はず、而して發賣高の増加は自ら印度政府の負擔を加重して、財政を壓迫するに至らざれば已まず。現に倫敦の銀塊相場一オンスに付き六十一片なるときは、金銀の市價は一と一五半に當り、ルービー銀貨は英貨二十三片の價値を保てるに、千八百九十三年銀價が空前の下落を來して、四十片と爲るや、ルービー銀貨の英貨價格十五片に低落せるが、如き銀價下落の印度財政を苦しむる程度を示すものと見る可し。此外銀價下落の爲め

に、印度と金貨國との爲替相場は當に動搖して、其間の貿易を妨害するのみならず、歐洲の金貨國より印度に資金の流入し來る勢を沮止し、爲めに官民事業の進行を頓挫せしめ、現に印度政府の公債價格を見るも、千八百七十三年の前後百五磅内外の相場を維持したる四分利付銀貨公債は銀價下落以後額面内外の價格に下落したるに拘はらず、四分利付金貨公債は千八百七十三年百六磅の價格を有し、其後三分半の利子に借換へられて、尙ほ額面以上の價格を保ちたり。此一事に徴するも、銀價下落の爲めに、印度財政上の信用の失墜したる事情を知るに難からず。茲に於てか、千八百七十六年印度造幣局閉鎖の提議を排斥したる政府は千八百七十八年に於て、却て此計畫を主張し、ル・ビー銀貨をして二志の金貨價格を保たしめんとしたり。此計畫は直に實行の緒に就く能はざりしと雖も、要するに銀價恢復の希望盛なると同時に、此希望の達せられざる時には、金貨本位制を制定するか或はル・ビー銀貨の自由鑄造を停止するか、二策の一に出づ可しとの説を生じ、可否の議論の決定せざる間に、千八百九十二年のブラッセル貨幣會議開催せらるゝに至れるを以て、暫く會議の成行を觀望して、處決することゝ爲れり。

故に千八百九十二年の貨幣會議召集以前に於ては、印度並に合衆國は共に此會議の結果に依て、自國の嚮背を決定せんとするの地位に居れり。會議の開催せらるるや、米國政府の委員は第一に國際複本位制の成立に盡力し、其成立せざる時には、銀貨使用區域の擴張を提議す可きの訓令を受けたる由なりしが、後者の方法として最も效力あるは、銀貨の自由鑄造開始に外ならざれども、到底行はるゝの見込なきを以て、合衆國政府の委員は先づ自由鑄造以外の方法に依て、銀貨の使用區域を擴張せんとし、而して其方策として、(一)本案に賛成する歐洲諸國は合衆國が現在の銀購入を繼續し、印度並に墨西哥が銀貨の自由鑄造を繼續することを條件として、毎年三千萬オンスの銀塊を一オンスに付き四十三片を上らざる相場を以て購入す。各國に於て購入する割合は別に條約を以て之を定むること(二)各國が購入したる銀塊は其國の法律に従ひ、貨幣として流通せしむ。但し紙幣の準備に充つるを妨げざると(三)以上の約定は五箇年を以て期限とす。但し倫敦市場の銀塊相場が各國政府の間に豫定したる點に達すれば、其購入を中止し、其後各國の委員に於て、更に買價を公定して、購入す可く、又購入中止の後に、豫定の相場以下に低落

すれば直に購入を再始することの諸點を規定したる英國委員の提案と各國に於て、額面二十法以下の金貨並に同額面以下の紙幣を回収し、銀貨又は銀貨を代表する紙幣を以て、其缺を補ふ可しと云ふ和蘭委員の提案とを本會議に付したれども、兩案共に幾多の非難を蒙りて、成立する能はず。合衆國の委員は更に複本位制に關する所説を陳述したれども、銀貨使用區域擴張の方案すら既に認容せられざりし事情なれば、是れ亦多數の反對に遭ひて消滅し、各國が一致するときは、千八百九十三年五月を期して、再會す可きことを條件として、散會したり。開會前に於ては多少の望を屬されたる今回の會議が斯る結末に終りたるは、畢竟奧地利、露西亞の兩國が金貨本位制實施の方針を固守して動かざりしと、又會議中英國が印度の銀貨自由鑄造を停止するの意見に決定し、印度の利害より特に銀價の變動を抑制するの必要を感ぜざるに至れるとを以て、重なる原因とす可く、而して英國の委員等は列國聯合の購銀案にして、成立するときは、之を有效ならしむる爲め、合衆國並に墨西哥の銀産額に制限を加へざる可からざるの意見を懷き、兩國委員の所見を糺したるに、合衆國は中央政府の法律を以て、聯邦州の鑛山に課税其他の制限を如ふ

る能はずとし、墨西哥に於ては銀は自國の重要輸出品なるを以て、其産額を制限する能はざることを回答したり。然らば購銀案成立の結果として、銀に對する需要増加せんか、之に對する供給亦増加す可く、人爲の力を以て、産出増加を抑制するの望なき以上は、同じく人爲の力に依て需要を増加するの計畫も亦効果を發揮する能はざる可しとの疑惑を生じ、爲めに購銀案に對する賛成を薄弱ならしめたりと認む可し。

第八節 合衆國、獨逸、印度、露西亞並に奧地利に於ける貨幣制度改革

斯くて第四回の貨幣會議が閉會を告ぐるや、豫て銀價の恢復に望を絶ちたる印度政府は更に決意を強くし、其前英國政府に於て組織したる調査委員會の所見に従ひ、千八百九十三年六月下旬斷然造幣局を閉鎖し、銀貨の自由鑄造を廢止して、其増加を制すると同時に、政府に對する租税は英貨十六片に付き、一ルービルの割合を以て、英貨金塊の儘收納し、金貨を國庫に蓄積して、貨幣制度改革の用に供せんと

したり。造幣局閉鎖當時ルピー銀貨の金貨価格は十四片半なりしを以て、其價格を十六片に公定するは、即ち一片半の人爲的騰貴を期したるものにして、マインヤル氏が此時代以後に於ける印度の貨幣を評して、「造幣局の閉鎖以來、印度の通貨は銀に印刷せられたる政府紙幣と異ならざるに至れり」と云へるは、最も要を得たりとす。(Report of Indian Currency Committee, Q. 11,700) 従來印度は多額の銀塊を輸入し、其輸入高は銀價の低落と共に増加すること左表に示す如し。

毎年平均輸入高	銀塊相場
一八七七—八三 ^片	七三、〇七六 ^{千ルピー}
一八八四—九〇	八八、三二三
一八九〇—九三	一二〇、二〇三
	五二、三三 ^片
	四六、四四
	四四、一七

斯る地位に居れる印度が上記の改革を實行したる以上は、其影響の容易ならざるは當然にして、當時倫敦の銀塊相場が一オンスに付き三十八片七五より三十片半に下落し、更に二十七片半に下落したるは、主として印度造幣局閉鎖の結果と認めざる可からず。茲に於てか合衆國は斯る状態の下に、シヤーマン條例を維持す

るの不利益なるを覺りて、千八百九十三年十一月之を廢止し、愈々銀價恢復の望を曠しうしたり。而して兩國に於ける其後の形勢を窺ふに、印度のルピー銀貨は自由鑄造停止以來、銀價に依て其價值を左右せらるゝことなく、唯貨幣としての需要の増減に依て、價值の高低を生じたり。當初政府はルピー銀貨の金貨價格の十六片以上に騰貴することを希望し、多少なりとも此程度に騰貴するときは、政府に對する債務はソヴェレイン金貨を以て支拂はれ、國庫に金貨を吸收するを得るの道理なりしが、實際に此事實を見るを得ざりき。蓋しルピー銀貨が法定價格に達せざりしは、國內に何等金貨の流通するものなかりしに加ふるに、従來貯藏せられたる銀貨が市場に出て、造幣局の閉鎖に拘はらず、一時流通高を増加せしめたるに由るものにして、事情已むを得ざる所なりき。殊に政府は銀行其他より造幣局閉鎖以前に、印度に輸送せられたる銀を收受して、之を鑄造し、一方に政府の準備金として所有したる銀貨と共に、之を流通に付したるを以て、千八百九十五年にはルピー銀貨の價值は十三片に止まれり。此價值を以てするも、ルピー銀貨の價值は其含有する銀地金の價值よりも高く、或る程度まで、不完全ながら銀價下落

より生ずる財政上の負擔の加重するは、之を免かるゝを得たり。唯印度土民は裝飾品の形態に於て、銀地金を所有し、飢饉又は不景氣の際に、之を賣却するの慣例なりしが故に、地銀金に對する金貨價格の低落は自ら彼等の窮乏を甚だしからしむの恐なしとせず。一方に貨幣制度改革の結果として、爲替相場を確實ならしめ、外資に依頼して灌漑事業を起斯く以て饑饉を防止するを得るの一事を以て如上の弊を緩和す可しとしたり。

印度の狀況は右の如く有るが合衆國に於ては、シマーマン條例の廢止のみを以てして、能く貨幣制度の整理を求むる能はず。銀貨、銀幣、證券、大藏省紙幣の流通する爲め、國內の金貨は外國に流出して、國庫の準備金を不足せしめ、千八百九十四年より同九十六年に至るまで、二億六千萬弗餘の五分並に四分利付公債を外國市場に賣却して、其不足を填補するが如き苦境に陥れるを以て貨幣制度問題は、大に世人の注意を惹起し、千八百九十六年の大統領改選期に臨むや、共和黨に於ては、合衆國は列國複本位制の成立に斡旋し、其成らざる場合には、單獨に金貨本位制を實施す可きの意見を公にし、マツキンレー氏を候補者に推したるに反し、民主黨の候補

者ブライアン氏は列國の意嚮如何に拘はらず、一と一六の法定比價を以て、即時に複本位制を行ふの説を述べ、單に貨幣問題を争點として選舉に従ひたるに、結局共和黨の勝利に歸し、マツキンレー氏大統領に就任するや、氏は複本位制成立の準備として、千八百九十七年三月委員を歐洲に派遣し、此問題に對する各國の意嚮を糺さしめたるに、佛蘭西政府は大に此計畫に賛成を表して、自ら提案者たることを望み、米佛兩國聯合の提議として、列國が一と一五半の比價を以て、複本位制を實行する場合には、英國は此計畫を助成する爲め、(一)印度の造幣局を再開して、銀貨の自由鑄造を實行し、(二)英蘭銀行をして正貨準備の五分の一に相當する銀塊を所有せしめ、(三)銀貨の法貨制限を十磅に引上げ、銀を擔保とする二十志の紙幣を發行して、之を法貨に充て、且つ半ソツヴェレイン金貨を回收して、銀を擔保とする紙幣を之に代用し、(四)毎年政府に於て定額の銀貨を鑄造し、(五)英國造幣局を公開して、ルービール銀貨並に英弗貨を鑄造せしめ、海峽殖民地並に銀幣本位を採用する殖民地に於ては、無制限法貨として、英國に於ては、銀貨通用の制限内に於ける法貨として流通せしめ、(六)ハスキントン案を實行するの諸件に就て英國政府の同意を求めたり。右の

内ハスキツン案と稱するは、一定の法定比價に據り、造幣局に輸納せられたる銀塊に對し、銀兌換の證券を發行するものなり。英國政府は右の交渉に接して、直に英蘭銀行當局者の意見を諮問したるに、同當局者は佛蘭西が自由鑄造を開始し、銀價の前途鞏固なるの望確立すれば、條例の規定に従ひ、銀貨準備を置くを辭せざる旨を回答したり。然るに印度政府は米佛兩國の聯合のみを以てしては、假令ひ他の補助ありとするも、一と一五半の法定比價を維持するを得るや否や甚だ疑はしく、之を維持し得ざる曉には、印度のみ銀貨國と爲りて、英國と貨幣本位を異にするの恐ありとして、造幣局の再開を肯ぜざりしを以て、英國政府も遂に右の交渉條件を拒絶し、復本位制の計畫は半途に頓挫したり。

茲に於てか、合衆國は單獨に貨幣制度を改革して、金貨本位制を制定せざる可からざるの地位に到達したるが、米西戰爭の爲めに暫く延引し、漸く千九百年三月を以て新法律を發布するを得たり。蓋し從來合衆國貨幣制度に關しては、銀貨の自由鑄造を認めて、事實上の銀貨本位を行はんとする者あるに對して、一方には正貨兌換の銀行紙幣を除き、此以外の一切の紙幣を廢止し、純然たる金貨本位制を行は

んとする者と正反對の所説の存するを見たるが、前説の如き何等實行的價値を有せず、後説も亦金銀市場を攪亂し、國庫の負擔を加重するの點に於て、行ふ可からず。別に金銀市場に大なる影響を及ぼさず、又國庫に負擔を蒙らしめずして、能く金貨本位制の實質に近づくを必要とす。千九百年の貨幣法は即ち此一事を眼目として、制定せられたるものと云ふ可し。從來合衆國の貨幣制度に於て、困難を誘致する原因たりしは、紙幣の兌換に供せらる可き正貨を指定するに當て、單に合法の貨幣なる文字を以てし、其金貨たるを銀貨たるを區別せざりしを以て、金貨を紙幣の兌換に供すると否とは、全く行政官の任意に屬し、如何なる事情より、價値の下落したる銀貨を以て、兌換を開始するや、測り知る可からざるの一事に存したり。故に新法律に於ては第一に此點に着眼し、其第一條に於て價値の單位を弗とし、量目二五グレイン八、品位千分の九百位の金貨を以て、之に充つとし、他種の貨幣は總て之と同價を以て流通せしめ、又同價流通を維持するを以て、大藏卿の義務なりとし、第二條に於て、合衆國紙幣並に大藏省紙幣の兌換には、第一條に定めたる金貨を以てすることを規定し、之に依て從來兌換制度に關して生じたる疑惑を一掃し、金貨

兌換の保證を與へたり。然れども斯く法律に於て、金貨兌換の保證を示したる以上は、其保證を確實ならしむるの準備なかる可からず。故に國庫發行償還局を設け、同局をして常に一億五千萬弗の金貨金塊を備へしめ、兌換の結果、同局が紙幣を收受するときは、直に國庫の一般會計に就て、金貨と引換へしめ、引換を爲す能はざるときは、市場に就て金塊を買入れ、又一般公衆より金貨を提出して、金貨證券の發行を請求するときは、之に應じて、常に金貨吸收の工風を怠らざることとし、然も尙ほ貿易上の逆勢其他の事情より、右の兌換準備が減少したる場合には、之を填補する方法として、政府は必要に應じ、三分以下利付の公債を發行し、又は千八百九十年の購銀條例に依て購入したる銀塊を補助貨幣に鑄造し、以て國庫の收入に繰入ることゝしたり。而して銀塊を補助貨幣に鑄造するは、單に準備金補充の目的に出づるのみに止まらず、大藏省紙幣處分の一法に充てんとするものにして、即ち爾後補助貨幣に對する需要あるときは、必ず國庫所有の銀塊を其資料とし、之に對する同額の大藏省紙幣を回收銷却するの規定を設けたり。又銀貨證券に關しては、別に法律の規定を存せずと雖も、通貨の一種として之を流通に付し、人口の増加、

商業の繁昌より生ずる需要に依て、其價值を維持せしめんとすること從來と異ならず。大藏省紙幣の流通高減却したる後に於ても、尙ほ純然たる金貨本位制を實施する能はざる所以茲に存し、千九百年の法律に一段の進歩を致さざれば、到底完全なる金貨本位制の成立を期す可からざるなり。現に合衆國に於て法貨の種類二三に止まらず、金貨の如き何等の制限なく法貨たるを得るものゝ外に、銀貨、千八百九十年の法律に據る大藏省紙幣の如き、反對の規定の存せざる場合に、法貨たるを得るものあり、政府紙幣の如き、公債の利子並に輸入税支拂の外に法貨たるを得るものあり、國立銀行紙幣の如き、國立銀行間の債務支拂に法貨たり、又輸入税支拂の外、公納に充つるを得るものあり、一弗以下の銀貨の如き、一回の支拂十弗を限り、白銅貨、青銅貨の如き、一回の支拂二十五仙を限り、法貨たるを得るものあり。斯の如き從來合衆國の貨幣制度が一定の計畫を缺き、種々の利害關係に制せられて今日に至れるの結果にして、千九百年の法律に於て金貨の兌換を保證し、且つ兌換準備金を國庫の一般會計より獨立せしめたるは、要するに貨幣制度改革の一端に過ぎざるなり。千九百十八年合衆國が銀貨證券に對して國庫に於て所有する銀

貨四億九千萬弗の内、二億弗を鎔解賣却し、斯くて回收せられたる銀貨證券に代つて、聯邦準備金銀行紙幣を流通せしむることゝしたるは幣制改革に一步を進めたるものなり。

合衆國の貨幣制度改革は以上の如くにして、一段落を告げたるが、印度政府に於ても亦其前數箇月を以て、貨幣制度の改革に着手したり。印度は千八百九十三年の造幣局閉鎖以後三年間は全くルビー銀貨の新鑄造を行はず、千八百九十六年並に同九十八年金融市場の緊縮を緩和する爲め、少許の發行を爲したるの外、嚴に供給に制限を加へたり、隨て銀貨の價值は地金に依て左右せられず、貨幣として獨自の價值を維持し、常に地金の價值以上に居り、殊に千八百九十九年以後は正に十六片の公定價格に達したり。即ち左の如し。

一八九〇年	一八〇九	純銀一六五グレインの英貨價格	一七、七四
一八九一	一六、七三		一六、七〇
一八九二	一四、七七		一四、九八

一八九三	一四、五五		一三、二〇
一八九四	一三、一〇		一〇、七三
一八九五	一三、六四		一一、一〇
一八九六	一四、四五		一〇、五〇
一八九七	一五、三五		一〇、二五
一八九八	一五、九八		一〇、〇三
一八九九	一六、〇〇		一〇、二五
一九〇〇	一六、〇〇		一〇、四〇
一九〇一	一六、〇〇		一〇、〇三

ルビー銀貨は斯く人爲的價值を維持し之に依て爲替相場を律するに至れりと雖も、尙ほ經濟上の狀況に依て、價值の一昂一低を免かれず。蓋しルビー銀貨は其自由鑄造停止以後は鑄造額の増加に依て、價值の低落を來すことなしと雖も、然も貨幣に對する需要の時に減縮する爲めに、價值の低落することなきを保せず。斯く需要の減少したるに對して、供給を節減するには、自由鑄造の停止以外に別に

爲す所なかる可からず。即ち需要の減縮に應じて過剰と爲れるルピー銀貨を流通外に排出するの道を設けること必要なり。而して此事たる金を爲替本位制の運用に關聯して、行はるゝを以て、印度政府は千八百九十九年の印度貨幣制度調査委員會の爲したる五箇條の建議即ち(一)印度造幣局は銀貨の無制限鑄造に對しては、依然之を閉鎖し、金の無制限鑄造に對しては、之を公開すること(二)ソヴェリン金貨を法貨とし且つ其流通を期すること(三)ルピー銀貨と一鎊金貨との比率は一鎊に付き十五ルピーとしルピーの爲替價格をして一志四片たらしむること(四)ルピー銀貨と引換に金貨を交付する法律上の義務は之を承認せざること(五)但し從來蓄積中の金準備は時の必要に應じ、爲替相場が現送點以下に低落したる場合に、外國に對する送金の用に供することの諸點に基き、千八百九十九年九月改革に關する法律を制定したり。其要點は(一)英國のソヴェリン並に半ソヴェリン金貨を法貨とし、(二)ルピー銀貨の自由鑄造は在來の儘之を停止し、(三)金貨と銀貨との比率は一ルピーに付き六十片即ち一と二十二とするの諸點に在り。而して印度政府が金貨を以て、銀貨を兌換するの義務を負はざること從來の如く

なるに如何にして通貨の伸縮を謀るやと云ふに例へば商工業好景氣にして輸出増進する場合には英國に債權又は資金を有する者に對して、印度通貨の供給せらるゝこと殆ど無制限なるを得べし。即ち斯る人は倫敦に於て印度宛手形を受入れ、印度に於て之を現金に引換ふるが故に、斯る時期に於ては、印度手形の賣却高多きに上ると共に、造幣局は之に對して多額の通貨を發行す可し。通貨は一時此程度に居るとするも、物價の騰貴が輸入を獎勵して、輸出を沮害するや、印度宛手形に對する需要は減縮し、倫敦に於ける手形の賣價は低落す可く、他に何等特殊の事情の存せざるに於ては、ルピー銀貨を金貨に引換へ、金貨を外國に輸出するに至る可し。而して此事實の生ずるに先だち、印度政府は倫敦に於ける印度手形の賣却を制限し、内國に於て手形を賣却するを以て、ルピー銀貨は國庫に回收せられて、通貨の收縮を來し、物價を低落するに至らしむ可し。然も通貨の收縮甚だしく、ルピー銀貨の英貨相場にして十六片以上に騰貴せんか、印度に債務を負ふ者はソヴェリン金貨を現送して、之を果し、其結果内國に於ける通貨の膨脹に依て爲替相場を低落せしめ、自動的に物價並に爲替相場の關係を調節するを得るなり。即

ち印度政府は千九百年來ソヴェレン金貨に對して、十五ルービルの公定價格を付し、此價値に據り、ソヴェレン金貨とルービル銀貨とを公私の諸勸定に併せ使用するものとしたり。而して之より前千八百九十七年九月を以て、印度政府は紙幣に關する法律を改正し、ルービル紙幣を發行するに當り、公定價格に據り、ルービルの付き十六片即ち英貨一磅に對する十五ルービルの割合を以てするを得ることとしたるが故に、前記の如くソヴェレン金貨にして内國に流入せんか、直にルービル紙幣の増發を來し、外國に流出せんか、同紙幣の減縮を見ることゝ爲るものなり。

斯く各國が貨幣制度を改革し、金貨本位制に近づくに當り、最も之に便宜を與へたるは、千八百八十一年より同九十年に至る十年間と比較し、千八百九十一年より千九百年に至る十年間に於て、世界の金産出額が遽に増加し、金貨の吸收を容易ならしめたるの一事にして、以上諸國の外に、後節に説明するが如く露西亞、祕露、日本等が何れも金貨本位制を採用し、塊地利が金貨兌換の開始に歩を進め、弗拉賓、海峽殖民地、墨西哥が印度の例に倣ひて、金爲替本位制を制定したるが如き、主として金

貨吸收に容易なるの機運に乗じたるものと認む可きなり。

事情斯の如くなるを以て、以前貨幣制度の改革に着手して、未だ之を完成せざりし諸國が更に一步を進めんとするに至れるは自然の勢なり。即ち跛行本位制の國が無制限法貨たる銀貨を處分し、金貨を之に代らしめて、以て純然たる金貨本位制に到達せんとするの計畫を爲すは當然起る可き問題なり。羅甸同盟諸國が此點に就て如何なる處置に出でんとするや、聞知する所なしと雖も、獨逸の如きは、千九百年六月の法律を以て、改革計畫の一端を發し、爾後着々之を遂行したり。蓋し獨逸に於ては、千八百九十四年以後數年間穀物の價甚だしく低落して、地主並に農業者に非常の打撃を及ぼし、彼等は此窮狀を脱する爲めに運動し、其一法として複本位制の採用を主張したり。而して時の帝國宰相カブリツキ伯は此一派の主張に讓歩し、貨幣問題研究の爲めに、委員會を組織し、十六名の専門家相會して、前後二十一回の會議を開催したりと雖も、結局何等の議決だも見る能はず。カブリツキ伯に代つて、ホーヘンローへ公の宰相と爲るや、農業黨は更に活潑なる運動を試み、千八百九十五年二月帝國政府自ら斜旋して、列國貨幣會議を開催す可きの建議案

を帝國議會に提出し、多數を以て可決したれども、聯邦議會の排斥する所と爲り、何等の效果を見ずして已めり。爾後數年を経過する間に、貨幣問題の局面開展し、複本位論は自ら勢力を失墜し、金産出額も亦増加するの傾を生じたるを以て、政府は之を好機とし、前記の法律を以て、在來流通せるタール銀貨を漸次補助銀貨に改鑄して、處分の目的を達することとし、先づ五馬克金貨、二十プフェニツヒ白銅貨を回收し、以て銀貨に對する需要を惹起せしめ、一方に從來補助銀貨の流通最高額は人口一人に付き十馬克の割合なりしを十五馬克に引上げ、千九百一年一月よりタール銀貨の回收并に補助銀貨の増鑄を行へり。試に千九百年末より千九百三年末に至る間に於て、此改革事業の進捗したる一斑を示せば、左の如し。

タール銀貨現在高	一九〇〇年末	一九〇三年末
馬克に換算したる高	一二〇、〇〇〇 <small>千馬克</small>	七一、三三三 <small>千タール</small>
補助銀貨現在高	三六〇、〇〇〇 <small>千馬克</small>	二一四、〇〇〇 <small>千馬克</small>
人口	五一五、〇〇〇 <small>千人</small>	六五三、〇〇〇 <small>千人</small>
	五六、三〇〇 <small>千人</small>	五六、四〇〇 <small>千人</small>

人口に對する補助銀貨の割合

九、一四馬克

一一、五七馬克

右タール銀の貨殘高二億千四百萬馬克を一と一三、九五の法定比價に據り、補助銀貨に改鑄せんか、二億三千七百七十萬馬克に相當す可し。之を千九百三年末に於ける補助銀貨の現在高に加算したる高八億九千七十萬馬克を除するに十五馬克即ち人口一人に對する補助銀貨の法定制限を以てするときは、六千九百三十八萬餘の數を得べし。獨逸の人口が此數に達し、一方に政府が法定制限まで補助銀貨を増鑄するときは、即ちタール銀貨の處分完了するの道理にして、政府は孜孜として補助銀貨の増鑄に勉め、千九百三年より同六年に至る四年間毎年六千萬乃至七千萬馬克の補助銀貨を鑄造し、千九百七年には、八千五百萬馬克を鑄造したり。斯くてタール銀貨の現在高漸く減少するや、政府は改革計畫の進行を企て、千九百七年六月の布告を以て、同年十月一日以後タール銀貨の流通を禁止し、單に千九百八年九月三十日まで、國庫に於て收受することとし、一方に千九百八年五月の法律を以て、新に額面三馬克の補助銀貨并に二十五プフェニツヒの白銅貨を發行し、同時に補助銀貨の發行額人口一人に付き十五馬克を二十馬克に引上げて、補助

銀貨増發の餘地を設け、跛行本位制より一變して純然たる金貨本位制に移るを得たり。

露國が今日の金貨本位制度を制定するに至れるは、從來流通せる不換紙幣を整理したる結果に外ならざるを以て茲に先づ不換紙幣の來歴を明にせざる可らず。露國に於て始めて、紙幣の發行せられたるは、千七百六十九年カザリン二世の治世にして、當時露土戦争に伴ふ財政上の困難を救済するの目的を以て、百萬ルーブルを限り、其發行を試みたり。是れ露國が軍事費を支辦する爲めに、紙幣發行を利用したる端緒にして、其後アレキサンダー一世が千八百十年瑞典、土耳其、佛蘭西と戦争を開始して、臨時費の増加を來すや、直に紙幣發行を利用するの手段を取れり。故に千八百五年前後まで發行高の寡少なりし紙幣は同年以後非常の勢を以て、増加し來り、千八百十四年に至るまで毎年度の發行高は左の金額に上れり。

一八〇五	三、一五〇〇 <small>千ルーブル</small>	一八〇八	九五、〇〇〇 <small>千ルーブル</small>
一八〇六	二七、〇〇〇	一八〇九	五五、八〇〇
一八〇七	六三、〇〇〇	一八一〇	四六、一〇〇

一八一二	六四、五〇〇	一八一四	四八、〇〇〇
一八一三	一〇、三四〇		

以上の割合を以て、連年紙幣の發行を繼續したるが故に、千八百十七年露西亞に於ける紙幣の流通高は八億三千六百萬ルーブルの多きに上り、千八百二年當時の本位貨幣たりし銀貨に對する價格は一ルーブルに付き八十コベツクの割合なりしに、千八百十七年には、二十コベツクに下落したり。

政府は千八百十年並に同十二年の兩度に於て委員會を開きて、不換紙幣の處分法を審議し、現行の租税に増率を加へ、又新税を賦課し、其收入に依て不換紙幣を銷却す可き旨を決議したれども、紙幣の價值甚だしく低落せるの結果、銷却に資金を要すること多く、實際に行はれずして已めり。其後佛蘭西との戦争熄みて、自ら財政整理の餘裕を生じ、千八百十七年より同二十三年に至る間に於て、政府は不換紙幣を八億三千六百萬ルーブルより五億九千八百七十七萬六千ルーブルに收縮したり。而して歳入の不足は公債を發行して、之を填補することゝしたる結果、公債は此年間に於て、六億七千二百萬ルーブルより、十三億四千五百萬ルーブルに増加

したれども、斯く不換紙幣の流通高減少し、且つ常に同一の高に定着するに至れるが爲め、其價值も亦從來の如く動搖せず、千八百三十二年より同三十八年に至る間二十七コベック内外の價值を維持したるを以て、政府は千八百三十九年七月の法律を以て、一ルーブル紙幣の價格を銀貨二十八コベック六に公定し、銀貨一ルーブルを紙幣三ルーブル五十コベックに相當するものとし、更に千八百四十一年政府は額面價格を以て、正貨と兌換せらる可き新紙幣を發行し、之を以て漸次舊紙幣に代へ、新紙幣の發行高六分の一に相當する正貨準備を備へて、其兌換を確保し、千八百五十二年に至りて、舊紙幣を回收するを得たり。

故に露國は當時銀貨本位制の下に、兌換紙幣を流通に付したるものにして、紙幣の發行高は三億一千万ルーブルを上下し、額面價格を以て、流通したるが千八百五十三年クライミア戦争に際して遽に其發行高を増加し、七億二千五百萬ルーブルに達せしめたる一方には、千八百五十六年其兌換を停止したる爲め、茲に紙幣の價値は再び銀貨に對して下落し、爾來正貨兌換の開始を計畫したるも、正貨は常に缺乏して、其目的を達する能はず。千八百七十七年露土戦争に際して、更に紙幣を發

行し、以て軍事費の支辨に充てたる爲め、其發行高は十一億八千八百萬ルーブルに上り、價格は六十コベックに低落したり。

斯く貨幣制度の紊亂甚だしきに於ては、經濟社會に不良の影響を及ぼすは當然なるを以て、不換紙幣整理の議は政府部内に起り、結局千八百八十七年左の三策の下に、其目的を果さんとしたり。

- (一) 財政の許す限り、紙幣を回收銷却し、金貨一ルーブルに付き、紙幣一ルーブル半の割合に達せしむること。
- (二) 紙幣の價格が以上の割合に達したる時を待つて、金貨を以て紙幣の兌換を開始し、金貨本位制を實行すること。
- (三) 輸出貿易を奨励し、又適宜外債を發行し、之に依り外國より金貨を吸収し、其蓄積を期すること。

右の諸策を行ふと同時に、大藏大臣は大に經費を節約し、紙幣を回收し紙幣の流通高を減縮したり。左に其流通高並に金貨準備を掲ぐ。

紙幣

帝國銀行並に
國庫の金貨在高

金貨流通高

改訂貨幣論

一八八一年	一、一三三、五	十萬ルーブル	一七〇、〇	十萬ルーブル
一八八七	一、〇四六、〇		二一一、五	
一八九二	一、一〇〇、〇		九〇五、五	
一八九八	九〇五、五		一三二八、三	十萬ルーブル
			一四九三	十萬ルーブル

斯く紙幣の流通高減少し、金貨準備の増加するに隨て、紙幣の價格は確實と爲り、千八百九十四年政府は金貨一に對する紙幣一半の割合に依て、各種の取引を行ひ、又此割合に依て、金貨を國庫に納付することを許容したり。而して千八百九十七年政府は在來の十ルーブル金貨の價格を改定して、十五ルーブルとし、額面價格に據り、即ち金貨一ルーブルに付き紙幣一ルーブルの割合を以て、兌換を開始し、此金貨を以て本位に充つることゝしたり。即ち貨幣價格の單位は依然ルーブルなれども、從來インペリアルと稱する量目十二グラム九〇二、品位九百の十ルーブル金貨の價格は改定せられて十五ルーブルと爲り、此外に額面七ルーブル半並に五ルーブルの金貨鑄造せられ、政府は是等に總て無制限法貨の資格を付與し、銀貨は之を補助貨幣とし、政府は新金貨七億五十萬ルーブルを準備金として帝國銀行に交

付し、爾後帝國銀行は此金貨を以て兌換す可き紙幣を發行することゝしたり。而して其發行法は發行額六億ルーブルに達せざるときには、銀行は其半額に相當する金貨を準備とす可く六億ルーブルを超過したる部分に對しては超過高と同額の金貨を準備とするの規定に據り、千八百九十九年一月以來兌換を開始し、純然たる金貨本位制を實施したり。

即ち露國の貨幣制度改革に於ては、紙幣を充分に回收銷却し、之をして金貨と同等の價值を保つに至らしむるの時を待たず、或る割合即ち金貨一に對する紙幣一半の割合に達したる際に、遂に金貨の公定價格を低減し、從來一のものを一半とし、以て紙幣の價值と均衡を保たしめ、額面を以て兌換を開始したるものなり。蓋し斯る變則的手段を取れるは、紙幣を極度まで回收銷却することの甚だ不便にして、事情の許さざるものあると同時に、紙幣をして高價ならしむるときは、爲めに政府の負擔を増加するの恐ありたるを以てなり。此改革に對しては其專制的に金貨の價值を左右したるの嫌あるの故を以て、非難の聲四方に起り、政府に向つて國民を欺罔するの不可なるを攻むる者あるに至れり。(Lehmann u. Parvus: Das hungarische Russland. I. Band. I. Heft. Zur Politik der russischen Finanzen.)

inimicis) 然も不完全ながら斯る改革の速成せられたる爲めに、外國貿易が鞏固なる基礎の上に立ち、且つ國內に金貨を留保し、又之を流通するの結果、事變に際して、再び紙幣を流通に付するまで、財政上の壓迫に堪へ得るに至れるの利益は之を認めざる可からず。

思ふに露國が金貨本位制を採用したる爲めに(一)西歐諸國に對する爲替相場を確實にし、金貨國に對する輸出貿易殊に穀物の輸出をして、ルーブル紙幣の相場の高低より生ずる變動を免かれしめ(二)金貨國の資金を露國に誘致して、生産上の用に供するに至らしめたるは、露國經濟の全體に非常の利益を與へたるものとす可し。蓋し不換紙幣の流通する時代に於て、外國に對して、不換紙幣を以て元利金を支拂ふ公債を發行するは甚だ困難にして、強ひて之を發行するときは、爲替相場の變動に依て、債權者の蒙らんとする損失を補償するに足る程度の利子を付せざる可からず。此困難に應ずる爲め、露國は從來外國に對して金貨拂の公債を發行したりと雖も、斯くては外國債權者を安全ならしむる代りに、國庫をして爲替相場變動の危険に當らしめざる可からず。即ち公債の元利金は金貨を以て支拂はるゝ

に拘はらず、國庫の收入は紙幣を以て收納せらるゝが故に、紙幣價值の低落するに隨て、公債の元利金に多額の經費を要し、多額の財源を吸収せざる可からず。平時に於ても紙幣價值の變動は豫算を不確實にし、秩序ある財政計畫の成立を困難ならしむ。況や政治上の事變又は戰爭に際して、其及ぼす可き影響の大なるは論を俟たざるなり。又政府が帝國銀行の紙幣發行法に對して加へたる制限の如き、帝國銀行をして戰時に於て政府に財政上の助力を致さしむるに重大なる關係あり。元來露國は外國に對して多額の債務を負ふの關係上、帝國銀行に於て多額の正貨を有するは勿論正貨準備の一部を金貨國宛爲替手形に放下し、又外國銀行に之を預入れて、以て金貨の取引に應ずるの政策を講じて、多年に及べり。如何なる程度まで斯る形態に於て準備金を所有し、以て金貨本位制の維持を安全ならしむるを得るや、將た又帝國銀行の正貨準備は如何なる點まで戰時に於ける準備金として依頼するに足るや。今、數字を擧げて、之を説明せんに、千九百三年の平均に據るに帝國銀行の紙幣發行高は五億八千萬ルーブルにして、之に對する正貨準備は八億三百五十萬ルーブルに上り、其内の七億二千四百三十萬ルーブルは金貨金地金よ

り、七千九百二十萬ルーブルは銀地金より成れり。而して此外に金貨國宛爲替手形並に外國銀行預金は七千九百四十萬ルーブルなるを以て、準備金の總計は八億八千二百九十萬ルーブルに上り、紙幣發行高を超過すること五割二分二厘に當れり。之を外國の中央銀行と比較するに前記八億三百萬ルーブルは獨逸貨幣に換算して十七億三千六百萬馬克に相當し、之に超過するは佛蘭西銀行に於て約二十億萬馬克の準備金を所有するものあるのみ。紙幣發行高に對する比率の高さに至ては、如何なる國の中央銀行と雖も、露國帝國銀行に及ぶものあるを見ず。露國帝國銀行が斯る多額の準備金を所有するは、戰時其他の事變に際し、紙幣の信用を傷くることなくして、其増發を爲し、又は金貨を支拂の用に供するの餘地を存する證據にして、同國財政家の最も誇負する所なるが如し。(Helfrich-Dus Geld im Russisch-Jap.-) (amischen Kriege, S. 21. 30.)

然も千九百十四年歐洲開戦後に於ては、露西亞銀行の紙幣發行法は甚だしく亂雜と爲り、政府は軍事費の財源を露西亞銀行の借入金に求むる爲め、同銀行の正貨準備を要せずして發行するを得る紙幣の制限高戰前三億ルーブルに左の如き増加を加へたり。(日時は露曆、金額の單位は百萬ルーブルなり。)

一九一四年七月二十二日	一、二〇〇	一九一七年三月四日	二、〇〇〇
一九一五年三月十七日	一、〇〇〇	同	年五月十五日 二、〇〇〇
同	年八月二十二日 一、〇〇〇	同	年七月十一日 二、〇〇〇
同	年八月二十七日 二、〇〇〇	同	年九月七日 二、〇〇〇
同	年十二月二十七日 一、〇〇〇		

次に墺地利の貨幣制度改革に就て説明せん、千八百五十七年墺地利は獨逸關稅同盟の諸國と條約を締結して、銀貨本位制を採用し、フロリンを以て、貨幣價値の單位としたるが、實際市場に流通したるものは、不換紙幣なりしを以て、千八百五十八年正貨交換を開始するの計畫を案出したり。當時銀貨に對する紙幣の打歩は一分八分の一内外なりしが故に、或る程度まで紙幣を回收するときは正貨と同等の價値を保たしめて、以て兌換を開始するは、容易の業を以て、目せられたるが、千八百五十九年の戦争に依て、其進行を妨げられたるのみならず、却て不換紙幣の流通高を増加するに至れり。而して千八百六十五年更に兌換の開始を計畫したれども、普埃戦争の爲めに、之を果す能はず。千八百七十九年に至り、政府は當時銀價下

落の勢甚だしかりしを以て、造幣局に命令し、爾今鑄造の爲めに、私人より銀塊の輸納を受くるを拒絶す可きとを以てしたり。此命令の結果、不換紙幣は塊地利に於ける唯一の價値の尺度と爲り、然も不換紙幣其もの、價値は銀貨に依て、左右せられざるに至れり。當時塊地利には金貨あり、從來之に法貨たるの效力を付與せざりしが、千八百九十二年政府は金貨を以て、紙幣の兌換を開始し、以て金貨本位制を實施するに決意し、其一着手として、金貨と紙幣との流通比率を一定せんとし、千八百七十九年より千八百九十二年に至る十四年間の平均に基き、金貨百に對する紙幣百九十の割合を以て、之に充てたり。而して第二の手段として、政府は貨幣法を制定し、金の純量四グレイン七に相當するクロイネを以て、貨幣價値の單位とし、銀貨の法貨たる資格を五十クロイネに制限し、金貨兌換を開始するには、三億千二百万フロリンの紙幣を回収するの必要ありとし、之を銷却するは要する金を得るの目的を以て、公債を募集するの權利を政府に收め、此方法に依て、一億千二百萬フロリンの金を吸収し、之に從來國庫に於て所有せる金貨準備を加へて、二億フロリンの紙幣を回収するを得るとなれり。而して政府は是等の金地金を塊甸銀行に

預入れ、銀行をして千八百九十七年まで漸次紙幣を回収するの任に當らしめ、爾來紙幣の現在高は一億千二百萬フロリンと爲れり。右の計畫を實行するや、紙幣の價値は畧ぼクロイネ金貨と同等と爲れるより、更に千八百九十八年政府は法律を制定し、殘額の紙幣回収、金貨の兌換開始に就て規定する所ありたれども、其後國內に政治上の紛擾湧起して之を實行するの緒に就く能はず。今日に於ても塊地利の本位制度は尙ほ獨逸學者の所謂紙幣本位制度なるものに屬す。斯く塊甸國銀行は正貨兌換の義務を有せずと雖も、一方に外國に於て金貨と引換へらる可き手形を所有し、之に對して爲替手形を振出し、此手形を外國に對して債務を負ふ者に拂渡して、以て正貨の流出入を調節するの任に當るものとす。

第九節 金爲替本位制の適用

金爲替本位制は端を印度の貨幣制度改革に發し、爾來各國に適用せられ、近時殘存する銀貨國の多くは、何れも此制度を採用して以て改革の業を果し、金貨本位制の實を收めんとするもの、如し。墨西哥、海峽殖民地、弗拉賓の如き、即ち此例に當

るものにして、以下序を逐ふ説明する所ある可し。

墨西哥は古來銀貨を本位とする貨幣制度を制定し、千五百三十五年始めて鑄造發行したる銀貨は所謂墨西哥弗として、單に自國のみに止まらず、廣く貨幣制度の確立せざる東洋諸國に輸出せられ、外國貿易の用に、或は内外人間の取引決濟に供せられたり。其然る所以は、千七百七十二年墨西哥政府が右銀貨の量目を四百十六グレイン、品位を九百二と決定して以來、一回も之に變更を加へず、價値の確實なる點に於て、一般の信用を博したるを以てなり。斯く墨西哥は銀貨本位制を墨守したるを以て千八百七十年以後銀價下落の端を發するや、銀貨國として相當の影響を蒙り、金貨國に對する輸出貿易の増進すると同時に、金貨國よりの輸入貿易は減退し、又國內に各種の製造業興起し、商工業股賑を告げ、一時銀價下落の際に、銀貨本位制を維持するの利益を認むるの說ありたるが如く爲れども、財政當局者の間には此際より既に銀價下落の利益の永續す可きものに非ず、却て其弊害を蒙るに至る可きを看破し、貨幣制度を更新するの必要を信ずる者ありたり。其議論の根據とする所は從來政府が重要な財源とする収入は輸入税なるに、金銀市價變動の

爲めに、輸入貿易の減退したる結果、著しく國庫の收入を減ずるに至れる一方には外債の元利金支拂其他金貨國に對する支拂は總て金貨を以てせざる可からざるが故に、自ら其支拂高を増加し、内國の經費も亦物價騰貴の爲めに膨脹し來りて、歲出入の均衡を維持する能はず。而して民間事業に就て見るに、鐵道會社の如き、銀貨を以て、收入を收納しながら、社債券の元利金は金貨を以て之を支拂はざる可からざるが故に、結局收支相償はず、外資を輸入して、事業の興起を謀るの妨碍と爲れるの諸點に外ならず。殊に近年世界有數の商業國は舉つて金貨本位制に移れるに拘はらず、墨西哥一國のみ獨り銀貨本位制を維持する爲めに、自然是等の國に對する貿易上の關係を疎隔せられ、此點より蒙る損害亦少なからず。唯墨西哥には國內に多數の銀鑛を存し、銀は同國重要産物の一に屬するを以て、政府自ら重要産物の價格を低落せしむるが如き貨幣政策を施行するに忍びずとし、又銀鑛所有者自ら熱心に銀貨本位制の維持に運動して、以て近年に至れる次第なるが、世界の趨勢は遂に之を如何ともする能はず。千九百三年政府は貨幣制度調査委員會を組織し、改革の方法を議せしめたるに、同委員は十二月報告を發表し、多數委員は一時

跛行本位制に移る可しとの意見を述べ、少數委員は即時に金貨本位制を制定するの説を取りたるが、結局千九百四年十一月政府は是等の諸説を折衷して改革方案を決定し、自國の銀貨をして合衆國金貨半弗と同一の價值を保たしむことを期したり。其要點を約規するに左の如し。

- 一、在來の銀貨は引續き之を本位貨幣に充つると雖も、其價值をして純金奇零グラム七五と同一のものたらしむ。
- 二、銀貨の自由鑄造は之を停止す
- 三、在來の銀貨をして純金奇零グラム七五と同一の價值を維持せしむるには、如何なる方法を以てす可きか。自由鑄造停止の如き、其一法にして、自今政府は新に鑄造の必要を認めたる場合の外、銀貨の鑄造を行はざるの規定なれども、漫に市場に銀貨の供給を不足せしむるときは、流通上に故障を生ずるの恐あるを以て、自由鑄造の停止のみを以てして、銀貨に以上の價值を保持せしむるを期せず。一定の比率を以て銀貨と金との兌換を行ふの豫定なり。而して銀貨の兌換に要する金を蓄積する方法に就ては、其規定を行政命令に譲れ

り。

四、外國輸出に要する銀貨は人民の請求次第、政府に於て之を鑄造すると雖も、輸入は之を禁止す。此規定に就ては、世間に最も議論多く、其利害亦未だ明ならざるものあり。蓋し墨西哥弗は近年に至りて、從來東洋諸國に有したる優勝の地位を失ひ、他國の銀貨と相併立せざる可からざるに至れり。然るに今内國に於て、其輸入を禁止すんか、益々東洋諸國の市場に於て、流通の道を絶つに至る可し。墨西哥の如き、世界有數の産銀國に於ては、成る可く其産物に對する販路を擴張するを以て、得策とす可きに、却て墨西哥弗流通の區域を狹隘ならしむるは、其意を得ずとの非難あるが如し。

五、補助銀貨は二十弗を限り、又銅貨は一弗を限り之を法貨とす。但し政府の指定する場所に此種の補助貨幣百弗を提供するときは、之を本位貨幣に引換ふ。以上の案は即時に議會を通過し、政府は行政命令を以て施行細則を定め、其實行に着手したり。
(*Simmersbuch-Die Münzreform in Mexiko. Finanzarchiv, XXII, S. 210, ff.*)

千八百九十三年の印度造幣局閉鎖以來、同一主義に基く貨幣制度の改革は東洋

諸國に於て相次いで起れるが、海峽殖民地の如き、亦其一なりとす。同殖民地は新嘉坡、彼南、マラッカ其他の屬領より成る英國の所屬地にして、東洋貿易に於ける船舶の一大寄航地なり。從來同地に於ける貨幣流通の状況を見るに、錯雜を極め、十六世紀の頃より近代に至るまで、西班牙の銀貨並に墨西哥弗、大英銀弗等専ら流通して、日常取引の用に供せられたり。而して此間政府の施行したる貨幣政策の一斑を見るに、千九百六十七年海峽殖民地の始めて印度政府の管轄を離れて、英國殖民事務省の直轄に屬するや、政府は四月一日命令を發して、從來印度の政府を法貨としたる法律を廢止し、自今法貨たる可きものを以て、香港の英國造幣局に於て鑄造する弗貨、西班牙、墨西哥、ポツキア、秘露諸國の銀貨並に政府が特に指定したる銀貨に限ることゝしたり。而して千八百七十一年以後は英國造幣局に於て、海峽殖民地に流通す可き補助銀貨を鑄造し、又千八百九十年十月總て法貨に關する在來の法律を廢止し、墨西哥弗を價值の本位に宛つると共に、日本の圓銀、香港の弗貨、合衆國の貿易銀に無制限法貨たるの資格を與へ、其後日本銀貨並に合衆國の貿易銀に對して此資格を除却したるを以て、爾後墨西哥弗を本位とし、大英銀弗を法貨

として流通したる次第なり。

前記の事情なるを以て、金銀市價の變動甚だしきを加ふるや、海峽殖民地は印度、墨西哥其他の銀貨國に於けると同一の影響を蒙り、金貨國に對する爲替相場の動搖極まりなく、經濟上の不利益亦少なからざるを以て、千八百九十三年英國殖民事務大臣は海峽殖民地總督に對し、爲替相場の動搖を抑制す可き方案を諮問し、之に對して殖民地政府は委員會を組織し、調査に従事せしめたり。然るに委員會は爲替相場の動搖の不利益なる事實は之を認められたれども、其動搖を抑制す可き方法に就ては、所説分岐して、統一する所を缺きたり。爾後金貨本位制實施の利害に關する問題は常に世論に上り、千八百九十七年八月新嘉坡の商業會議所は英國の金貨を本位とし、殖民地に流通する銀貨をして英國金貨二志と同一の價值を保持せしむ可き方案を發表して、金貨本位制の實施を主張し、千九百二年六月再び英國殖民事務省に陳情する所ありたり。殖民事務省も亦其要求を容れ、遂に委員を任命して、問題の調査に着手せしめたり。而して此委員會は金貨本位制の實施を可なりとするの意見を發見したるが、今斯る主張を爲すに至れる理由を説明するに當

り、先づ銀價下落の結果、金貨國に對する爲替相場が動搖し、且つ概して下落したる一斑を示さんか、千八百九十二年より千九百一年に至る倫敦宛爲替相場は左の如し。

一八九一年	三 ^三 / _八	三 ^三 / _八	一八九六年	二 ^二 / _八	二 ^二 / _八
一八九二年	二 ^{一〇} / _八	二 ^{一〇} / _八	一八九七年	一 ^一 / _八	一 ^一 / _八
一八九三年	二 ^七 / _八	二 ^七 / _八	一八九八年	一 ^一 / _八	一 ^一 / _八
一八九四年	二 ^一 / _四	二 ^一 / _四	一八九九年	一 ^一 / _八	一 ^一 / _八
一八九五年	二 ^一 / _二	二 ^一 / _二	一九〇〇年	二 ^〇 / _二	二 ^〇 / _二
一九〇一年	一 ^二 / _六	一 ^二 / _六			

斯る爲替相場の低落に依て、海峽殖民地は如何なる影響を蒙れるか。海峽殖民地政府は印度政府の如く、外國に對して、金貨拂の公債を負はざりしと雖も、尙ほ政府が金貨國より買入るゝ官用品の高少なからず、且つ官吏の俸給は多く金貨拂なるを以て、斯く爲替相場低落するに於ては、財政上に著しき負擔を蒙らざるを得ず。而して貿易上の關係を見るに、斯く金貨國に對する爲替相場にして動搖するとき

は、金貨國との貿易は非常の妨害を蒙る一方に、銀貨國との貿易は確實に行はるゝの道理なれども、海峽殖民地が貿易上重きを置く所は金貨國に在りや、將た又銀貨國に在りやと云ふに、寧ろ其前者に在ること左表に示すが如し。

金貨國との輸出入		銀貨國との輸出入	
一八九九年	二九〇、四九一 ^{千弗}	一九〇、六五五 ^{千弗}	
一九〇〇年	三二九、六一五	二一一、六九六	
一九〇一年	三二五、七八四	二二二、九九八	

金貨國と銀貨國とに關する貿易上の關係以上の如くなるを以て、假令ひ貨幣制度を改革して、銀貨國との貿易に妨害を蒙るも、寧ろ貿易の主位を占むる金貨國との爲替相場を確實にし、其貿易を發達せしむるを以て、得策なりとするの議論は大に勢力を占めたり。且つ現在の制度の下に於て、外資の輸入を妨害し、資金の供給を不足ならしむるの弊害も亦委員會の認むる所と爲り、結局委員會は左の方案に依て、貨幣制度を改革す可き旨を報告したり。

一、大英銀弗と同一の品位量目を有する海峽弗 (Straits Dollar) 量目四百十六グレイ

- 一、品位九百を鑄造し、墨西哥弗并に大英銀弗の流通は漸次之を廢止す。
- 二、海峽弗を鑄造し、之を流通に付すると共に、墨西哥弗并に大英銀弗の輸入并に新弗貨の輸出は之を禁止す。
- 三、右の計畫を實施し、市場に於て新弗貨の流通一般に行はるゝに至れば、恰も印度に於けるが如く政府に於て新弗貨の供給を制限し、金貨に對して人爲的に或る價值を維持せしむ。
- 四、新弗貨が人爲的に一定の價值を保つに至れば、此價值に依て、金と引換を開始す。

右の報告は千九百三年五月七日を以て發表せられ、其全部は同月二十九日の法律と爲り九月二十五日を以て實施せられ、新弗貨は同十月より世上に流通し、政府はを漸次其供給に對する制限に依て英貨二志と同一の價值を保持せしむること豫定したり。今假に新弗が貨此價值を保持したりとすれば、金爲替本位制に於ける法定比價は一と三十三一と爲る可き計算なり。其算則左の如し。

$$113.001 (\$1 \text{ 金貨の純量グレイン}) \times 2 \text{ 磅} = 11.3001.$$

20 磅

$$416 \times .9 (\text{新弗貨の純量グレイン}) = 331.$$

11.3001

斯くて海峽殖民地の貨幣制度改革は一段落を告げたるが (Kemmerer, A. Gold Standard for the Straits, Political Science Quarterly, vol. XIX, pp. 636, ff.) 同一主義の改革は弗拉賓に於ても亦行はれたり。合衆國が弗拉賓を領有したる當時、同群島に流通したる貨幣の重なるものは、墨西哥弗にして、本位貨幣たるの地位を占め、合衆國の軍政官は流通貨幣不足の状態を認め、之を補ふ爲めに、墨西哥弗の流通高を増加し更に大英銀弗をも輸入したり。然るに一方に軍政官は合衆國の貨幣を各種の公納に充て、官吏の俸給を始め、國庫の支拂には總て此貨幣を以てしたるが故に從來貨幣制度の不完全なるに加ふるに貨幣流通上の關係を錯雜ならしめ、直に制度改革の問題を惹起したり。而して弗拉賓に關する委員會に於て、再三討究の後に成れるは、即ち千九百三年三月の弗拉賓貨幣法にして、其要點は左の如し。

- 一、量目十二グレイン九品位九百の金を以て、貨幣價值の單位とし、之をペソと稱す。但し實際には此量目を以て鑄造するに非ず。

二、量目四百十六グレイン品位九百の銀貨を鑄造し、前項のペソを代表せしむ。又之と同一の割合に據る補助貨幣并に白銅貨を鑄造す。銀貨の鑄造高は七千五百萬ペソを超過す可からず。

三、政府は同價値のペソ銀貨を代表する銀貨證券を發行す。

四、貨幣の同價流通を維持し、且つ銀貨鑄造に要する銀塊を購入する爲め、金準備を設く。金準備を充實する目的を以て、政府は利子四分、期限一箇年の公債十萬弗を發行するを得。

五、契約に特別の規定の存せざるときは、合衆國の金貨並に新ペソ銀貨を以て、無制限法貨とす、但し千九百三年十二月三十一日以前に成立したる債務は當時の法貨を以て、之を支拂ふを得。又新補助貨幣は十ペソを限り法貨とし、千九百三年十二月三十一日以後は在來の貨幣に對して、法貨たるの效力を認めず。以上の規定に準據して、弗拉賓政府が千九百三年十月を以て制定したる弗拉賓金貨本位條例の要點は左の如し。

一、弗拉賓大藏省に金貨本位基金を置き、公債の收入、新貨幣鑄造より生ずる造幣

収益、爲替手形の賣買益金其他の收入を以て之に充て、之を以て新貨幣の價値を維持し、又新貨幣普及に關する費用に供す。而して此基金は其一半をマニラに、他の一半を紐育に置く。

二、貨幣の同價流通を維持する爲め、政府は左の三策を取る可し。

(イ) 大藏省は人民の要求次第、弗拉賓又は合衆國の貨幣を以て支拂はる可き紐育金貨本位基金部宛爲替手形を賣却するの權利を有し、又義務を負ふ。而して紐育の基金部もマニラの基金部宛にて、同様の手形を賣却す。

(ロ) 大藏省は合衆國大藏卿の認可を得るときは、一弗に付き二ペソの割合を以て弗拉賓貨幣と合衆國貨幣とを交換するを得。

(ハ) 大藏省は前項同様の認可を得るときは、弗拉賓貨幣に對し、合衆國貨幣又は金塊を交付するを得。但し此場合には、市場の景況に據り、紐育マニラ間の現送費に相當する手数料を徴收す。

右二條例に據るに、弗拉賓が、新に鑄造する銀貨には、一定の制限を存し、供給の制限に依て價値を高度に維持し、墨西哥に於ける銀貨と同じく、一ペソ銀貨をして合

衆國金貨五十仙の同價を維持せしめ、之と同時に爲替相場の高低爲替手形の賣買に依て自動的に通貨の供給を伸縮せしめんとすること印度に於けると同様なり。即ち爲替相場が現送點以上に騰貴したりとせんか普通の状態に於ては、正貨の流出を促す可しと雖も、弗拉賓の銀貨は人爲的手段に依り、既に實價を超過する價値を有するものなるが故に、外國に輸送せらるゝを得ず、外國に送金する必要ある人民は内國の銀貨を大藏省に提出して、金貨拂の手形を買入れ、紐育の基金部に就て、其支拂を求む可し。而して此反對に爲替相場が現送點以下に下落したるときは、外國の債務者は紐育の基金部に就きマニラ基金部宛手形を買入れて、之を弗拉賓に送付し、以て債務を決済するの道理なり。而して金貨一ペソと銀貨一ペソとの比率は右の公定價値に據るときは、一と三十二にして、金銀市價が之より以下に居るだけ、ペソ銀貨は人爲的價値を有するものなり。以上の計畫を實行するに就て、政府は在來流通する法貨の處分に困難を感じたるも、漸次之を解決し、新制度の實行を見るを得たり。(Kemmerer-The Establishment of the Gold Exchange Standard in the Philippines, Quarterly Journal of Economics, vol. XIX, pp. 585, ff.)

日清戦争後歐米諸國は支那に對する權勢の扶植、通商貿易の擴張を計畫して、意

る所あるを見ずと雖も、一方に金銀市價は常に變動して、已むことなきを以て、金貨國と支那との爲替相場は動搖して、一定の標準を維持する能はず。支那に對する歐米諸國通商上の取引、資金の放下、事業の發企等に妨害を加ふること少なしとす可からず。而して千九百年北清事變の結果、支那は從來負へる外債元利金支拂の外に、歐米諸國并に日本に對して、多額の償金を負擔せるが故に、條約締結後銀價の下落するに隨ひ、負擔の高を増加し、今後引續ひて其下落を見るときに、財政上に非常の困難を免かれざるを以て、支那政府の内部に於ても、貨幣制度を改革して、斯る困難を除却すると共に、金貨國に對する爲替相場を確實ならしめ、以て金貨國の資金を吸収せんとするの希望を懷くに至り、制度の改革に就て、合衆國政府の助力を依頼したり。然るに合衆國元老院に於ては、千九百三年二月前記弗拉賓島貨幣制度改革に關する法律案討議の際、支那並に墨西哥の如き銀貨國に對して爲替の關係を一定する爲めに、委員を任命し、歐洲諸國并に其他の國と協議するの權能を大統領に賦與するの決議案を可決したるを以て、大統領は此決議に従ひ、直に國際爲替委員會(Commission on International Exchange)を組織し、ハンナ、コナント、ジェンタスの

三氏を委員に任命し、諸氏は歐洲諸國の内に於て支那に對して償金領收の權利ある國を歴訪し、ジェンクス氏は千九百三年十一月我國に來朝したり。今委員が改革案として、各國政府に示したる案件の要點は左の如し。

- (一) 支那政府をして墨西哥弗と略ぼ同一の品位量目を有する銀貨を鑄造し、之を一般に流通せしむ。
- (二) 以上の銀貨には自由鑄造を認めず、政府に於て供給を制限し、金貨に對して一と三二の比率を保たしむ。
- (三) 支那政府は倫敦、巴里、伯林、聖彼得堡、橫濱、紐育の六箇所に信用勘定を開き、本國に於て銀貨を輸納する者には一と三二の比率を以て、是等の地方宛金貨拂手形を賣出さしむ。
- (四) 銀貨鑄造より生ずる利益は特に之を保管し、金塊吸收の資金に供用す。
- (五) 開港場には、五箇年を期して、右の計畫を實施し、他の諸地方には漸次之を實施す。

今日支那に流通し、大小取引の決済に供用せらるゝ通貨の種類は甚だ繁多にし

て、銀錠、洋銀、銅貨、銅錢、外國銀貨紙幣等を擧ぐるを得べし。單に銀錠と稱するも、元寶、小元寶、小錠、碎銀の別あり。重量の單位たる兩にも庫平、海關、曹平等の種類ありて、互に量目を異にし、洋銀は元角を以て額面を定むと雖も、各省に於て、其鑄造に當り、鑄造地の異なるに隨て、品位量目同一ならざるが故に、額面を以て流通する能はず、外國銀貨は日本、墨西哥、西班牙、香港、亞米利加の鑄造に係るものにして、固より品位量目に等差を存し、銅錢、銅貨は日常の小取引を決済する貨幣として、最も重要なるに拘はらず、其鑄造發行に就て、一定の秩序を持たせざるの結果、文明國に於ける定位貨幣の原則に據て、流通せしむる能はざるの狀態に居れり。即ち支那には貨幣流通の事實ありと雖も、文明國に行はるゝと同一の制度を存せず、隨て各種の貨幣流通するも、其間に何等聯絡統制の見る可きものなきが故に、貨幣の種類徒に雜多にして、一方に數種貨幣の流通に伴う利益は遂に之を收むる能はざるなり。固より法制上の外觀より云ふときは、支那に貨幣制度として認む可きものなきに非ず。單に最近の事例のみに就て論ずるも、前清宣統二年度支那は幣制調査局なるものを設けて、幣制改革問題を審議せしめたるが、其結果として幣制則例なるもの翌年

四月を以て公布せられ、民國と爲りて後も、財政部は幣制委員會を設け、民國二年の冬國務會議に於て前清幣制則例を改正し、翌年二月新に國幣條例并に施行細則を頒行したり。故に支那にして幣制を統一し、貨幣流通状態を一新するの誠意を懐くものならんか、先づ國幣條例を厲行するを以て急務とす可きや、論を俟たず。然も支那政府は單に國幣條例を制定したるに止まり、遂に之を實際に適用するの準備に着手せず、爾後幣制改等の所論あり、又其運動あるに拘はらず、一の國法として頒行せられたる國幣條例を中心とし、或は其缺點を補正し、或は其長所を發揚し、以て之を實行せんとするに非ず、全然之を閑却して、他の方嚮に向はんとするが如き、奇怪の沙汰とせざる能はず。固より國幣條例は銀貨を本位とし、銀貨本位制の下に、支那の貨幣流通状態を統一せんとするものあり。即ち同條例第二條に於て、庫平純銀六錢四分八釐（二三グラム九七七五〇四八）を價格の單位とし、之を圓と稱するの規定を置き、第六條に於て、一圓銀貨を無制限法貨とし、第十二條に於て、一圓銀貨の自由鑄造を認め、一方に國幣條例施行細則第三條に於て、市面通用の舊銀角、舊銅元、舊制錢は政府に於て國幣を以て之を收回改鑄す、但し一定期限内に於ては各

市價に照して行用す可く、前項舊幣を以て公納に充つるときは、毎月内各地方公署に於て市價を懸示して之を收受し、其市價は前一月該地方に於ける平均中價を標準とすと規定したるの諸點より云ふときは、新に銀貨を鑄造して、之を本位に充つると共に、舊來流通せる銀貨銅錢を處分するの用意を窺ふに足る可し。然も單に用意を示すに止まり、之を實現するに努力せざるが故に、種々の資幣が錯雜したる状態の下に流通するの事實は依然として舊時に於けるが如く、爲めに幾多の弊害を暴露するに至らざるを得ず。

内地商業上の見地より考ふるに、既に幾多の貨幣ありて、其間に何等の統制連絡を存せず、銀錠は總て之を秤量して、量目を定め、標準銀に據て、品位を検し、價值を算出して、授受するものなる以上は、貨幣秤量制度に於ける弊害は到底之を免がる可からず。小洋錢銅錢、外國銀貨の如き貨幣の形態を有すと雖も、額面價格を以て、流通す可き何等の保證あるに非ず、隨て是等貨幣の價值は其含有する地金市價の高下に依て變動すると共に、各種貨幣に對する需要の消長に依て變動し、殆ど定まる所を見ず。現に開港場に於ては、墨西哥弗が多年の慣例より一般人民に愛好せら

れ、地金價格以上の價值を保つと雖も、其程度は時の狀況に依て、高低するが如き著明の事實なり。隨て貨幣種類の雜多なると共に、諸般貨物も亦貨幣の種類に依て異なる代價を現はし、人民は其所有する貨幣其他人より受取らんとする貨幣の種類に依て、損得の關係を生ぜざるを得ず。斯の如くして物價の確實、取引の安全を期せんとするが如き、難中の難事とす。況や全國各地方に流通する貨幣、各地方の人民間に好んで授受せらるゝ貨幣の種類互に異なるに於ては、取引上の煩雜と取引の間に蒙る損失とは共に大なりとせざる可からず。外國に對する財政上の負擔より考ふるに、支那は今日外國に對して多額の債務を負ひ、金貨の以て、年々其元利金を支拂はざる可からず。千九百十六年末支那の中央并に地方政府の負へる外債は一億七千九百六十萬六千磅、賠償金は六千七百五十萬磅、合計二億三千九百四十萬六千磅に上るの計算なり。支那が今日の如く、銀を以て重なる通用貨幣とし、國庫は銀を以て、諸般の收入を收納する場合に、斯く多額の金貨債務を負ふに於ては、財政上に如何なる影響を蒙るか。銀價は一高一低の間に於て、尙ほ今日の相場以下に低落する餘地を存すとすれば、金貨拂の債務は支那財政に對して、今後苛

重の負擔を加ふるに至るは、勢の免かれ難き所にして、財政上の負擔大なるに隨ひ、民間に對する收斂亦重きに至らざるを得ず。銀價の下落は金貨國に對する支那の輸出貿易を増進し、支那に於ける企業を獎勵する等、一時的効果を齎すの事實は之を認めざる可からずと雖も、斯る效果の實現するに先だち、爲替相場の變動より、金貨拂債務の負擔は現實に加重し、之に對する國庫增收の方法に困難を招かんか、財政の基礎は爲めに撼搖せらるゝを免かれず。外國政府並に資本家は此事實を認むるが故に、金貨拂の公債に應募する場合に於ても、尙ほ利子其他の點に於て、以上の危険を償ふに足る有利なる條件を付せざれば已まざるが故に、現時の幣貨制度を持して、一方に支那が對外債務を起さんか、益々其財政に對する壓迫を大ならしめざれば、已まざるなり。

最後に外國貿易上の見地より考ふるに、銀價にして、金に對して低落せんか、支那の如く銀を通用貨幣とする國が金貨國に對する輸出貿易に於て有利なる地位に立ち、輸入貿易に於て、不利なる地位に就き、輸入貿易の障害を受くるに隨て、内國に事業の興起を獎勵するは、明白の事實なり。然れども此種の利益は銀塊相場の變

動と共に支那と金貨國との間の爲替相場に變動を生じて一方に之に對する變動が支那一般の物價を騰貴せしむるに至らざる間に發生する一時的性質のものに過ぎず。支那に於ては、銀價の低落が物價に影響を及ぼす速度は他の文明國に於けるよりも遅緩なる可く、隨て如上利益を占むるの期間比較的長きを見るやも知る可からずと雖も、要するに期間の問題たるのみ。物價の變動は先づ開港場に始まりて、漸次内地に及び、結局物價を騰貴せしむ可きを以て、斯る變動に隨伴する一時的利益は決して重きを置くに足らざるのみならず、金貨國より輸入する貨物の高價と爲るは、支那の産業が輸入貨物と同一の物品を産出するの程度に發達せざる今日に於ては、必ずしも有利なりとす可からず。況や銀價は終局に於て低落するとするも、其間多少の一高一低は之を免がれざるを以て、之に伴ひ貿易を投機的状態に陥らしむるに於てをや。

然らば金爲替本位制の制定は果して如上の困難を排除し、貨幣制度改革の目的を達するの道なりやと云ふに必ずしも然らざるものあり。蓋し支那の如く貨幣流通の事實ありと雖も、數多なる貨幣は錯雜せる状態に於て流通し、一方に是等貨

幣の間に何等の連絡統制なき國に於て、一舉に全國を通じて施行せらる可き畫一的制度を設けんか、爲めに生ずる困難は尠少なりとす可からず。政治上の關係より云はんか、地方分權を基礎とする政治行政の組織は統一的制度を設くるの妨碍たらざるを得ず。各地方の總督巡撫が貨幣鑄造權を擁し、然も其鑄造權を運用して、收入を收むるの手段に充つるの事實ありとすれば、幣貨制度を統一するは、彼等の利益を傷くるの所以なるを以て、彼等が此種の計畫に反對し、其施行を妨害するは論を俟たず。更に統一速成の爲めに、經濟上に生ずる困難を擧げんか、支那國民は從來法貨に關する觀念に乏しく、額面價值の如何は之を問はず、直に其含有する地金の多寡に重きを置くが故に、新貨幣の流通を見るや、之を鎔解し、或は各自相場を付して、流通するに至ることなしとす可からず。而して支那國民一般の生活程度甚だ低く、地方間に於ける經濟發達程度の相違亦著しき以上は、斯る社會に對して、一舉に統一的制度を施行せんとするときは、徒に困難を蒙ること多きに至るのみ。殊に鐵道其他の交通機關全國に普及せず、各省間の交易、交通共に密接ならず、國庫の收支亦巨額を以て見る可からざる支那に於て、新貨幣の流通を全國に普及

せしむるは、甚だ困難にして、其普及せざる間は、新舊貨幣相並んで流通し、貨幣制度統一の名ありて、其實を見る能はず。加ふるに内外國銀行の紙幣發行、錢莊の錢票發行を一擧に禁止するが如き、大に考慮を要する所にして、之を爲さんか、彼等は貨幣制度統一の爲めに、從來各種貨幣の引換地金の成形品位の檢定等に就て得たる利益を奪はるゝ、兩替商、銀爐、公估局等と相結んで、新制度の施行を妨害するに至るが如き、之を推察するに難からず。

殊に新に金爲替本位制を施行するに當て、最も困難なる問題は法定比價の決定是れなり。何故に合衆國政府の委員は特に斯る一と三二の法定比價を選定したるか。委員會の報告に據るに、其理由とする所左の如し。

銀貨に地金の價値以上の高價を付するときは、銀貨の私造を促すと共に、法定價格を維持せしむる爲めに、國の信用に困難を惹起すの弊害を免かれず。從來文明國が實驗したる所に據れば、第一の弊害は幣貨制度に著しき危險を及ぼさず。唯第二の弊害は例へば合衆國に於けるが如く、銀貨の高増加するときは、非常の危險を惹起す可し。而して此危險は銀貨のみ流通して、全く金貨流通せず、殊に

財政上の信用の薄弱なる國に於て、其甚だしきを見る可し。故に一國の警察制度が貨幣の私造を發覺豫防するまでに完備せず、又信用程度の低きものに於ては地金の價格と近接せる比率を取るの必要を生ず可し。又之に反して、銀貨に地金の價格と略ぼ同等の價格を付するときは、銀價に些細の騰貴を來したるのみにて、直に人民は銀貨を貨幣として使用せず、地金として使用するを以て、利益ありとするに至るを以て、銀貨は流通外に驅逐せらるゝの危險を生ず可し。

(Report on the Introduction of the Gold Exchange Standard into China. pp. 22-3)

以上の理由に基き、委員會は當時の市價に比較して、多少銀貨に高價を付したる一と三二の比率を取りたるものなれども、假に米國の提案成立し、千九百三年を以て支那に金爲替本位制施行せられたりとせんか、其以後の金銀市價の變動は如何なる影響を此制度に及ぼしたるか。千九百六年並に千九百七年に於ては、特殊の原因に基き、世界に於ける銀塊相場は著しく騰貴し、千九百六年には平均三十片八分の七、千九百七年には三十片十六分の一に居れり。之を比價に換算すれば、前者に於て一と三〇、五、後者に於て一と三一、二に當る可し。金銀市價斯の如き場合に、

一と三二を比價とする金爲替本位制度を施行せんか、銀貨は忽にして影を市場に没し、如何なる困難を排しても、比價の改定を行はざる可からず。金爲替本位制の根柢に横はる困難は此一事に存し、如何なる方法を以てするも、市價の變動に依て、貨幣制度を維持する能はざるに至るのみならず、市價に多少の昂騰を來せば、金爲替本位制の提案者が其實施に伴ひ、銀貨鑄造に關して、國庫の收む可き利益として、擧げたる造幣收益の如き、直に消滅し、之を以て金貨の吸收する資金に充てんとし、たる計畫の如き、消滅せざるを得ず。然も此危険を避け、銀價の流通を確保する爲めに、市價と法定比價との間隔を大なるしめんか、警察權弛緩し、其運用全國に及ばざる支那に於ては、偽造の弊害到る所に起り、貨幣の眞偽判別す可からざるに至るや必せり。今日支那に於て金爲替本位制に對する信用の消滅したるは自然の數なりとす可し。

前論の如く海峽殖民地が一と三三、一の比價を以て、弗拉賓が一と三二、二の比價を以て、金爲替本位制の實施に着手したるは、要するに當時銀價の下落は其極度に達し、今後騰貴の勢に就くが如き、殆ど豫想す可からざりしを以て、此比價を以て、安

全に貨幣制度を維持し得べしと信じたるものに外ならず。然るに是等の諸國が充分に改革の業を果さざる間に、銀價は徐々騰貴し來りたるを以て、弗拉賓と云ひ海峽殖民地と云ひ、共に在來の法定比價を以て、貨幣制度を維持する能はざるに至れり。即ち兩國の法定比價を以てして、一方に當時の市價を見るに於ては、何人も貨幣として銀貨を使用せず、之を鎔解し、地金として賣却するを以て、利益ありとするが故に、銀貨は市場に其跡を絶ち、流通の道を得ず、金爲替本位制の運用を全うする能はざることを爲れり。

茲に於てか、海峽殖民地政府は千九百六年二月銀貨の英貨價格を二志四片に改定し、此割合を以て、ソヴェレン金貨を公納に收受す可き旨を布告したり。此割合に據るときは法定比價は一と二八、七にして、此比價は三十三片十六分の三を以て、地金均價とするが故に、倫敦の銀塊相場が右の程度に騰貴するまで、銀塊の流通を沮止するを得ると雖も、銀塊相場の趨勢に依ては、或は再度の改正を要するとなしとせず。且つ法定比價斯の如くなる場合には、政府は銀貨の鑄造上に何等利益する所なく、此利益を以て、金貨吸收の資金に充てんとする計畫は全く打破せられ

たるのみならず、常に銀貨の法定價格に動搖を見るが如き、一國の經濟社會に不良の影響を及ぼさざれば已まざる可し。而して其後千九百十六年十月倫敦の銀塊相場は三十二片十六分の九に騰貴し、銀貨鎔解の危険將に近づかんとするに至れるを以て、政府は之に處する爲め、銀貨の輸出を禁止したり。然も海峽殖民地の如き、貿易中繼港の地位を以てしては、輸出禁止を厲行すること困難なるを以て、第二策として英國のソヴェリン金貨に無制限法貨の資格を付與し、千九百十六年十一月二十三日以後一弗に付き二十八片の割合を以て、政府紙幣の兌換に供せしめ、以て銀貨準備に對する取付を絶ち、五十仙銀貨をも亦無制限法貨とし、同時に額面一弗の紙幣を流通せしめ、進んで同年十月銀貨の量目を減少することとし、千九百十七年十二月の布告を以て、新弗銀貨の量目を三百十二グレインとしたり。故に此量目を以てするときは、金銀の法定比價は一と二・三にして、銀塊相場四十四片四分の一に騰貴するまで、銀貨の流通を確保するを得べし。隨て千九百十六年九月より十月に至る間銀塊相場が五十五片乃至四十五片に騰貴するや、再び銀塊の輸出を禁止するの已むを得ざるに至れり。

弗拉賓に至ては、纔に銀貨の輸出を禁止して、一時を彌縫し、銀價の大勢を窺ふて、徐に處決するの方針に出で、墨西哥に於ては、千九百四年末の改正に據り一ペソ即ち弗銀貨に純金奇零グラム七五と同一の價格を保たしめ、法定比價を一と三・二・五八に置きたるが故に、銀貨は次第に外國に流出せんとし、纔に千九百十六年十一月銀貨に輸出税を賦課して、之を防遏し、以て一時を彌縫するの策に出でたり。

第十節 金爲替本位制適用の實績

印度に於てルーピー銀貨の自由鑄造を停止してより既に二十餘年、弗拉賓並に墨西哥に於て同一の處置に出で、より共に十餘年の歲月を經過したるが、是等諸國の金爲替本位制は其運用に於て如何なる實績を示したるか。金爲替本位制適用の効果として、認む可きものは、金爲替を標準とし、法律を以て、銀貨の價値を一定すると共に、此價値は銀地金の價値の變動に依て、左右せられざるに至れるの一事なり。固より此事たる問題の半面即ち銀貨の價値が金貨を以て、之を測定して、額面價値以下に低落せる場合に限らるゝのみ。此反對に銀貨の地金價値が爲替に

於ける法定價值以上に騰貴したる場合には、例へば其輸出を禁止するが如き、非經濟的方法を施すに非ざれば、銀貨の流通外に散逸するを防ぐの道ある可からず。弗拉賓並に墨西哥は金爲替本位制々定以來共に此困難に遭遇し、之を應ずる爲め前述の如く弗拉賓は千九百五年十一月銀貨の輸出を禁止し、其輸出を企てたる者に對しては、輸出せんとしたる銀貨を沒收し、且つ其三分の一は輸出の事實を政府に告訴したる者に下付し、又輸出者には一萬ペソ以下の罰金又は一年以下の禁錮若しくは兩種の刑罰を加ふることゝしたるが、然も千九百六年十月より十一月に至る間倫敦の銀塊相場が三十二片乃至三十三片に騰貴し、ペソ銀貨の金貨價值が其地金價值を超過すると一割一分乃至三分に達するや、斯る嚴罰を以てしても、尙ほ銀貨の輸出を見るを免かれざりき。茲に於てか、結局千九百六年制定せられたる法律に於て、銀貨の純量を七百位までに低減するを得るの規定を設け、之に依て金銀の法定比價を一と二・三に改定したり。而して一方に墨西哥も以上の諸國と同様の變動を蒙り、千九百六年十一月先づ銀貨に對して、一割の輸出税を賦課し、輸出者にして三十日以内に輸出したる銀貨と同一價値の金地金又は外國金貨を

再輸入し、之を造幣局に輸納するときには、税金を免除するの規定を設け、又内國產出の金地金を國內に留保するの策を講ずると共に、鑄造中の金貨に對する證券發行を行ひ、其流通を認め、銀價騰貴の機會を利用し、打歩を以て銀を賣却し、百方純粹の金貨本位制に近づかんとしたり。即ち千九百五年五月一日より千九百七年十月下旬に至る銀の貨輸出高は八千五百九十五萬六千二百弗に上れる一方に、金貨の鑄造高は七千六百六十四萬六千弗を數へたり。此金貨の大部分は銀行準備金に供せられ、之に對する紙幣の發行高は九千五百萬弗に達し、千九百六年二月と千九百七年十月とを比較するに、銀行の金貨所有高は千五百八十三萬二千弗より、五千四百十六萬五千弗に増加し、銀所貨有高は四千九百七十八萬一千弗より、四千三百十九萬九千弗に減少したり。蓋し銀塊相場一オンスに付き三十三片なるときは、金銀市價は墨西哥の法定比價たる一と三・二以上に居るが故に、斯く銀貨を賣却して、其間に利益を得たるものなり。印度の金爲替本位制は他の諸殖民地に比較すれば、最も早く實行せられ、其法定比價も一と約二・二に居り、倫敦銀塊相場四十三片十六分の一以上騰貴せざる以上は、ルービール銀貨の地金貨幣は金貨十六片以上

に騰貴することなく、隨て其流通状態に危険を生ずることなかりしが、千九百十六年八月以來銀塊相場騰貴して右の程度以上に上れるを以て、印度政府は之に對する爲め、八月下旬ルーピーの爲替率を引上げて、一志五片としたり。

金爲替本位制の運用に就て、最も掛念を存したるは、此制度を行ふ國は如何にして金爲替に對する資金を收め、又之を豊富ならしむるやの一事に外ならず。而して此事たる、夙に印度に於て攻究せられ、千八百九十九年八月印度政府が印度事務大臣に送致したる意見書に於ても之に論及し、其第十一項に於て、金貨拂の債務の増加は通貨政策の成功を妨害するを以て、之を避けざる可からずと雖も、若しも印度が饑饉其他不慮の事件に遭遇し、充分なる準備金の蓄藏せらるゝに先だちて、大なる取付に會せんか、募債は已むを得ざるの處置にして、政府は常に募債の權能を有せざる可からざることを述べたり。(East India, Mint for Gold Coinage, No. p. 13) 斯る處置の實際に必要と爲れるは千九百八年にして、同年春農産物の收穫不良と爲るや、印度は輸出貿易に依て、外國貨物の輸入其他の債務を決済する能はざるの状況に陥れり。普通の場合に於ては、印度事務局は倫敦に於て印度政府宛の手形を賣却し、斯くて得たる

金貨を以て、英國に負ふ公債の利子に充て、此手形は倫敦に於ける印度貨物の輸入業者の買入るゝ所と爲り、以て印度の收穫に對する支拂を決済するの實情なるが故に、前記の如く印度貨物の對倫敦輸出にして減少せんか、是等の手形に對する需要者減少し、印度事務局は手形に對する販路を見出す能はず、印度の貨幣制度と倫敦金市場との間に存する連絡は殆ど打破せられんとするに至れり。而して印度政府は斯る事變に應じて、如何なる手段を取れるや。此危機に臨んで、印度政府が第一に依頼するは、通貨準備金なり。此資金たる本來内國に於ける紙幣の準備金なりと雖も、其一部は本國に存置し、他は英國に之を保有し、金銀貨並に英貨證券を以て、其形態とし、千九百七年三月に於ける金貨の高は千六十八萬八千八百四十一磅に上れり。印度政府は倫敦に於て、印度手形の賣却せられざるや、此準備金を拂出し、一方に同額のルーピー銀貨を印度に於ける準備金填補の用に供す。第二にルーピー銀貨鑄造の収益を供用したる金貨本位準備貨なるものあり。千九百八年三月の現在高は千八百三十五萬磅にして、其千四百三十五萬磅は金貨を以て、他は英貨證券を以て有せられ、必要に應じて、政府は此放資證券を賣却し、同額のル

「ビ」銀貨を印度に於ける準備金に填補す。是等の準備を以て、尙ほ金貨拂の債務に應ずるに足らざらんか、最後の手段として、前記の理由に基ひて、政府の有する募債権を運用するの必要に接す可し。隨て一國が金爲替本位制を制定し、其運用を全うせんとするには、其國が外國に對して當時債權國たるの地位に居り、或る事情の爲めに、此地位を喪失したる場合には、外國に有する信用に依て、債務を負ひ、斯くして負ひたる債務は、其以後に於ける債權に依て補償するを得るの地位に居るを必要の條件とすること論を俟たざるなり。

第九章 國際共通貨幣

第一節 國際共通貨幣の利益

國際間に於ける貨幣價值の單位を同一にし、共通の貨幣を流通するは、經濟上最も有利なる計畫にして、此種の計畫にして、成立せんには、世界の通商金融に關係し、其他國際間に貨幣を授受する者の受く可き便益決して尠少なりとす可からず。其利益の重なるものを擧ぐれば、(一)現行制度の下に於て、物價其他商業上の計算にして、他國の貨幣殊に十進一位の制度を取らざる國の貨幣を以て、算出しある場合に、之を本國の貨幣に換算するは、非常の煩勞にして、無用の時間手數を費すの恐あれども、共通貨幣の下に於ては、全く此種の勞費を省約するを得べし。(二)今日の如く國際間に於て、幣制の品質名稱其他の要件異なるときは、一國の貨貨は他國に於て一の地金として取扱はれ、貨幣として之を流通せしむるには、必ず改鑄の手續を経ざる可からず。而して國際間の貸借に於ける差額を決済するものは、貨幣に外ならざるを以て、同一の地金にして、或は一國に於て其國の貨幣に鑄造せられ、更に

他國に流入して、其國の貨幣に改鑄せられ、轉帳流通する間に、幾回か改鑄の手續を要すれども一旦國際間に共通貨幣を流通するときは、改鑄の手續を必要とせず。隨て其費用の負擔なきに至る可し。(三)今日列國の造幣規則を見るに、造幣局に於て貨幣の無手数料鑄造制を取るは、日本、英吉利、合衆國、西班牙等にして、他は何れも鑄造請求者に對して鑄造料を賦課するの制度を取れり。故に是等の國に對する爲替相場が變動して逆戻となるも、其逆戻の程度にして、其國へ正貨を輸出する運賃、保險手数料等の外に、貨幣鑄造料を超過せざる間は、正貨の輸出を來すことなきの理なり。而して鑄造料を賦課せざる國に於ても、尙ほ鑄造日數間の利子は鑄造請求者の負擔に歸するを以て、今日の如く國際間に貨幣を異にし一旦其外國に流出したる曉には必ず改鑄の手續を要する場合には、鑄造料其他の負擔は爲替相場變動の區域を大ならしむるの結果を免かれず。國際貨幣共通の爲めに、國際間に貨幣の流通自由なるときは爲替相場變動の區域は鑄造料其他の負擔だけ縮少するに至る可し。

然れども此制度を實行したる後、一國政府が故意に貨幣の品位を劣惡にして之

を流通に付するときは、グレシヤム法則の作用に依り、不良の貨幣をして市場を專にせしむるに至るとの反對論を立つる者あれども、斯る不正の手段を防遏するは敢て難事に非ず。即ち貨幣の表面に其貨幣は何國の政府の鑄造したるものなるや、國名を明記せしむると同時に、列國間の條約に於て、貨幣流通の最輕量目を一定し、此量目以内に減少したる貨幣は之を鑄造したる政府に於て、引換の責に任ずることゝすれば可なり。唯、國際貨幣共通の制度たる、實施に伴ふて幾多の利益あり又實施の後に格別困難なしとするも、尙ほ列國間の協議に依て之を成立せしむるを得るや否やの實際問題は、一の疑問たるを免かれず。即ち今日の如く各文明國に於て互に異種の單位を以て貨幣價值を表示する場合には、何れを標準として、實際間に價值の單位を定む可きや。新に協定したる標準に従て、自國の單位を改定するものは、過渡の際に相當の影響を蒙る可く商業取引の安全確實を期する以上は、如何なる國に於ても進んで此變動を敢てせんとするものなきを以て、結局各國何れも自國の單位を採用することを主張して、歸着する所なきに終る可し。是れ國際共通貨幣の制度に伴ふ利益が明に承認せらるゝにも拘はらず、其成立に對し

て常に妨碍を成す點なるが、各國の政府にして此意を體し第一には領地擴張等即ち政治上の事情より、第二には貿易上の關係より自國の權勢の及ぶ所に對して同一の制度を實行せしめ、以て其統一を期すると共に、第三には貧弱なる國が大に經濟の程度を進めて、其貨幣制度を一新する場合には、其標準を他の有力なる文明國の單位に求むること、すれば、漸次國際共通貨幣の流通を期し難きに非ず。獨逸帝國、瑞西共和國、伊太利王國の統一并に羅甸同盟組織前と其統一組織後の今日とと比較して、漸次列國の方針が右に述べたる方法に依て、國際貨幣共通の計畫に向へるは、蔽ふ可からざるの事實なりとす。

第二節 共通貨幣に關する計畫

國際共通貨幣流通の方法に關する從來の計畫を研究するに、千八百五十一年英國倫敦に於て萬國博覽會の開催せられたる際、列國が互に貨幣價値の單位を異にする爲め、陳列品の價を算出比較するに當て、種々の煩勞を招きたるの一事は、大に列國政府をして國際共通貨幣流通の必要を認めしめ、千八百五十三年ブラッセルに

於て、同五十五年巴里に於て、國際統計會議の議に上り、千八百六十年倫敦に開きたる會議に於ては、更に此計畫に一步を進め、委員を選定して實行の方策を審査し、次期即ち千八百六十三年伯林に開く會議に報告せしむることゝしたり。而して伯林の會議に於て議案に上れるは、英國價値の算則を十進一位に改めて、金貨價値の單位とし、銀貨に關しては一弗銀貨を五法銀貨の貨幣に低減し、又フロリン銀貨を二法半に低減し、法を單位とするの案なりしが、米國の委員は國際共通貨幣の制を立てたる後に於ても、尙ほ磅、法、弗、フロリンと云ふが如き四種の單位を存するは、此制度の趣意に反すると、複本位制に對する非難とより、此案に反對し、英國の委員よりは米國の金貨一弗を英の一磅金貨の五分の一とするの說を提出し、之に對して米國の委員は自國の爲めに謀りて、一磅金貨並に五弗金貨を二十五法金貨と同價格とし、以て同時に三國の金貨を均等ならしむるの說を提出したり。列國盡く國際共通貨幣の必要を認むるにも拘はらず、詳細の方法に關して斯く分岐したる所說を統一する能はずして散會したり。然るに當時の米國大藏卿チエリス氏は米國の五弗金貨を英の一磅金貨と同價値とするの宿論を懐けるを以て、若しも氏が

此宿論を實行するときは、英國に對して非常の利益を與ふると共に、或は二國合同の勢力は佛蘭西をして之に従はざるを得ざるに至らしむるやも知る可からず。當時佛國の帝位に在りたるナポレオン三世は之を以て自國の不面目なりとし、白耳義伊太利、瑞西諸國が金銀市價變動に關聯して貨幣制度上、佛蘭西と聯合の方針を取る必要を生じたるを好機とし、千八百六十五年四國の間に羅匈貨幣同盟を組織して貨幣制度を統一し、更に此勢に乗じて千八百六十七年巴里に列國政府の委員を招集し、列國間の貨幣制度を統一する趣意を以て、貨幣會議を開くに至れり。佛蘭西政府の希望は四國間に共通の制度と爲れる羅匈同盟を列國に擴張すると同時に、當時濠洲、加利福尼亞に於ける金鑛發見の後を承けて、金の供給豊なるに乗じて、金貨本位制を行はんとするの一點に存したるを以て、千八百六十七年會議を開くや、經濟學者バリエー氏をして左の議案を編成せしめ、之を列國委員の協議に付したり。

- (一) 列國金貨の品位量目を均等にするの趣意を以て、羅匈同盟の制度を基礎とし、適當の改正を加ふること。
- (二) 品位には九百位を用ひ、單位には五法金貨を取り

貨幣の算則として十進一位に據ること。(三) 複本位制を取る國は漸次之を金單本位制に改むること。(四) 各國の希望に依り、二十五法金貨を鑄造し、之を國際間に流通せしむること。

蓋し羅匈同盟の條約に據れば、五法金貨の量目は二十四グレイン八九、品位九百なるを以て、純量は二二グレイン四〇一なり。今、之に準じて鑄造したる二十五法金貨と英國のソヴェリン即ち一磅金貨、米國のハーフィー、ドル即ち五弗金貨との量目を比較するに、左の如し。

	量目	純量	二十五法金貨に對し純量の過剩
二十五法金貨	一二四、四五〇	一一二、〇〇五	—
一磅金貨	一二三、二七六	一一三、〇〇三	九九八
五弗金貨	一二九、〇〇〇	一二六、一〇〇	三、〇九五

當時米國は不換紙幣を發行し、未だ兌換を開始するに至らざりしを以て、金貨の量目を改正するの當否を考量せざりしが如くなれども、英國は佛蘭西の貨幣を標準として、自國貨幣の量目を減ずるを喜ばず。委員の一人は會議の席上に於て、英

國は現行の制度の下に於て大小の取引を行ふに當り、毫も不便を感ずる點なく、且つ此制度は多年人民の習慣に適應したるものなれば、今、此制度を改正するには新制度に於て非常の利益を收むるの望なき以上は、決して改正の理由を認むる能はず。而して此事實を認むるまでは英國政府は大陸諸國の計畫に賛同して、改正運動の主動者たる能はざることを明言し、普魯西政府は普埃戦争の後ビスマルクの胸中には獨逸聯邦間に貨幣制度を統一するの計畫既に成れると、佛蘭西の計畫を成就せしむるを好まざるとの爲め、今日遽に外國と協同して金貨本位制を採用するの難きを論じ、和蘭政府の委員よりは一國單獨に本位制を選択するは可なれども、歐洲の諸國が金貨なり、銀貨なり、同一の本位を取るときは、一方の貨幣を流通外に驅逐するの危険あれば、不可なりとの反對論出て、白耳義の委員は二十五法と云ふが如き兩分して端數を生ずる貨幣を採用するの點に就て、非難を起し、前年の統計會議と同じく列國の間に一定の決議を取る能はざる事と爲れるより、佛蘭西政府は遽に方針を改め、出席の各委員に會議の議案を本國政府に齎らし、其意見を確めて佛國政府に通牒し、時宜に依て再び會議を開くこととし、單に今後金貨を本位

とし、列國に品位量目の均等なる貨幣を流通するの必要を認むるの決議を爲したるの外、國際共通貨幣の計畫に就ては、一步をも進むることなくして空しく散會したり。

英國政府は此決議に従て、翌千八百六十八年下院に國際共通貨幣に關する委員會を設け、バヂオット、ジエヴオンヌ、レオンレヴキ等著名の學者實際家の意見を徴し、羅旬貨幣同盟の規約に準據して、英國貨幣の品位量目を改むるの可否を審議したるが、委員は英國のソヴェレン金貨を二十五法金貨と均等ならしむる爲めに其量目を減じ、價値を二片一二方低減するときは、過去並に將來に於ける貸借の關係は總て之が爲めに影響を蒙り、此影響なからしむる爲め、公債を始め各種の債務の金額を改訂することゝすれば、到底其煩に堪へ難く、殊に小額の取引例へば鐵道運賃、郵便賃錢の如き定額の負擔に對しては、貨幣價値の下落したるだけ之を引上げんとするも、端數と爲りて之を果す能はず、改鑄の費用は政府に於て負擔するを甘ずるとするも、經濟上に斯る煩苛なる事態を來し、不公平の影響を及ぼすの虞ある以上は、佛蘭西の提議に依て國際共通貨幣の制を立つるは不可なる旨を報告し

たり。又此外に合衆國は羅甸同盟と同じく十進一位の制を取り、一弗金貨は佛の五法十七參に相當するを以て、双方の内より此十七參を加減して法貨の均等を保たしむるの説もありたれども、其後金銀比價の動搖を來し、貨幣本位に關する議論を生じたる爲め、今日に至るまで此點に就て計畫の進行を見る能はざるは、甚だ遺憾なりと云ふ可し。

近年亞米利加二十一共和國の貨幣制度を一新して、總て合衆國の弗貨に準據せしめ、以て全米貨幣制度統一の計畫を實施するの說あれども、今後如何なる狀況に於て、發展す可きや、遂に之を知る能はず。

第十章 日本の貨幣制度

第一節 新貨條例並に其後の改正法令

法令上より日本の貨幣制度を觀察するに當て、最も注意を要するは、明治四年五月發布の新貨條例是れなり。蓋し幕末當時流通したる贋造貨幣を處分し、完全なる貨幣をして之に代らしむるは、明治政府が舊幕政府より繼承したる一問題にして、其内外貿易の發達を妨害するの理由を以て、屢々外國公使より處分の要求に接したるを以て、政府も速に新貨幣を鑄造して、贋造貨幣を回收し、以て貨幣制度を一新するを當面の急務としたり。前記の新貨條例は即ち此必要に應ずるの目的を以て制定せられたるものにして、其要點は歐米諸國に於て、續々金貨本位制實施の舉あるを以て、諸國との貿易を發達せしむるには、同一の本位制度を採用するを便利なりとし、新に(一)二十圓に付き量目三三グラム三分の一、品位千分の九百位の割合を以て、金貨を鑄造し、之を本位に充て、(二)貿易の便利を謀り、一圓に付き量目二六グラム九五七、品位千分の九百位を以て、銀貨の自由鑄造を認むれども、其無制限法

貨として流通す可き區域を開港場に限り、(三)補助貨幣として、品位千分の八百位を以て、五十錢以下の銀貨を鑄造し、法貨として流通す可き金額を十圓に制限したるの諸事に外ならず。是より前政府は銀貨本位制實施の意嚮を有し、現に明治三年品位九百位、量目二六グラム九五七の一圓銀貨(四一六グンイン〇〇八)を本位に充て、銀貨本位制を施行するの條例を制定しながら、更に翌年前記の如く新貨條例の下に金貨本位制を施行するの計畫に一變したるは、畢竟當時財政調査の用務を以て、海外に派遣せられたる視察員の一行より、金貨本位制を可なりとするの意見を具申し來りたるが爲めに外ならず。新貨條例の下に於て、一圓銀貨の自由鑄造を許容したりと雖も、其流通を開港場のみに限り、専ら海關稅其他外國人より納付する諸稅並に内外人間に行はるゝ取引の決濟に充てしむるに止まるに於ては、決して金貨本位制の眞意に反したるものとす可からざるなり。

爾後數年間政府は此制度を實施したるが、明治八年二月政府は太政官布告第三十五號を以て、新に量目二七グラム二一六、品位九百位の貿易銀即ち新貿易銀なるものを鑄造し、在來の一圓銀貨即ち舊貿易銀と同價を以て流通せしめ、更に明治十

一年五月の布告を以て、貿易銀の流通區域を擴張し無制限法貨として、全國に流通せしむることゝしたり。銀貨は從來既に自由鑄造の資格を有したるに、今回の改正に依て、其流通區域の制限の解除せられたる以上は、金貨と相並んで、本一位幣たるの地位を占めたるものにして、此時より我國は金貨本位制より一變して、複本位制に移りたるものなり。然も此複本位制は如何なる運用を致したるか。先づ右の條例に據り、金銀貨の法定比價を求むるに、舊貿易銀は金貨に對して、一と一六、一七、新貿易銀は同じく一と一六、三二の割合に當れり。而して一方に世界に於ける金銀の市價を見るに、當時は既に獨逸に於て貨幣制度の改革行はれ、其餘波は銀貨に及び、金に對して下落の勢を呈し、例へば明治十年西曆千八百七十七年(は金一に對する銀一七、二二、同十二年は一七、九四、同十三年は一八、四〇)の市價を現はしたり。此際日本が新舊貿易銀の通用制限を解除して、之を無制限法貨たらしめたるは、即ち市價と相違せる法定比價を以て複本位制を實施せるものにして、法律上低價を付せられたる金貨は外國に驅逐せられて、銀價のみ内國市場に流通す可く、而して此銀貨の内にて量目二七グラム二一六の新貿易銀は量目二六グラム九五七の舊

貿易銀の爲めに同じく流通外に驅逐せらるゝに至るや知る可きのみ。是れ即ちグレシヤム法則の實際に行はるゝ結果にして、日本の複本位制が世界に於ける金銀の市價を自國の法定比價に接近せしむるの作用を盡さざる限りは、法律上に於て複本位制を実施するも、實質上に於ては、舊貿易銀を本位に充てたると同様の結果を免かれざる所以なり。

第二節 不換紙幣整理

明治の初年より政府紙幣として、世間に流通したるもの、其種類に乏しからず。太政官札、民部省札、大藏省兌換證券、開拓使兌換證券は即ち是れにして、當初は明治二年五月の布告に據り、太政官札は明治五年限り、一切正貨に交換せらる可き規定なりしが、同四年の布告に據り、其引換は總て新貨幣を以てすることゝしたるが故に政府紙幣は此時を以て純然たる不換紙幣と爲れり。而して其整理は政府の最も困難を感じたる所にして、先づ紙幣所有者の持參したる紙幣に對して公債を交付し、以て之を國庫に回收し、且つ公債を保證として兌換紙幣を發行する銀行を設

立せしめて、兌換制度の基礎を成さんが爲め、明治五年十一月國立銀行條例を翌年三月金札引換公債證券條例を發布したれども、是等の實施に依て充分の効果を收むる能はざりき。而して一方には藩札引換の爲めに二千二百九十一萬圓、歲入填補の爲めに八百五十二萬圓、西南征討費支辨の爲めに二千七百萬圓の政府紙幣を發行したるに加ふるに、九年八月以後始め銀貨を以て、兌換す可かりし國立銀行紙幣の兌換を政府紙幣を以てするを得ることゝしたるが故に、國立銀行紙幣も亦一種の不換紙幣と爲り、是等の不換紙幣は總て市場に於て正貨に對して打歩を呈し、物價を騰貴せしむると共に、連年輸入貿易の超過を招き、之を決済する爲めに、正貨の流出を必要とし、内國に於ける正貨の流通高は次第に減少するに至れり。斯くて金融市場一般に逼迫して、資金の融通不自由と爲るや、之を解する者は正貨の流通高減少したるを以て、其原因に歸し、資本の供給を豊富にして、産業の發達を謀らんとするには、先づ正貨の流通高を増加するの必要ありとしたり。明治十一年政府が銀貨の流通區域を擴張して、複本位制を採用するに至れるが如き、要するに如上の見地より、正貨の流通を促する趣意に出でたるものなる可しと雖も一方に多

額の政府紙幣の流通するに加へて、明治九年國立銀行條例の改正以來、全國の國立銀行が續々紙幣を發行して、不換紙幣を過剰にし、正貨に對して其價值を低落せしめたる以上は、正貨の流通外に驅逐せらるゝは當然の事實にして、當時の實狀を概言すれば、複本位制の法定比價が市價と相違する結果として、金貨は銀貨の爲めに驅逐せられ、紙幣價值の低落したる結果として、銀貨は更に紙幣の爲めに驅逐せられたるものと云ふを得べし。

斯る事情の下に於て、明治五年より同十四年に至るまで、海外に驅逐せられたる正貨の高は七千七十九萬餘圓に達し、又同年末市場に流通する政府發行の不換紙幣は一億二千萬餘圓にして、之に銀行紙幣を加ふるときは、總計一億五千四百八十萬餘圓に上るにも拘はらず、準備の正貨は僅に八百六十萬餘圓に過ぎず。紙幣の價值は銀貨に對して、七割以上の低落を示し、物價は著しく騰貴し、金利は一割八分の高度に上り、七分利付公債の時價は七十圓臺に下落するに至れり。斯くて經濟社會紊亂し、産業の衰微甚だしきに至るや、政府に於ては速に紙幣を處分して、正貨の兌換を開始するの必要を認め、先づ大體の方針として、(一)政府紙幣を漸次銷却し

て、正貨準備の吸收を謀り、(二)國立銀行紙幣を銷却し、國立銀行の發行銀行たる資格を除却し、(三)中央銀行を設立して、之に紙幣發行の獨占權を賦與し、以て全國の紙幣を統一せしむるの三策を確定し、其實行手段として、明治十三年九月酒造稅則を改正して、翌年以來其收入を二倍に増加し、十三年十月歲計上に餘裕を得る目的を以て、地方制度に改正を加へ、地方稅目の中に於て、從來地租五分の一以內と定めたる制限を三分の一に擴張すると同時に、監獄費其他を地方稅支辨に移し、府縣土木費として、中央政府より下付せられたる下渡金を廢止したる等種々の施設の外に、諸官廳の經費に充分の節約を加へて、紙幣銷却の元資金を得んとし、明治十五年秋に賣藥印紙稅、取引所仲買人稅を賦課したるに續ひて、明治十八年醬油稅法并に菓子稅を制定したる他の一方に於ては、明治十六年十二月金札引換公債證書條例を改正し、翌年以後漸次其發行高を増加して、紙幣銷却資金の一部に充て、明治十五年六月日本銀行條例を發布し、其第十四條に於て、日本銀行に兌換銀行券發行の特權あることを明にし、明治十六年五月國立銀行條例に改正に加へて、所謂國立銀行紙幣合同銷却法なるものを制定し、各國立銀行の準備金を日本銀行に預託し、日本銀行

をして銀行紙幣銷却の事務を擔任せしめて、以て其流通高を遞減するの方針を定めたり。而して是等政策の不換紙幣整理に及ぼしたる効果を見るに、明治十四年十一月より同十八年に至るまで、国立銀行紙幣の流通高は四百二十四萬二千餘圓に減じ、之に第一種政府紙幣、即ち明治元年より同四年まで發行の紙幣の銷却高を加ふれば、殆ど千八百萬餘圓に上り、又其年間に於ける歲計上の餘裕を以て、千三百六十四萬圓、金札引換公債證書の發行に依て、三百九十一萬九千餘圓の第二種政府紙幣、即ち明治五年以後發行の分を銷却して、紙幣の流通高を一億二千四十萬圓に減じたる一方には、準備金として四千二百二十六萬五千餘圓の正貨を國庫に蓄積するを得、漸次紙幣の價值をして、略ぼ正貨と同價に接近せしむるに至れるを以て、政府に於ても兌換開始の機會の到來したることを認め、明治十八年六月第十四號布告を以て、(一)政府發行の紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換し、其交換したる紙幣は之を銷却し、(二)日本銀行をして紙幣交換の事務を取扱はしむる旨を公布し、多年世上の一問題たりし不換紙幣の處分を結了し、兌換を開始するを得たり。然るに貨幣制度の上より觀察して、茲に最も注意を要するの一事あり。我國は

既に明治十一年以來法律を以て、複本位制を實施し、金銀貨を以て、本位貨幣に充つるに拘はらず、兌換の開始に際して、特に銀貨のみを以て紙幣の兌換に充んとするは、何故なるか。銀貨のみを以て、公私の支拂に充てんとする政策は敢て此時を以て、始まれるに非ず、先例の據る可きものあり。一二の例を擧ぐれば、明治十三年十二月改正の金札引換公債條例の第一條に於ては、公債の元利金は金銀貨幣のみを以て、支拂ふ旨を規定したれども、實際は銀貨のみを以て、支拂に充て、金札引換無記名公債證書條例に於ては、更に銀貨のみを以て、支拂に充つることを規定したり。即ち明治十七年五月發布の兌換銀行券條例は是等の規定を承け、其第一條に於て、日本銀行に於て發行したる兌換券は銀貨のみを以て、兌換するものと定めたるなり。蓋し當時は西曆千八百八十五年にして、金銀の市價は既に一と一九七七乃至二〇の程度に居れるを以て、我國の如く明治四年の新貨條例に定めたる金貨並に之に對して一六、一七若しくは一六、三二の比價を有する兩種の銀貨を本位に充て、複本位制を實施する場合に、飽くまでも其制度の趣意を持し、金銀貨を以て各種の紙幣、即ち政府紙幣、国立銀行紙幣、並に日本銀行發行の兌換券を兌換すること、

せんか、市價の低落したる銀塊は海外より輸入し來りて、銀貨に鑄造せられ、市場に於て兌換券と引換の上にて、更に金貨を取付け、續々之を海外に輸出するに至るは、必然の數にして、金貨が日本銀行の準備金中に存在し、日本銀行が兌換を維持する間は、到底斯る成行を免かる可からず。政府が紙幣並に兌換券の兌換を銀位のみに限りたるは、全く斯る影響を避くるの必要に出でたるものにして、既に複本位制の下に於て、法定比價と市價との間に、著しき懸隔を生じて、實際上銀貨本位制と異ならざる場合に、兌換を開始したる當然の結果として、見る可きなり。

第三節 金銀市價變動の影響

我國は金貨本位制より複本位制に移れりと雖も、複本位制は單に法律上の規定に止まり、實際に於ては、銀貨本位制と異ならざること右に述べたるが如くなりとすれば、近年の金銀市價變動に會するや、銀貨國として種々の影響を蒙りたるは、明白の事實なり。試に其一斑を擧げんか、(甲)國際上の關係に於ては、(一)歐米金貨國に對する輸出貿易は増進し、(二)銀貨國の市場に於て、金貨國より輸入せらるゝ貨物と

比較して、競争上有利なる地位に立ちて、次第に金貨國の競争品を排除し、(三)金貨國との爲替相場は常に動搖し、爲めに金貨國との貿易は投機の状態に陥り、(四)金貨國より原料機械を始め一般の消費品を輸入するに當り、高價を支拂はざる可からざるに至り、(五)金貨國との間に資金流通の圓滑を缺き、低利なる外資の輸入を困難ならしめたり。而して(乙)内國經濟上の關係に於ては、(一)金貨國に對する輸出貿易の増進、銀貨國に對する商品販路の擴張、金貨國よりの輸入不便等種々の事情より、内國に於ける生産事業の發達を促し、労働者に對する職業を豊富ならしめ、(二)租稅殊に間接稅並に官業の收入を増加し、(三)銀貨が金に對してのみならず、諸般貨物に對して、低落したるに隨ひ、一般物價を騰貴せしめ、(四)債權者並に定額の收入を得る階級の者に損失を加へ、債務者並に定額の負擔を負ふ階級の者に利益を與へたる等幾多の方面に變動を呈したるは、嘗に理論上の推測のみに止まらず、明治二十六年十月銀價問題調査の爲めに組織せられたる貨幣制度調査會の報告の蒐集したる諸統計に徴するも、疑を容れざる所なり。而して是等の影響は經濟社會全體の上より打算して、果して有利なりや否やは世上の一問題にして、之を不利益なりとし

又永續す可からずとするの論者は金貨本位論を主張し、之を有利なりとし、又永續す可きものとするの論者は銀貨本位制維持説を唱道するが如く、貨幣制度改革に關する議論の當否は如上の見地に依て、決せらる可きの關係に居りたるが、當時の財政當局者は金銀市價の變動は日本をして金貨本位制に移らしむるの必要あるものなりとし、其理由として左の如き意見を立てたり。

方今物價は益々騰昂の傾向あらんとす。抑も我國の物價にして之を金貨に換算し、金貨國の物價に比し、尙ほ低廉なるときは、即ち物價の騰貴未だ金貨騰貴の度に達せざる間は、我國の輸出貿易は金貨國に向つて獎勵せられ、又其結果として、農商工業の發達を促し、併せて勞力者職工の需要を増加す可きこと前數年に於て實驗せる所の如しと雖も、物價の騰貴進んで止まず、遂に金貨騰貴の割合を超へて上るときは、勢、金貨國に向つての輸出は漸次減退し、却て彼の輸入を増加せざるを得ず。熟ら二十九年の外國貿易を案ずるに輸入超過三百萬餘圓に達したるを見る。而して開港以來未曾有の珍事に屬する此現象は間接に歐洲の紊亂、米國の不景氣に伴ひ、輸出の不振を來したるに依る可しと雖も、亦内地に於

ける物價の騰貴事業の勃興に連れ、茲に機械、原料其他奢侈消費物の輸入増加したるに歸せずんばあらず。

物價斯の如く騰貴するときは、貨物を有する者は利し、通貨を有する者は損す可きが故に生産者債務者納税者は利する所ありと雖も、政府の歳出は増加し、公債は下落し、債務者は損失を蒙り、一定の給料及び賃銀に衣食する者は益々困難を感ぜざるを得ず。加ふるに物價の騰貴と債務者の利益は資金の需要を増加し、輸入超過と債權者の不利益は資金の供給を減少するが故に、金融益々逼迫して、公債株券の下落を惹起し、事業を妨害し、資金の融通を縮少す。要するに銀貨下落の爲めに、我國の享けたる利益は漸く減滅して、將に其弊に堪へざるものあらんとす。茲に於てか我國は最早銀本位を維持するの必要を見ず。宜しく歐米其他關係諸國多數の趨く所に倣ひ、金本位制を施行し、以て自然的最良貨制を採用す可きなり。況や金準備の點に於ても、今日之が改革を容易ならしむるに於てをや。

以上の意見書に於ては、議論事實共に誇張せられたるの跡あるを免かれず。銀

貨國に於ては、銀貨の一般物貨に對して低落したる程度に應じて、一般物貨の騰貴するは、必然の勢にして、一方に金貨國に於ては金貨の一般物貨に對して騰貴したる程度に應じて、一般物貨低落し、双方に於ける物價平準點の差違は金銀市價變動の範圍と相一致するに至る可きものなるが故に、銀貨國に於ける物價の騰貴進んで止まず、遂に金貨騰貴の割合を超へて上ると云ふが如き状態は之を想像する能はず。明治二十九年の外國貿易に於ける輸入超過の如きも戰後經濟社會の變動に關聯し、必ずしも金銀市價の變動のみに之を歸す可からず。銀貨國に於て銀價下落の爲めに金利騰貴するは、必然の勢なりと雖も、此事たる債權者が貨幣價值低落の爲めに蒙る不利益を償ふの必要に出づるものにして、輸入超過に基く資金の不足を以て、其原因とする能はず。金利の騰貴に際して、定額の利子を付せらるゝ公債市價の低落は已むを得ずと雖も、銀價下落の勢繼續し、商工業の繁昌持續せらるゝに於ては、株式の時價の如き金利騰貴と共に、配當率の増加する關係より、必ずしも低落するものと云ふ能はず。當時我國に於て貨幣制度を改革して金貨本位制に移るの必要ありたりとせんか、其は歐米金貨國と同一の本位制度を採用し、而

して彼我の經濟的關係を密接ならしむるの一事を以て、根本の理由とす可く、銀貨本位制の下に於て、内國經濟上に生じたる利弊の如きは、未だ本位制度の得失を批判するの問題たらざりしが如し。唯結局或る時期に於て、歐米諸國と同一の貨幣制度を取るの必要ありとせんか、日清戰後經濟社會の發展を企圖せざる可からざるに際し、多額の償金を擁して、金貨準備の維持に容易なる時を以て、適當としたるや、論を俟たざるなり。

第四節 現行貨幣法

如上の論點より金貨本位制を實施するの所説は明治三十年前後より財政當局者の間に傳唱せられたるが、政府は遂に明治三十年三月改正の法律案を議會に提出し、兩院の協賛を経て、同月下旬法律第十六號貨幣法として之を發布し同年十月一日を以て、實施の期限と定めたり。其要點左の如し。

- (一) 純金の量目(奇零グラム七四九九)を價格の單位に充て之を圓と稱す。(貨幣法第二條)

(二) 金貨の種類は五圓、十圓、二十圓の三種とし、品位は九百位、量目は五圓に付き一匁一分一厘一毛一一分(四グラム一六六六)と定め、自由鑄造を認め、無制限法貨に充つ。(同第三、五、六、七、一四條)

(三) 五十錢以下の補助銀貨は十圓以内に限り、之に法貨たるの資格を與ふ。(同第七條)

(四) 従來發行の一圓銀貨は金貨一圓の割合を以て、政府の都合に依り、漸次之を引換へ、其結了までは、金貨一圓の割合を以て、無制限に法貨として通用するを許し、通用禁止の場合には、六箇月以前に之を公布し、通用禁止の翌日より、滿五箇年以内に引換を請求せざる時は、地金として之を取扱ふ。(同一六條)

(五) 此法律の發布と共に一圓銀貨の鑄造は之を廢止す。

(六) 在來鑄造の金貨は新金貨の倍位を以て流通す。
之に附屬して兌換銀行券條例並に明治十八年第十四號布告を改正し、日本銀行の兌換券並に政府紙幣は新貨幣法實施と同時に、金貨を以て兌換す可き旨を公にしたり。

右の規定を以てしては、我國は純然たる金貨本位制を施行するものなるか、將た又一時跛行本位制の状態に安んぜんとするものなるか、全然不明に屬せざるを得ず。即ち貨幣法の規定に據り、政府が一圓銀貨通用禁止の勅令を發せざる以上は、金貨に對して一と三二、三四の法定比價を有する銀貨は無制限法貨として、市場に流通し、又禁止の勅令の發せられたる翌日より起算して、滿五箇年間は政府に於て金貨と引換の責に當る可きの定めなり。然らば假令一方に既に銀貨の自由鑄造の停止せられたる結果として、銀貨が法定比價より低落するも、人民は造幣局に銀塊を輸納して、銀貨鑄造を請求し、之を以て金貨を取付くるの自由を有せずと雖も、從來鑄造發行せられたる銀貨の金貨と引換へらるゝ度毎に、市價と法定比價との差は國庫の損失に歸し、此點に於ては、政府は恰も複本位制を實施したると同様の作用を蒙らざるを得ず。但し貨幣法第十六號には、政府の都合に據り、漸次に交換す可しとの一項を設け、必ずしも速時に銀貨を回收するを必要とせずとしたり。若しも政府にして此規定を利用せんか、羅甸同盟諸國、合衆國、獨逸の例に倣ひ、金貨と並行して銀貨を市場に流通せしむるの權能あるのみならず、兌換銀行券條例の

改正に據り、日本銀行をして正貨準備の四分の一に相當する銀貨を兌換準備として所有せしむるの自由の如き、跛行本位制の下に於て、市場に過剰ならんとする銀貨を回収するの便法に供するに難からず。斯の如く貨幣法に於ては、跛行本位制を實行して、一時を彌縫する準備の規定備はれりと雖も、一方に純然たる金貨本位制を實施する方針に牴觸せざるを得ず。即ち跛行本位制を實行する場合に一と三、二、三四の法定比價を以てせんか、羅甸同盟諸國に於けると異なり、金銀の市價は需要供給の關係に依て、常に此法定比價の邊を上下す可きを以て、銀價の下落したる場合には、内外の市場に流通する銀貨は國庫に歸來して、金を貨取付くると共に其騰貴したる場合には、銀貨は海外に流出す可きを以て、日本は世界列國の爲めに、獨力を以て複本位制を實施すると同様の影響を蒙らざるを得ず。日本銀行をして正準貨備の一部として、銀貨を所有せしめんか、銀貨の價値は金貨に對して變動極まりなきの結果、或は兌換制度の基礎を薄弱ならしむることなしとす可からず。是等の事情を考量せんか、純然たる金貨本位制を施行するの外に、良策なきを以て、政府に於ても應分の損失を覺悟して、着々貨幣法の實施に就て準準したり。而し

て其間海峽殖民地、香港等に於ては、一圓銀貨回収の爲めに、大英銀弗の鑄造を要するに至り、又印度事務局が印度手形の賣却を停止して、却て印度宛の爲替を購入し、印度内地に於ても饑饉の難を免かれて、自ら土人の間に貨物に對する需要を増加せしめたるの結果として、遂に銀に對する需要増加し、九月中旬の頃より銀價は次第に恢復の徵候を呈し、下旬に至るや、一オンスの銀塊相場二十六片臺に上れりと雖も、市價は一と三六内外にして、隨て日本の法定比價と比較すれば、多少の相違なき能はず。此際日本が金貨本位制を實施して、銀貨の引換を行ふは國庫の利害より打算して、最も不利益の所業たりしや、論を俟たざるなり。

然らば我國は如何なる程度まで銀貨引換の義務を負ひ、之に伴ふ負擔に應ず可きの地位に居れるか。我國が明治の初年より貨幣法發布に至るまで、鑄造發行したる銀貨自由鑄造停止後と雖も、其以前に造貨局に輸納せられたる銀塊は銀貨に鑄造せられたりは一圓銀貨(舊貿易銀)一億六千二百七十七萬七千餘圓、新貿易銀三百五萬六千餘圓合計一億六千五百十三萬三千餘圓改鑄高四十六萬餘圓にして、貨幣法實施前即ち九月末日内外の市場に分配せられたる高は左の如し。

改訂貨幣論

海外輸出高(再輸入高を差引き)

一一〇、三五五、一六九四

内地流通高

三七、五二五、〇三六

日本銀行正貨準備中現存高

一六、七九二、六〇一

從來支那香港朝鮮等に輸出したる一圓銀貨は或は熔解して兩銀に改鑄せられ、或は極印を付せられて我國貨幣たる資格を失ひたるものあり。又海峽殖民地殊に新嘉坡地方に輸出せられたるものは同地に於て流通上必要なる貨幣と爲り、或は同地より更に附近の諸國に輸出せられて支那人の爲めに極印を付せられ、或は暹羅に入りて同國のチカル銀貨に改鑄せられたるものあり。隨て海外に輸出せられたる銀貨が貨幣法實施の曉に、盡く内國に歸來して、新金貨を取付くるものと見る能はず、一部は必要なる貨幣として流通地方に残存す可く、他の一部は内國に歸來するも我國に於て引換の責に當るの必要あらずと雖も、既に金銀市價と法定比價との間に若干の相違ある以上は、輸出高の幾分は海外より歸來し、從來内地に存在するものと共に、國庫の金貨を取付くるは勿論、日本銀行が正貨準備として所有する銀貨並に銀塊成貨拂渡證書として所有するものなれば、銀貨と同じく國庫

に就て金貨と引換ふを得べき資格あり。九月末日の現在高は二千六百十三萬餘圓を數ふ。の全額は盡く、國庫に於て金貨と引換へ、以て日本銀行をして金貨兌換の基礎を備へしめざる可からず。然らば其準備として、國庫は幾何の正貨を所有したるやと云ふに、先づ第一に依頼したるは償金にして、明治三十年度に於て、七千三百萬圓の新金貨を鑄造せんが爲め、償金を以て購入したる金貨金塊の高は左の如し。

英國金塊	六、九五、九三〇、七〇 <small>五</small>	購入金塊金貨の量目九一六 <small>二</small>	新金貨に鑄造せらる可き高
現送英貨	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七九一、九五、六四 <small>八</small>	六七、九三、九八三、〇〇 <small>七</small>
日本金貨	六三、七二四、〇〇〇	一、五五、一八三、六〇〇	五、八四一、六九二、七三 <small>七</small>
合計	七、六三九、六五四、一四、〇 <small>五</small>	一、六六三、〇六〇、七七 <small>三</small>	六三、七〇〇、〇〇〇
		一、九六三、〇六〇、七七 <small>三</small>	一一、三三三、三三三、三三 <small>三</small>

此外貨幣法の規定に據り新金貨の倍位を以て流通せしむ可き舊金貨三萬六千九百二十八圓を加ふれば、新金貨の總額は七千四百四十四萬一千餘圓に上るの計算なり。造幣局は四、五六の三箇月間に於て、鑄造の準備を爲し、七月より漸次鑄造

に着手し、九月末日までに十圓金貨千二百萬圓、二十圓金貨三千六百萬圓、合計四千八百萬圓を鑄造し了し、豫定の期日に於て、銀貨との引換を開始して、支障なきに至れるを以て、九月下旬大藏省告示第六十一號を以て、十月一日より金貨交換を開始すること並に交換の場所を公にし、且つ交換の順序を各金庫に令達したり。即ち金貨本位制實施の道程に於て、一步を進めたるものにして、既に國庫には右の金貨金塊あり、而して日本銀行には九月末日の計算に據れば、何時に於ても國庫に就て金貨と引換ふるを得べき銀貨銀塊四千二百九十二萬二千餘圓の外に、金貨準備として、金貨三千五百三十一萬一千圓、金貨二十九萬五千圓、外國金貨其他百八十一萬六千圓、合計三千七百四十二萬三千餘圓の金貨金塊を所有し、兌換制度の基礎を完全に維持するの實力を備ふること明白と爲れり。而して政府の立脚地より見るに、貨幣法第十六條に規定したるが如く、永く一圓銀貨に無制限法の貨資格を與へて、市場に流通せしむるときは、銀貨の處分を完了して、純然たる金貨本位制を實施する能はざるのみならず、何時銀價下落の爲めに、如何なる損失を蒙るやも測り知る可からざるを以て、十月一日勅令三百三十八號を以て、明治三十一年四月一日限

り一圓銀貨の通用を禁止すると同時に、書に同一の趣意に基き、三十一年六月法律第五號を以て、曩に貨幣法に於て、通用禁止の翌日より起算し滿五年間と定めたる一圓銀貨の引換期限を三箇月に短縮し、七月三十一日限りとしたり。

第五節 本位銀貨の處分

銀貨引換の準備並に方法は右の如くにして、豫期の如く銀貨の回收を果したるが斯く回收せられたる銀貨は如何に處分せられ、又國庫に如何なる損益の關係を及ぼしたるか。明治三十二年五月の調査に據れば、左の如し。

(甲) 銀貨並に銀塊在高

金貨と引換濟一圓銀貨	三八、六四八、二九七〇〇
成貨拂渡證書に對する銀塊	二九、五〇五、四五三、〇四二
臺灣各金庫現在高	二、九六二、九七三、〇〇〇
租稅其他より收納	三、九七七、〇九九、〇〇〇
合 計	七五、〇九三、八二二、〇四二

内

補助貨幣鑄造元造幣局交付

二七、五六七、〇一一、五八四

上海等へ賣却(銀塊)

一七、五四六、二八八、四二八

内地に於て外國銀行へ賣却(銀貨銀塊)

七、四一七、三七四、〇三〇

臺灣へ回送決算濟(銀貨)

六、二一二、九七三、〇〇〇

朝鮮へ同上

三、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

香港へ同上

一五、八二三、〇〇〇、〇〇〇

威海衛へ同上

一九七、一七五、〇〇〇

合計

七五、〇九三、八二二、〇四二

(乙)一圓銀貨賣却損失高

當初より引上總高

七五、〇九三、八二二、〇四二

此賣却代金

六九、六九六、二四〇、八五三

内 譯

造幣局へ賣却の分

二六、〇三四、八二一、五六三

(二七、五六七、〇一一、五八四)

上海へ賣却の分

一五、七七〇、七一八、二三八

(一七、四四六、二八八、四二八)

香港へ賣却の分

一四、七五二、〇九五、一〇九

(一四、三六三、〇〇〇)

外國銀行へ賣却の分

六、七八五、六五二、四二六

(七、四一七、三七四、〇三〇)

臺灣へ回送の分

五、八三一、三三五、一六〇

(六、二一二、九七三)

威海衛へ回送の分

一九五、〇〇〇、〇〇〇

(一九七、一七五)

韓國へ回送の分

三二六、六一八、三五七

(三三〇、〇〇〇)

差引差減高

五、三九七、五八一、一八九

元來政府が引換濟銀貨の處分法として、最も依頼したるは、之を補助貨幣鑄造の資金に充つるの一事に外ならざりき。當時貨幣法を立案したる當局者の間に於

ては、内地に現存する一圓銀貨を以て、概計六千八百五萬三千八百五圓に上る可しとし、一舉に此巨額の銀貨を回収して、即時に賣却せんには、銀價の下落を促すと共に、財政上に直接の損失を蒙るの掛念あるを以て、少なくとも貨幣法實施の當初に於ては、其流通を禁ずる能はず、第一新本位施行の際、金貨騰貴の傾向あるを抑制し、第二他日金貨流出の際に、幾分か通價の缺乏を補ひて、物價下落、金融逼迫爲替騰貴を防ぎ、第三東洋銀貨國に對して爲替上の便利を得る等の必要より六千百萬圓を限り、一圓銀貨は内地に於て銀價が下落するも、法貨として金貨と共に流通せしめ、其以外に外國より銀貨歸來して、市場に汎濫するときは、之を鑄潰して一部を補助銀貨増鑄の用に、他の一部を臺灣幣制上の需要に供するの意見ありき。此意見の根柢には大なる誤解の存するものあり。即ち一圓銀貨が如何に内地の市場に於て流通するも、其既に定位貨幣たる以上は、金貨騰貴の傾向を抑制するに足らず、金貨流出の爲めに生ずる貨幣の不足は定位貨幣の流通に依らざるも、紙幣の流通に依て、之を補ふを得べく、又銀貨の定位貨幣たる場合には、爲替の標準は金貨に依て律せられ、東洋銀貨國に對する爲替上の便利を收むる能はざるの道理なり。斯る誤

解の如何に拘はらず、如上意見は實際に用ひられず、貨幣法の實施と共に、政府は一圓銀貨の通用期限を定め、又其引換期限をも短縮して、純然たる金貨本位制を實行するの方針に決定したるを以て、引換の爲めに、國庫に歸來したる圓銀の高多額に上り、其處分の急要を訴ふるに至れり。茲に於てか、政府は之に應ずるが爲め、引換濟圓銀の過半を補助貨幣に改鑄するの計畫を定め、先づ三十年度には一千萬圓、貨十一年度には二千萬圓、三十二年度には千五百萬圓、合計四千五百萬圓の銀三を鑄造資金として造幣局に交付することゝしたり。貨幣法制定の以前即ち明治二十九年十月末の調査に據り、補助貨幣の他種通貨との割合を見るに、本位貨幣二億二千八百二十五萬餘圓に對する補助貨幣紙幣四千六十九萬七千餘圓にして、補助貨幣紙幣は通貨總額の一割五分に過ぎず。之を諸外國に於ける割合と比較するときは、稍や少額に失するのみならず、實際戰後補助貨幣が朝鮮、支那、臺灣等に輸送せられたると商工業の繁昌に伴ひて、例へば貨銀の支拂、小額の賣買等の爲めに、補助一貨取引を増加して、多少其流通に不足を告げたるの状なきに非ずと雖も、元來補助貨幣の發行流通高には一定の制限の存するものあり。明治三十年以來少額なが

らも、毎月外國より補助貨幣の流入するものありて、自ら供給の不足を補充すると共に、一方には政府が右の豫定に従て、多額の補助銀貨を市場に供給したるを以て、三十一年以後流通上適度を失ひ、取引の上に不便を訴ふる者少なからず。現に全國の各金庫に就て流通の状況を調査したるに、四十七箇所の内にて、三十一年一月より三月に至る間は適度二十五、過多六、稍や過多十、不足三、僅少三の割合なりしに、四月より六月に至る間は適度二十一、過多二十、稍や過多三、不足三に變じたる次第にして、政府に於ても是より前二月中旬を以て、日本銀行發行の一圓兌換券を漸次中央金庫に回収して、其代りに五十錢銀貨を使用す可き旨を令達し、更に四月中旬を以て、貨幣法第七條の制限に拘はらず、國庫の收入には無制限に補助貨幣を收受することとし、類に其分配を適度の状態に就かしむることに盡力したれども、容易に其目的を達する能はざりき。政府が當初の豫定に従ひ、補助貨幣の増鑄を斷行するを得ず、各地方に銀貨を賣却處分して、前記の損失を蒙るに至れる理由茲に在りとす可く、此損失は純然たる金貨本位制を速成したる代價を以て目す可きなり。

第六節 臺灣の貨幣制度

臺灣割讓以前に於ける同地の貨幣制度は支那と同じく、甚だ錯雜を極めたり。其一斑を見るに、固より一定の本位貨幣なるものを存せず、墨西哥、西班牙、香港弗等に極印を付し、總て其量目に準じて、之を流通せしめたり。隨て其何國の鑄造に係る貨幣たるを問はず、一切之を一の銀貨と見做したるのみならず、近年は甲乙兩者の間に貨幣を授受するに當り、乙は甲の極印を求め、乙が之を第三者に交付せんとして、拒絶せられたるときには、甲に同一量目の銀貨と交換するの義務を負はしむる習慣を生じたり。又銀貨の外に銅貨も流通して、小額の取引を決済したりと雖も、要するに幣幣流通の状態亂雜なりしは論を俟たず。而して臺灣が我版圖に歸するや、政府は一圓銀貨、補助銀貨並に兌換券を以て、同地に於ける各種の支拂に供用し、刻印付並に毀損したる銀貨は一切公納に收受せざることとし、一時兌換券の流通は圓滑なるを得ざりしと雖も、銀貨は當初より完全に流通し、事實上内地と同一の貨幣制度の下に立つに至れり。

然るに明治三十年三月我國に於て貨幣法新に制定せられ、十月一日を以て之を實施することに決定するや、臺灣に於ても内地と同様、金貨本位制を實施す可きや否やは、世上の一問題と爲り、政府は臺灣に於ける經濟上の状態殊に貨幣流通に關する舊來の習慣より推窮して、即時に金貨本位制と施行するを以て不適當なりとし、十月一日以後は内地に於て新金貨と交換の上、國庫に回收せられたる一圓銀貨に極印を付し、之を金貨に對する時價に依て、臺灣の公納に使用せしめ、之と同時に從來公納に使用することを許容したる外國銀貨並に私に極印の施されたる貨幣は一切之を收納することを禁止し、十月二十二日勅令第三百七十四號を以て之を公布し、十一月十三日臺灣總督は政府の極印付一圓銀貨の價格を當分の内、金貨千圓に付き千三十七枚の割合に據らしむ可しとしたり。即ち一圓銀貨に一圓に付き九十六錢四厘の公定價格を付したるものなり。

爾來臺灣の貨幣制度に就ては、常に改正の説ありたれども、行はれず。政府は三箇月を期して、極印付圓銀の公定相場を改定し、又臺灣銀行をして銀貨を準備として、紙幣を發行せしめ、日本銀行の兌換券と相並んで市場に流通せしめ、たれども、固

より斯の如きは一時變則の制度にして、永久に施行せらる可きものに非ず。第一公定相場の改定せらるゝ度毎に、銀貨を所有する者に損失を蒙らしめ、第二内地と臺灣との貨幣制度異なるの結果、兩者經濟上の關係を疎隔し、第三極印付圓銀の供給は一に政府の制限する所に係るが故に、時に人爲の作用に依て、價格に急劇の變動を惹起すの恐あり、第四銀塊相場の變動と圓銀公定相場の改正と同時に、行はれざるが爲めに、其間に投機的取引を誘致するが如き、幾多の弊害あるを以て、遂に三十七年七月一日限り銀貨の無制限通用を廢止し、單に公納にのみ時價に依て、收受するに止め、本國の制度と同一のものたらしむることゝしたり。

第七節 金貨本位制の維持

金貨本位制は如上の事情の下に、如上の規定を以て、我國に施行せられ、既に二十年の歲月を経たり。此間金銀市價の變動は依然として熄まず、隨て主として銀貨を流通する支那の市場に對しては、我國の爲替相場は常に動搖し、殊に銀價は一昂一低の間に於て、金に對して低落の趨勢に居るが故に、支那に對する輸出貿易は往

々にして不利の影響を蒙るを免かれずと雖も、金貨國に對する爲替相場確定したる結果として、外國貿易も、各種の支拂も共に確實なる基礎の上に立ち、低利なる外國の資金は自ら内國に誘導せられ、其元利金支拂の爲めに債務者たる我國官民に意外の變動を蒙らしむることなきを得たり。是等は金貨本位制の我國に齎したる利益の重なるものとす可しと雖も、一方に我國は如何にして金貨本位制を維持するの成算ありや、近年世界に於ける金産出額の増加に伴ひ、重要なる金貨國は金の分配を受けて、金準備を豊富ならしむるに勉めつゝあるが、我國は他の諸國と同じく此分配に與りつゝありや。此點に就ては多少考量する所なかる可からず。

金爲替本位制に於ては、内國に金貨の流通し、又存在するを必要とせず、單に外國に爲替資金たる金貨の存在するを足れりとするも、金貨本位制に於ては、内國に金貨の存在するを必要とし、又其存在することに依て、一國に於ける貨幣の伸縮自動的に行はれて、貨幣制度の運用を完全ならしむるを得るものとす。唯金貨本位國に於て、金貨の存在するや、其存在高は盡く一の中央銀行に集中せられて、正貨準備を成すものと、中央銀行の準備金以外に、市場に流通するものと二種の區別あ

り。蓋し今日中央銀行は其職務の一として、兌換券を發行するが故に、或る組織の下に、之に對する準備金を備へざる可からず。中央銀行にして準備金を備へて、兌換券に對する兌換を行はんか、金貨を要する者は兌換券を以て、中央銀行に就て金貨を取付け、以て海外に對する支拂を決済するの用を果す可し。而して中央銀行の發行する兌換券の額面にして、本位貨幣の額面と同等以下の程度に居らんか、兌換券が金貨に比較して流通上に便利なるの關係上、兌換券のみ専ら市場に流通し金貨の流通するものなきに至る可しと雖も、此反對に兌換券の額面が本位貨幣の最低額面に比較して、遙に其以上に居らんか、兌換券のみを以て、日常の取引を決済する能はず、補助貨幣を以て之を決済するには、法貨たる金額の制限若しくは運搬上の不便等の關係より、困難なるの事情あるが故に、結局日常の取引を決済するに必要ある若干額の金貨の市場に流通するを見る可し。此點に就て我國の實例を見るに、兌換券の最低額面が一圓の低位に居るの結果として、日本銀行の發行する兌換券の金額頗る大なる一方には、市場には何等金貨の流通するものを見ず。我國に於ける金貨の存在高は事實上盡く日本銀行に集中せられて、其金貨準備を形

成し、以て兌換券に對する兌換の要求を果すの結果と爲り、日本銀行正貨準備の消長は我國貨幣制度の基礎の強弱を卜する唯一の目標たるを得べきなり。

然らば日本銀行は如何にして兌換券に對する正貨準備を吸収し、又之を充實するか。凡そ中央銀行が正貨を吸収する方法は二あるのみ。一は内國に於て採掘精鍊せられたる金を購入するものにして、他は國際貸借の關係に依て、外國より金の輸入を仰ぐもの是れなり。但し今日世界に於ける金の産出は南阿弗利加、濠洲、露西亞并に亞米利加に限られ、他の金産國に於ては内國に金の産出せらるゝもの多きを見ず。故に是等の國は有利なる國際貸借上の關係を成して、以て外國に産出せられ、又は蓄積せらるゝ金を自國に吸収するに勉む。世界に産出せらるゝ金の大部分は一度び倫敦の金市場に集まり、國際貸借上の關係を逐ふて、各國に分配せられ、而して其分配の程度は各國に於ける物價平準點を支持するの標準に於て決定せらるゝこと前論の如し。而して一國の正貨が外國に流出するは、不利なる國際貸借の關係に基き、其外國より流入するは有利なる國際貸借の關係に因るものなり。一國々際貸借の項目は國の狀況に依て、自ら異なる所なきを得ずと雖

も、輸出入貿易、國際間に於ける資金の移動、之に基く利子収益の收支、移住民送金の出入等を以て、其重なるものとし、是等金額の消長に依て、一國は國際貸借上に於て、或は債權國と爲り、或は債務國と爲る可し。一國が各種の關係より、債權者と爲るや、其債權に對する利子収益は必ずしも盡く貨幣の形態に於て收納せらるゝに非ず、債權國に於ては貨物の輸入、輸出に超過し、債務國に於ては貨物の輸出、輸入に超過し、全體に於て國際支拂の均衡を支持するを得るを以て、一般の原則とす。英國に於て連年輸入超過の勢繼續し、而して其金額は近時一億數千萬磅の多きに上るに拘はらず、金貨本位制の維持若しくは金貨の吸収に就て何等の難色を告げざる所以は此輸入超過たる英國が外國並に殖民地に有する債權に對して生じ、輸入超過の代價は債權の収入に依て決濟せらるゝが爲めに外ならず。獨逸、佛蘭西の如き亦然り。是等の諸國が輸入超過に接して、貨幣制度の維持に何等の痛痒を感ぜざるは、即ち右の事情に基くものにして、既に斯る地位に居るが故に、是等の國に於て或る特殊の關係より、中央銀行の正貨準備を充實し、又は内國に於ける正貨の在高を増加せんとするや、中央銀行は金利を引上げ可く、中央銀行の金利引上と共に

金融緊縮すれば外國に在る債權は内國に回收せられ、或は新に外國の資金を吸収して、以て所期の目的を達すること容易なるを得るなり。

我國の國際貸借上に於ける地位を見るに歐洲戰前と開戦後とに於て、多少事情の異なるものなり。戰前に於ては、船舶運賃及び保険料、艦船消費、旅客消費、事業利益及び出稼人送金に於て、我國の收納する所は外國に支出する所に超過すること六千數百萬圓に及べりと雖も、一方に日露戰時並に戰後に於て我國が外國に募集したる外債を始めとして、地方自治體並に民間諸會社の外國に起したる債務は異常の金額に上り、其利子支拂高のみを以てして、七千數百萬圓の金額に上り、此點に於て我國をして債務國たるの地位に居らしめたり。既に債務國たる以上は、此債務の殘高は結局内國の貨幣を以て、外國に支拂はれ、貨幣の流出、通貨の收縮は常に我國の物價平準點を下降せしめ、外國に對して輸出超過の勢を持し、以て全體に於ける國際支拂の均衡を維持せしむ可きの道理なるに、實際には輸入超過は連年繼續して其趣を更めず、而して斯く輸入超過繼續するも、内國の貨幣は敢て海外に流出せず、通貨亦收縮せずして、物位騰貴の勢を助長して已まず。國際貸借を律する

普通の原則に對して一箇の除外例を示すの觀あり。斯の如きは畢竟我國が日露戰時外債募集の急に驅られたる際、外債利子支拂に必要な金額を外國に存置し、總て對外支拂を決済するに此金額を以てし、而して此金額に減却を來すや、更に外債を募集して、以て之を填補するが爲めに生ずるの變態に外ならざりき。斯る政策の下に、我國の物價平準點常に高くして、輸入超過の形勢を馴致し、此超過額と外債利子との支拂を果す爲めに、在外正貨を減却し、其減却するに隨て、更に外債を募集するの手段を取らんか、外債増加の結果として、我國財政の信用程度が外國市場に於て低落し、外債發行の爲めに、不利の條件を忍ばざる可からざるは勿論如何なる不利の條件を以てしも、尙ほ外債の募集意の如く爲らざらんか、結局内國の貨幣を以て、對外債務の決済に當らざる可からざるの道理なり。斯る危機の到達する以前に、我國輸出入の狀況一變して、輸出超過の勢を成すか、或は貿易關係以外に於て外國に對する債權増加するを得んか、債務國にして兼ねて輸入超過國たる變態に伴ふ困難を脱却するを得べきが如しと雖も、此事の望み難きに於ては、内國に存在する正貨を以て、一時に外債の利子を支拂ふと共に、輸入超過の代金を決済する

の難境に陥る可し。英國の如く、中央銀行の發行する兌換券の額面高度に居るの結果として、内國に金貨の流通するもの多きの國に於ては、中央銀行にして低額面の兌換券を發行すれば、市場に流通する金貨を回収し、將に減却せんとする中央銀行の正準貨備を充實するを得べく、斯る國の兌換準備は確實なる二脚を基礎とするに反し、中央銀行の正準貨備以外に之を充實す可き何等の金貨の流通せざる我國の兌換準備は脆弱なる隻脚を基礎とするものと云はざる可からず。

如何にして我國の金貨本遠制を維持し、又金貨準備を充實す可きやは年來の問題なり。金貨本位制を維持するには敢て内國に金の産出せらるゝを要せず、唯有利なる國際貸借の關係を有すれば即ち足れること前論の如くなるに拘はらず、我國は内地並に朝鮮に於ける金鑛業若しくは砂金採取業を獎勵し、以て内地産金額の増加することを企圖したり。然も最も有望なりと稱せらるゝ朝鮮の産金事業にして一年の産額一千万圓を上らず、之を以て我國の外國に負ふ債務を決済し、國際貸借の状態を有利ならしめんとするが如き、及ばざるの甚だしきものとす可し。而して輸出入の状態を一變するに就ても、或は保護關稅策に依る外國品の排斥、内

國品使用の獎勵等聊か努力の跡の認められざるに非ずと雖も輸入を抑制して、輸出を獎勵するには、國際間に於ける貨幣分配の根本問題に遡り物價平準點を低下せしむるまで、内國に於ける貨幣の供給を減却するの外に、何等の方策を見出す能はざるなり。

斯の如く歐洲開戦以前に於ては、我國の本位制度維持問題頗る切迫し、世人をして其將來に疑惑を懐かしめざるを得ざりしが、開戦以來著しく其状態に變化を來したり。即ち開戦以來我國は連年繼續する輸出超過、運賃備船料の收入増加等に依て、國際上の債務を決済したる上に、尙ほ多額の正貨を國內に吸収するを得たり。斯く正貨の流入する勢を其趣く所に任さんか種々の弊害の伴うものあるを以て、之を抑制する爲め、我國は或は與國の發行する債券に應募し、或は我國の外債を償還し、我は支那に放資する等要するに國際上の債務を輕減して、債權を取得するに勉め、此形勢の繼續する以上は、金貨本位制維持に伴う困難は自ら除却せられたるが如し。然も戦争終熄後に於ける經濟上の變動に處して、能く國際貸借上に於ける我國既成の地位を保持するを得るや否やは將來の問題に屬し、今日之を豫測す

改訂貨幣論
る能はざるなり。

五〇

改訂貨幣論終

大大大大大大大
正正正正正正正
八七六五四三三
年年年年年年年
一四四三三四六三三
月月月月月月月
三二廿廿二十
十五五十七
日日日日日日日
改七六五四三再發印
訂版版版版版
八版發發發發發
行行行行行行行

改訂貨幣論與付
定價金貳圓五拾錢

堀江歸一

株式會社同文館

東京市神田區表神保町二番地

森山章之丞

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

株式會社秀英舎第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

右代表者

著者

發行者

印刷者

印刷所



東京市神田區表神保町二番地
電話三〇八〇三〇八
振替口座東京一三〇三三五番

株式會社同文館

發兌
大賣捌
東京牛込 東京神田 大阪市東區 大阪市北區 福岡・久留米
早稻田同文館 東京神田堂 寶文館 盛文館 菊竹書店

45
397

終

